

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」フォローアップ

平成21年6月26日現在

目 次

第1	身近な犯罪に強い社会の構築	1
第2	犯罪者を生まない社会の構築	31
第3	国際化への対応	41
第4	犯罪組織等反社会的勢力の対策	53
第5	安全なサイバー空間の構築	66
第6	テロの脅威等への対処	75
第7	治安再生のための基盤整備	90

施策名	省庁名	実施状況
第1 身近な犯罪に強い社会の構築		
1 防犯ボランティア活動等の促進		
① 防犯ボランティア団体に対する支援等の充実	内閣官房 内閣府	i ◎防犯対策の推進等について定めた「地域のつながり再生プログラム」において、地域の自主的な防犯対策を推進している。なお、本プログラムを含む地域再生基本方針について、平成21年4月24日に一部変更の閣議決定を行い、引き続き地方公共団体の行う地域再生計画に基づく取組を支援することによりプログラムの推進に努めている。
	警察庁	i ◎平成20年度に引き続き、平成21年度、「防犯ボランティアフォーラム」を開催し、全国の防犯ボランティア団体に対して効果的な活動事例の情報提供を行うことにより、全国の活動の高揚を図る。
		ii ◎平成20年度に引き続き、平成21年度、「安全・安心なまちづくり関係功労者表彰」を実施し、安全・安心なまちづくりの推進に関し、顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰することにより、安全・安心なまちづくりに関する優れた取組みを広く普及させる。
		iii ◎平成21年度において、安全・安心なまちづくり関係功労者表彰・防犯ボランティアフォーラムのため、2百万円を措置した。
		iv ◎活動拠点を中心とした自主防犯活動を支援するための「地域安全安心ステーション」推進事業を実施しており、平成21年度においても、新たに200地区を選定し、合計800地区とした。
		v ◎平成21年度において、「地域安全安心ステーション」推進事業のため、81百万円を措置した。
		vi ◎警察庁ホームページ内の自主防犯ボランティア支援サイトを活用して、団体、好事例等を紹介し、防犯ボランティア団体の士気高揚と活性化を図っている。
		vii ◎平成21年度において、自主防犯ボランティア活動支援サイトのサーバー統合のため、3百万円を措置した。
		viii ◎平成21年度において、全国地域安全運動に係る経費のため、6百万円を措置した。
		ix ◎平成21年度において、自主防犯活動を支援するため、子どもを犯罪から守るための環境づくり支援モデル事業に係る経費（597百万円）を措置した。
海上保安庁	i ◎民間団体、ボランティア等による沿岸監視等の活動に対し、一層の活発化を支援することで、犯罪の未然防止等に努めている。	

施策名	省庁名	実施状況
② 地方公共団体による自主防犯活動に対する支援の充実	警察庁	i ◎平成20年度に引き続き、(財)都市防犯研究センター主催の自治体による防犯ボランティア団体への支援や防犯まちづくり等に関する先進的な取組の発表を内容とする「安全・安心なまちづくりワークショップ」を通じ、地方公共団体による自主防犯活動への支援に関する情報を提供する予定である。
		ii ◎「地域安全安心ステーション」推進事業団体の構成員及び、その活動地域の周辺住民に対して行ったアンケート意識調査をとりまとめ、地方公共団体に配付し、知見を提供した。
	総務省	i ○今後、検討する予定である。
③ 的確な犯罪情報・地域安全情報の提供	内閣府	i ○今後、情勢に応じて、必要な検討を行う。
	警察庁	i ◎平成19年12月、「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進上の留意事項について」を都道府県警察に発出し、犯罪情報発信活動の推進等を図るよう指示するなど、的確な犯罪情報の提供を推進している。
		ii ◎平成21年度地方財政計画において、地域住民への防犯情報の提供に係る経費を措置した。
④ 企業等による自主的な犯罪抑止対策の促進	警察庁	i ◎企業等により社会貢献活動の一環として取り組まれている犯罪抑止活動が、より一層促進されるよう働きかけを推進している。
		ii ◎平成18年から(社)日本フランチャイズチェーン協会内の安全対策委員会に参加し、犯罪情勢及び防犯対策について討議を行っている。
		iii ◎平成21年4月の「タクシー強盗防犯対策会議」で決定した新たな「タクシーの防犯基準」に基づき、犯罪抑止対策に取り組むよう関係機関・団体に要請した。
	経済産業省	i ◎日本経済団体連合会、中部経済連合会、関西経済連合会等の経済団体及び個別企業への働きかけを通して、企業等の犯罪抑止対策への自主的な取組を促した。
2 犯罪に強いまちづくりの推進		
① 官民協働による犯罪の発生しにくいまちづくりの推進	内閣官房 内閣府	i ◎(再掲:第1-1-①-官府-i)「地域のつながり再生プログラム」の推進。
		i ◎国土交通省とともに協力し、建築、防犯の関係団体が策定した「防犯優良マンション標準認定基準」を活用した認定制度の全国展開を関係機関と連携して促進し、防犯性能の高い共同住宅の普及を図っている。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	<p>ii ◎平成19年12月、「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進上の留意事項について」を都道府県警察に発出し、官民協働による防犯対策の推進等を図るよう指示するなど、官民協働による犯罪の発生しにくいまちづくりを推進している。</p> <p>iii ◎平成21年度地方財政計画において、刺股を活用した防犯教室の開催に係る経費を措置した。</p> <p>iv ◎平成18年12月、「警備業者の営業所等に対する適切な立入検査の実施の推進について」を都道府県警察に発出し、実効ある立入検査を実施するよう指示するなど、警備業の質の向上を図っている。</p> <p>v ◎平成21年度において、警備業務の区分ごとの警備員指導教育責任者に対する、講習、検定試験及び資格審査等に必要な警備業務における高度な業務知識・技能を有する専門家の養成等に係る経費(6百万円)を措置した。</p> <p>vi ◎平成20年12月、「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進上の留意事項について」を都道府県警察に発出し、各種取締りの強化、街の新たな魅力づくりの連携協働などの関係機関・団体との連携により、総合的な取組を推進するよう指示した。</p> <p>vii ◎各都道府県警察において、コンビニエンスストアや金融機関等を対象とした強盗事件等に対する防犯対策として、管理者等に対し「防犯基準」に基づく防犯指導を行っている。</p>
	警察庁 国土交通省 経済産業省	<p>i ◎防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議において、一定の防犯性能がある建物部品(CP部品)を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表し、CP部品の普及を促進した。 【平成20年度末】掲載品目総数:計17種類3,919品目</p>
	経済産業省	<p>i ◎関係省庁と建物部品関連の民間団体との間で、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議を開催し、一定の防犯性能がある建物部品(CP部品)をの普及を促進している。</p> <p>ii ◎商店街等々にぎわいを創出し活性化を図るために、商店街振興組合等が一体となって行う、安全・安心等の社会課題に対応する商業活性化の取組に対し、中小商業活力向上事業により支援を行った。その中で、平成20年度は防犯カメラや街路灯の設置を15ヶ所実施した。平成21年度も同様の取組への支援を実施している。</p>
	農林水産省	<p>i ◎地域住民の安全性の向上を図るため、農山漁村における集落道等において、附帯施設として照明施設、防護柵等の設置を推進する。</p>
		<p>i ◎まちづくり交付金等を活用した防犯灯・防犯カメラの設置、住民参加による防犯パトロールの展開等の取組を支援している。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	国土交通省	ii ◎侵入犯罪の防止を図るため、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」を設置し、建物部品の防犯性能試験の試験結果に基づき、「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表。また、普及促進のため、試験合格品が共通して使用できる標章(CPマーク)を定めた。同会議では、試験を継続し、目録を随時更新している。 iii ◎平成18年4月、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」等における取組や、近年の防犯設備の普及状況等を踏まえ、「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」を改正し、公表した。 iv ◎(財)ベターリビング、(財)全国防犯協会連合会及び(社)日本防犯設備協会に協力し、「防犯優良マンション標準認定基準」の策定(平成18年4月)を推進した。都道府県において認定制度の実施を推進し、防犯性に優れた共同住宅の普及を図っている。
② 個人の住まいへの防犯カメラ等の普及促進	警察庁	i ○地方公共団体に対し、都道府県警察や関係団体等を通じ、防犯性能の高い建物部品(CP部品)等に関する情報を提供する予定である。
	経済産業省	i ○今後、検討する予定である。
	国土交通省	i ○地域住宅交付金の活用により、住宅における防犯カメラの設置を推進する。
③ 道路周辺の映像を表示するサービスに係る防犯対策等の検討	内閣官房	i ○防犯上の問題点等の有無について検討している。
	内閣府	i ○今後、情勢に応じて、必要な検討を行う。
	警察庁	i ○実在する道路周辺の映像をインターネット上で立体的に表示するサービスを悪用した犯罪の実態把握を行う。
	総務省	i ○今後、検討する予定である。
	経済産業省	i ◎実在する道路周辺の映像をインターネット上で立体的に表示するサービスについて、プライバシーへの配慮などの対応を要請した。
④ 学校における防犯活動の推進		i ◎平成21年2月、「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、非行防止教室等の少年の規範意識の向上に資する活動の強化について指示した。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	ii ◎平成18年1月、「スクールサポーター制度の拡充について」を都道府県警察に発出し、スクールサポーターの任務として、学校における児童等の安全確保、犯罪被害防止教育の支援、地域安全情報の提供等を定めるとともに、制度の普及を推進するよう指示するなど、スクールサポーター制度を活用した子供の安全確保に関する取組の強化を図っている。 iii ◎平成21年度地方財政計画において、スクールサポーターの導入に係る経費を措置した。
	文部科学省	i ◎各学校の安全対策の充実のため、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業、防犯教室の推進、教職員向け資料の作成等の取り組みに係る経費（平成20年度 1,856百万円、平成21年度 137百万円及び14,261百万円の内数）を措置した。
⑤ 安全・安心な子どもの居場所づくり	文部科学省	i ◎平成20年度においては、放課後等に小学校等を活用して、安全・安心な子どもたちの居場所を設け、地域の方の参画を得ながら、体験・交流活動等を推進する「放課後子ども教室推進事業（放課後子どもプラン）」が全国の7,919箇所で開催された。21年度も、同事業が全国の8,719箇所（予定）で開催されているところである。
⑥ 「子ども110番の家」に対する支援	警察庁	i ◎平成18年4月、「子ども110番の家」に対する支援と活性化について」を都道府県警察に発出し、不審者情報等の提供、警察官による立ち寄りの励行、対応マニュアルの作製・配付等の支援を推進するよう指示するなど、「子ども110番の家」に対する支援を図っている。 ii ◎平成21年度地方財政計画において、「子ども110番の家」への支援に係る経費を措置した。
	経済産業省	i ◎平成20年度予算において5億円を措置し、「子ども110番の家」（防犯協力事業）等から構成される地域事業環境整備支援事業を29の都道府県石油組合で実施した。平成21年度も同事業においても5億円を措置し、31の都道府県石油組合で実施する見込みである。
⑦ 地域警察活動の強化	警察庁	i ◎平成19年4月までに交番勤務員の不在が常態化する「空き交番」は解消されたところであるが、今後も治安情勢の変化等により「空き交番」が生じないよう、都道府県警察に対し、地方警察官の増員に伴う人員配置及び交番配置の見直しを始め、交番相談員並びにパトカーの効果的運用等を指示した。 ii ◎警察庁から示した指針（「初動警察刷新強化に向けた精強な第一線警察構築の更なる推進について」（平成20年12月24日付け通達））に基づき、都道府県警察において、通信指令の機能、人材育成の強化等の警察通信指令を強化するための各種施策を強力に推進している。 iii ◎地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問技能の伝承と向上を目的とした各種研修を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する職務質問技能指導者による実践的な指導等を通じて地域警察官全体の職務質問技能を向上させる取組を推進している。

施策名	省庁名	実施状況
		iv ◎国民の身近な不安を感じさせる街頭犯罪等を解消するため、管内の犯罪発生状況を分析し、犯罪の多発する繁華街等の地域や時間帯に重点を置く等犯罪の発生実態に即した、きめ細かい・見せるパトロール及び立番・駐留警戒の強化等により、犯罪の抑止及び被疑者の検挙に努める等街頭活動強化に向けた施策を推進している。
⑧ 悪質交通違反の取締り等の強化	内閣府	i ◎平成21年春の全国交通安全運動において、「飲酒運転の根絶」を全国重点に掲げ、関係機関・団体の協力、協賛のもと広報啓発活動を行った。また、常習飲酒運転者飲酒運転行動の抑止に総合的に取り組むため、総合的な常習飲酒運転者対策について多角的に調査研究を実施した。
	警察庁	i ◎平成21年1月から3月までの間に飲酒運転を10,095件、無免許運転を9,021件、最高速度違反を483,203件、信号無視を163,367件取り締まった。 ii ◎様々な広報媒体を活用し悪質・危険な運転による重大交通事故の実態を周知するとともに、酒酔い運転等の悪質・危険な違反行為をした者に対する欠格期間の上限や、酒気帯び運転に対する違反点数が、平成21年6月から引き上げられることについても周知を図っている。
⑨ 重要無線通信妨害対策の推進	総務省	i ◎重要無線通信妨害対策の推進のため、電波監視体制充実・強化3カ年計画(21～23年度)を策定し、デジタル化を含む電波利用の高度化に対応した体制整備、電波監視施設の高度化を検討する。 ii ◎重要無線通信妨害対策強化のため、平成21年度定員要求において関東総合通信局に職員2名の増員を措置した。 iii ◎重要無線通信妨害申告受付強化の(24時間化)ため、平成22年度要員要求における増員要求及び24時間化に必要な機器整備のための予算要求を検討している。 iv ◎電波監視施設の性能向上、設備更改を実施した。平成21年度も引き続き性能向上・設備更改を実施していく。 v ◎毎年6月の電波利用に関する周知啓発活動を集中的・重点的に行うとともに、不法無線局の取締りを強化している。
3 振り込め詐欺対策の強化		
① 総合的な振り込め詐欺被害防止対策等の推進	金融庁	i ◎業界団体等との意見交換会において、ATM周辺における顧客に対する声掛けなどの積極的な振り込め詐欺被害防止対策を促すとともに、振り込め詐欺救済法の運用に当たり被害者救済に向けた対応に努めるよう要請している(平成21年1月、2月、4月)。 ii ◎振り込め詐欺の被害に遭わないための注意喚起と振り込め詐欺救済法の具体的な手続等を政府広報で周知した。(平成21年5月23日、24日)

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	<p>i ◎巡回連絡、交通安全教育等警察職員が高齢者と直接向き合う機会を増加させ、犯行手口、注意点などを解説し、広報啓発活動に努めている。</p> <p>ii ◎各種イベント、防犯関係の集い等あらゆる機会を活用し、広報啓発活動を継続している。</p> <p>iii ◎金融機関団体との協議の結果、振り込み詐欺に利用され凍結された預貯金口座の名義人リストを金融機関へ提供し、当該リストに登録された者が金融機関の窓口で口座開設のために訪れた際に当該金融機関において口座開設を謝絶するとともに、警察において当該金融機関からの情報提供を受けて所要の捜査を行う仕組みを構築。平成21年1月からその運用を開始し、不正口座の開設防止及び検挙の推進を図っている。</p> <p>iv ◎金融機関窓口及びATM設置場所における声掛けの励行のほか、振り込み詐欺に悪用されている口座を監視するための金融機関のシステムの改善等の予防システムの導入の促進を図っている。</p> <p>v ◎総合的な振り込み詐欺対策を推進するため、各都道府県警察の実情に即して、専従のスタッフの設置や事務局の設置・充実等を図っている。</p> <p>vi ◎預金口座等の凍結依頼、金融機関への情報提供等を適切に行い、振り込み詐欺救済法の的確な運用に努めている。</p> <p>vii ◎平成21年度において、振り込み詐欺の捜査活動をより一層効果的に推進するとともに、被害を防止し、捜査協力を確保するため、振り込み詐欺撲滅に向けた諸対策に要する経費(1,286百万円)を措置した。</p>
	総務省	<p>i ◎平成20年度において、振り込み詐欺対策のため、ATMにおいて携帯電話等通話抑止装置を使用する無線局(4局)の免許を付与した。引き続き、金融機関等からの当該無線局の免許申請及び相談等に対応することとしているところ。</p>
	法務省	<p>i ◎日本司法支援センター(法テラス)のコールセンターにおいて、振り込み詐欺を含む消費者被害者等からの問い合わせに対し、法制度や相談窓口情報の提供などを行っているほか、法テラスのホームページにおいても、振り込み詐欺に関するよくある質問と答え(FAQ)を掲載している。また、コールセンターに寄せられた振り込み詐欺の手口をマスコミに提供し、被害の実態報道にも貢献している。</p> <p>ii ◎平成20年度において、法テラス埼玉においては、さいたま市との共催により振り込み詐欺を始めとする消費者被害防止等に関する講演会を開催し、また、法テラス岩手においては、地元情報誌に振り込み詐欺への注意喚起を内容とする「振り込み詐欺撲滅キャンペーン」の協賛広告を掲載した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	法務省	<p>iii ○法テラスの各事務所に、金融庁・財務省・警察庁等において作成された「振り込め詐欺防止ポスター」及び「チラシ」を備え置いて、一般の方々に配付し、注意喚起をして、同種被害の防止を図る予定であるほか、県警や関係機関等が主催する振り込め詐欺被害防止シンポジウムやセミナーの後援等を行い同シンポジウム等の広報に努める予定である。</p> <p>iv ◎検察当局において、検察・警察間で派遣研修を行ったり、関係諸機関と情報・意見交換を密に行うなどして、関係諸機関との連携の強化を図るとともに、各種法令の積極的な活用等により厳正な科刑の実現・犯罪収益等の的確な剥奪を図っている。</p>
② 振り込め詐欺の徹底検挙	警察庁	<p>i ◎（再掲：第1-3-①-警-v）専従のスタッフの設置、事務局の設置・充実等。</p> <p>ii ◎各部門の捜査力を結集して取締りに当たることはもとより、都道府県警察間の積極的な共同捜査を推進して、警察の総力を挙げた取締りを強化している。</p> <p>iii ◎携帯電話や預貯金口座等の不正契約・開設、不正売買といった振り込め詐欺を助長する行為について、携帯電話不正利用防止法、犯罪収益移転防止法等の関係法令を駆使して検挙を図っている。</p> <p>iv ◎（再掲：第1-3-①-警-iii）凍結口座名義人リストを金融機関へ提供し、警察において金融機関から情報提供を受け、不正口座の開設防止及び検挙の推進を図る枠組みの構築・運用。</p> <p>v ◎携帯電話事業者団体との協議の結果、携帯電話の契約申込者から本人確認書類として提示された運転免許証が偽変造されたものと疑われる場合に、警察において携帯電話事業者から情報提供を受けて所要の捜査を行う枠組みを構築。平成20年12月からその運用を開始し、携帯電話の不正契約の防止及び検挙の推進を図っている。</p> <p>vi ◎平成20年10月及び平成21年2月を「振り込め詐欺撲滅のための取締活動及び予防活動の強化推進期間」とし、警察の総力を挙げた取締活動及び官民一体となった予防活動を推進した。</p> <p>vii ◎平成20年度補正予算（第2号）において、振り込め詐欺等の匿名性の高い知能犯罪に対応するため、広域知能犯罪対策用資機材の整備等に係る経費（237百万円）を措置した。</p> <p>viii ◎（再掲：第1-3-①-警-vii）平成21年度において、振り込め詐欺撲滅に向けた諸対策に要する経費（1,286百万円）を措置した。</p> <p>ix ◎平成21年度において、振り込め詐欺捜査に関する諸対策を推進するため、警察庁に振り込め詐欺の捜査に関する事務をつかさどる「振り込め詐欺対策官」を新設した。</p>
	法務省	<p>i ◎検察当局において、警察等関係機関と連携協力の上、受理したこれら事案について、厳正な捜査及び処理を行っている。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	総務省	○今後、検討する予定である。
③ 携帯電話、預貯金口座等の犯罪への利用の遮断	金融庁	i ◎当局が預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施している。
		ii ◎預金口座の不正利用に関する情報提供件数をとりまとめ、平成20年12月末分を21年1月30日に、21年3月末分を21年4月30日に公表した。
	警察庁	i ◎平成21年度において、インターネットの違法情報、有害情報対策を推進するため、インターネット・ホットラインセンター業務の体制強化等に係る経費(200百万円)を措置した。
		ii ◎金融機関団体及び携帯電話事業者団体と協議を進めた結果、それぞれ同一名義人による口座の常時累計開設数及び携帯電話の常時累計回線契約数を一定数に抑制することとされ、順次実施されている。
		iii ◎(再掲:第1-3-①-警-iii)凍結口座名義人リストを金融機関へ提供し、警察において金融機関から情報提供を受け、不正口座の開設防止及び検挙の推進を図る枠組みの構築・運用。
		iv ◎(再掲:第1-3-②-警-v)偽変造の疑いのある運転免許証が提示された場合に警察において携帯電話事業者から情報提供を受け、携帯電話の不正契約の防止及び検挙の推進を図る枠組みの構築・運用。
		v ◎(再掲:第1-3-②-警-ix)「振り込め詐欺対策官」の新設。
	総務省	i ◎平成21年度において、携帯電話の無断譲渡の広告等のインターネット上の違法情報へのプロバイダ等による削除等の対応を支援するため、インターネット上の違法・有害情報事業者相談窓口費用として、約3,800万円を措置した。
	法務省	i ◎(再掲:第1-3-②-法-i)検察当局における厳正な捜査及び処理の実施。
④ 振り込め詐欺に係る「道具屋」の徹底検挙		i ◎インターネット等を利用して携帯電話や預貯金口座等の不正売買を誘引する者に対し、捜査員が顧客を装い接触して検挙する、いわゆる「誘き出し捜査」を駆使するなどして検挙を図っている。
		ii ◎(再掲:第1-3-②-警-iii)振り込め詐欺を助長する行為について、関係法令を駆使して検挙を図っている。
		iii ◎(再掲:第1-3-①-警-iii)凍結口座名義人リストを金融機関へ提供し、警察において金融機関から情報提供を受け、不正口座の開設防止及び検挙の推進を図る枠組みを構築・運用。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	iv ◎(再掲:第1-3-②-警-v)偽変造の疑いのある運転免許証が提示された場合に警察において携帯電話事業者から情報提供を受け、携帯電話の不正契約の防止及び検挙の推進を図る枠組みを構築・運用。
		v ◎(再掲:第1-3-②-警-vi)平成20年10月及び平成21年2月を「振り込め詐欺撲滅のための取締活動及び予防活動の強化推進期間」とし、警察の総力を挙げた取締活動及び官民一体となった予防活動を推進。
		vi ◎(再掲:第1-3-②-警-vii)平成20年度補正予算において、広域知能犯罪対策用資機材の整備等に係る経費(237百万円)を措置。
		vii ◎(再掲:第1-3-①-警-vii)平成21年度において、振り込め詐欺撲滅に向けた諸対策に要する経費(1,286百万円)を措置した。
		viii ◎(再掲:第1-3-②-警-ix)「振り込め詐欺対策官」を新設。
	総務省	i ◎平成20年12月の改正携帯電話不正利用防止法の施行により、本人確認義務が強化されたレンタル携帯電話事業者に対して、説明会や政府広報の実施等を通じ、改正法の正確な周知に取り組むとともに、携帯電話不正利用防止法に基づく携帯電話事業者等への指導・監督を引き続き徹底し、同法に基づく正しい本人確認が行われるよう監督している。
	法務省	i ◎(再掲:第1-3-②-法-i)検察当局における厳正な捜査及び処理の実施。
⑤ 本人確認の徹底	警察庁	i ◎振り込め詐欺の被害を防止するため、金融機関団体に対し、本人確認の徹底を要請している。
ii ◎(再掲:第1-3-①-警-iii)凍結口座名義人リストを金融機関へ提供し、警察において金融機関から情報提供を受け、不正口座の開設防止及び検挙の推進を図る枠組みの構築・運用。		
iii ◎携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律に基づき、警察署長による契約者確認の求めや貸与時本人確認義務違反の取締りを推進している。		
iv ◎(再掲:第1-3-②-警-v)偽変造の疑いのある運転免許証が提示された場合に警察において携帯電話事業者から情報提供を受け、携帯電話の不正契約の防止及び検挙の推進を図る枠組みの構築・運用。		
v ◎平成19年9月以降、運転免許の申請時に、住民票の写しの添付等に加え、健康保険証等の本人確認書類の提示を求め、本人確認を強化している。		

施策名	省庁名	実施状況
	総務省	◎(再掲:第1-3-④-総-i)携帯電話不正利用防止法に基づく携帯電話事業者等への指導・監督の実施。
	法務省	◎(再掲:第1-3-②-法-i)検察当局における厳正な捜査及び処理の実施。
		◎外国人登録法第15条第1項により、外国人登録証明書の交付を含む同法に定める申請等の手続について、本人の出頭主義を採用しており、厳格に本人確認を行うこととしている。
4 消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化		
① 食の安全・安心に係る事犯等への対策及び違法行為の監視の強化	内閣府 警察庁 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	◎平成20年12月に、内閣官房内閣審議官を議長とし、関係省庁の課長級を構成員とする「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」が設置され、「消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化」の具体的推進方策について検討している。
	内閣府	i ◎食品表示連絡会議(内閣府、公取委、警察庁、厚労省、農水省がメンバー)を開催(平成20年度、平成21年度にそれぞれ1回ずつ開催)し、不適正な食品表示に関して、問題のある事業者に対する食品表示に関連する法律に基づく処分等適切な対応が、迅速かつ円滑に実施されるよう、関係省庁と連携を図った。
		ii ◎平成20年9月に「消費者安全情報総括官制度」を創設し、消費者の生命又は身体に生ずる被害に関する情報を集約し、共有体制や緊急時の即応体制の強化を推進している。(関係府省庁:内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)
		iii ◎平成21年度において、消費者事故情報を一元的に集約することを目的として、事故情報データバンクを構築するため、49百万円を措置した。
		iv ◎平成21年度において、消費者被害の発生・拡大を防ぐことを目的として、消費者事故情報の中から要注意情報を抽出し、追跡調査や原因究明を行うための事故情報分析ネットワークを構築するため、120百万円を措置した。
	警察庁	i ◎都道府県警察に対して、食の安全に係る事犯の取締りについて指示するなどし、同事犯の取締りを推進している。
		ii ◎警察庁生活安全局に生活経済対策管理官を新設し、体制の強化を図った。

施策名	省庁名	実施状況	
	法務省	i ◎食の安全・安心に係る事犯や健康被害をもたらす事犯について、検察当局においては、厳正な捜査及び処理を行っている。	
	外務省	i ◎我が国の輸入相手国上位国や食の安全問題にかかわりの深い国際機関等を所管する在外公館において「食の安全担当官」を指名し、個別事例への対応、各国政府・国際機関との連絡体制強化等に取り組んでいる。	
	厚生労働省	i	◎平成21年度において、問題発生時の二国間協議や現地査察に加え、問題発生時の未然防止を図るための輸出国における衛生対策に関する情報収集を実施している。
		ii	◎平成20年度において、検疫所における輸入食品のモニタリング検査の充実等を図るとともに、加工食品の残留農薬検査を強化した。また、検査件数の増加等に対応するため、検査体制の強化を図った。
		iii	◎平成21年度において、輸入食品の安全性を確保するため、検疫所における食品衛生監視員の増員(27名)を措置した。
		iv	◎食品表示に係る関係行政機関の連携を強化するため、平成21年4月に「食品表示連絡会議」を開催し、情報共有を図った。
	農林水産省	i	◎平成20年度において、関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で「食品表示監視協議会」を設置し、食品の不適正表示に関する関連情報を共有し、取締りを強化するとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう関係省庁の間で「食品表示連絡会議」を設置し、関係情報の共有を進めた。平成21年度も、同連絡会議及び同協議会を開催し、引き続き取締りを強化している。
		ii	◎平成20年度において、全国に配置している「食品表示Gメン」(約1,800人)に加えて、広域・重大案件に対して機動的に調査を実施する「食品表示特別Gメン」(20名)を東京、大阪、福岡に設置した。平成21年度も、「食品表示Gメン」及び「食品表示特別Gメン」が引き続き迅速な対応を行っている。
		iii	◎平成20年度において、立入検査能力及び情報収集能力向上のため、全国に配置している「食品表示Gメン」を対象とした研修を行った。平成21年度も、同様の研修を行うこととしている。
		iv	◎平成20年度、広く国民から情報提供を受け付けるホットラインである「食品表示110番」や委嘱を受けた消費者が日常的にモニタリングを行う「食品表示ウォッチャー」からの情報に基づく不適正な食品表示に対し、迅速かつ的確に対応した。平成21年度も、引き続きこれら情報に対し、迅速かつ的確な対応を行っている。
		v	◎事故米穀を今後二度と流通させないようにするため、 ①輸入検疫で食品衛生法上問題があるとされた米麦については、輸出国等へ返送するか又は廃棄する ②国の在庫保有中に問題が生じた場合は、これを廃棄することなどを措置してきた。 廃棄処分の際は、確実に廃棄されていることを確認するため、地方農政事務所の職員が、保管倉庫からの搬出から焼却処分場での焼却までの全工程の立会い、関係法令に反する行為の監視に努めている。

施策名	省庁名	実施状況
② 事業者に対する指導監督等の強化	内閣府	i ◎平成21年2月に、公益通報者保護制度について関係各方面の理解を深めるためシンポジウムを開催した。
		ii ○平成21年度において、公益通報者保護制度の周知徹底や理解の向上に努めるとともに、制度の円滑かつ実効性のある運用を図るため、説明会やシンポジウムの開催、制度の運用に関する情報収集・調査研究及び相談・通報体制の整備促進等、公益通報者保護制度の推進に必要な経費(40百万円)を措置した。
	警察庁	i ◎〔再掲：第1-4-①-警-ii〕警察庁生活安全局生活経済対策管理官の新設。
	内閣府 警察庁 農林水産省 経済産業省	i ◎〔再掲：第1-4-①-府、警、法、財、厚、農-i〕「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」における検討。
	農林水産省	i ◎平成20年度において、食品業界のコンプライアンス向上に向け、食品事業者による自主的な行動規範等の策定を促すためのセミナーを全国で開催した(計42回開催)。平成21年度においても、引き続きセミナーを開催し、行動規範等の策定の推進を図る。
		ii ◎政府が販売する米穀の適正流通を確保するため、平成20年10月に「政府所有米穀の流通に関する検査マニュアル」を策定し、各地方農政局等において立入検査を実施しているところである。また、事故米穀の不正規流通事案の発生を踏まえ、①米穀の横流しの防止等を目的として食糧法改正法を、②食糧法等による米穀の横流し等への対応に資するため、米トレーサビリティ法を第171回国会に提出し、平成21年4月に成立した。
経済産業省	i ◎消費生活用製品安全法、電気用品安全法等の運用において、適時適切に事業者を指導している。具体的には、技術基準に違反した製品を製造・輸入しているという情報提供を端緒とした事業者のヒヤリング、製品の試買テスト、(独)製品評価技術基盤機構による立入検査等により、違反の事実が確認された場合、事業者を指導している。	
③ 悪質商法による消費者被害の防止	内閣府	i ◎悪徳商法関係省庁連絡会議(内閣府、公取委、警察庁、金融庁、経産省がメンバー)を開催(平成20年度：3回開催)し、悪徳商法に係る諸制度を所管する関係省庁の連携を図り、悪徳商法に関する情報の共有を図るとともに、各省庁が行う施策の確認を行い、被害の未然防止・拡大防止に努めた。
	金融庁	i ◎無登録で未公開株等の金融商品を勧誘・販売するなどの「金融商品取引業」を行う者の存在が明らかとなった場合には、警察庁との連携や、当該者に対する警告の発出等の対応を速やかに実施している。
		ii ◎平成19年12月に関係省庁、関係機関の課長級を構成員とする「集団投資スキーム(ファンド)連絡協議会」(金融庁主催)を設置しており、こうした場を通じて、警察庁その他の関係機関との連携を進めている。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	i ◎警察庁において、悪質商法による消費者被害を防止するため、警察庁のホームページに「悪質商法の被害にあわないために」と題する広報資料を掲載しているほか、政府広報を利用した広報活動を推進した。
		ii ◎都道府県警察に対して、国の地方機関、都道府県消費生活センター等と連携した、悪質商法被害防止広報や悪質業者の取締りの推進について指導している。
		iii ◎(再掲:第1-4-①-警-ii)警察庁生活安全局生活経済対策管理官の新設。
	内閣府 金融庁 警察庁 法務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	i ◎(再掲:第1-4-①-府、警、法、財、厚、農-i)「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」における検討。
	総務省	i ○今後、検討する予定である。
	法務省	i ◎(再掲:第1-3-②-法-i)検察当局における厳正な捜査及び処理の実施。
	農林水産省	i ◎利用者トラブルが急増している取引所外の取引や海外先物取引について、新たに参入規制を導入するとともに、行為規制を強化すること等により、トラブルのない商品先物市場などの実現のため、本通常国会へ商品取引所法等改正法案を提出した。
	国土交通省	i ◎平成18年度以降、地域の相談窓口及び都道府県住宅リフォーム推進協議会の活動支援、情報提供ツールの作成、消費者向け講習会の実施等を行っている。平成21年2月現在、地域の相談窓口は1,317か所設置、都道府県住宅リフォーム推進協議会は設置済み23県、設置予定9県である。また、建設企業への指導・監督を引き続き適切に実施している。
		ii ◎平成21年度において、住まいの安心確保のための地域ごとの相談体制等の整備のため、200百万円を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
	経済産業省	<p>◎「規制の後追い」からの脱却を目指した指定商品・指定役務制の廃止、次々販売など訪問販売被害に対する救済策としての過量販売解除権の導入などを内容とする「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」(以下、「改正法」という。)が平成20年6月に成立したところ。改正内容の一部である電子メール広告規制の強化については、平成20年12月1日より施行され、消費者があらかじめ承諾・請求しない限り、電子メール広告の送信をすることを原則禁止とするオプトイン規制を導入した。オプトイン規制導入後から現在までに、未承諾電子メール広告を多数送信していた通信販売業者に対し、既に行政処分を課した。平成21年3月31日には「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、他の法律によって、消費者被害を引き起こすような不当な勧誘・販売行為への対処が十分に可能な場合には、当該法律の適確な執行を前提として、特定商取引に関する法律の適用を除外する、などの改正法の円滑な運用のための措置を講じた。</p>
④ ヤミ金融事犯対策の推進	<p>金融庁 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省</p> <p>金融庁</p> <p>警察庁</p>	<p>i ◎(再掲:第1-4-①-府、警、法、財、厚、農-i)「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」における検討。</p> <p>i ◎「多重債務者問題改善プログラム」及び「貸金業者向けの総合的な監督指針」に基づき、監督当局(金融庁・財務局・都道府県)において、無登録業者による貸付や取立の被害に関する苦情を受け付けた場合には、当該無登録業者に警告等を行うほか、捜査当局への積極的な情報提供を行っている。</p> <p>i ◎各都道府県警察に設置していた「ヤミ金融事犯集中取締本部」を維持し、ヤミ金融撲滅に向けて、徹底した摘発の強化を推進している。</p> <p>ii ◎警視庁に9道県の若手捜査員を派遣し、首都圏におけるヤミ金融事犯の事件捜査を通じて、捜査能力の向上を図るための「生活経済事犯捜査長期実務研修」を実施している。</p> <p>iii ◎多重債務問題改善プログラムに基づき、被害者の保護のための電話警告や携帯電話不正利用防止法に基づく契約者確認の求めを積極的に行うとともに、口座凍結依頼についても被害防止の観点から効果的な運用を図っている。</p> <p>iv ◎ヤミ金融事犯に関する分かりやすい相談対応マニュアルを現場の警察官に配付するなど、相談に対する適切な対応について周知徹底を図り、相談を受けるに当たっては、相談者の心情に配慮し、その訴えを誠実に聴取するよう指示を徹底している。</p> <p>v ◎(再掲:第1-4-①-警-ii)警察庁生活安全局生活経済対策管理官の新設。</p>

施策名	省庁名	実施状況	
	法務省	◎(再掲:第1-3-②-法-i)検察当局における厳正な捜査及び処理の実施。	
	文部科学省	◎金融経済教育に関する内容の充実を図った小中学校学習指導要領(平成20年3月公示)の趣旨を周知・徹底するとともに、平成21年3月に高等学校学習指導要領を改訂し、金融経済教育に関する内容を充実した。また、学生の消費者被害防止のための取組の充実を大学等に促した。さらに、成人への消費者教育・金融経済教育について、関係団体・自治体等による主体的な取組を促した。	
	厚生労働省	i	◎労働金庫による消費者向け啓発冊子等の作成・配付及び相談事業、また、自治体連携社会福祉資金貸付制度として、応急的な生活対策資金等を貸し付ける労働者生活資金貸付制度について、その適正な実施を監督・指導している。
		ii	◎低所得者等に対して必要な経費等の資金の貸付と必要な援助指導を行う生活福祉資金貸付制度について、広報・周知に取り組みつつ、実施している。
		iii	◎母子家庭及び寡婦に対して、相談・指導を行いつつ必要な資金について貸付を行う母子寡婦福祉貸付金を実施している。(平成21年度予算:5,040百万円)
	⑤ 模倣品・海賊版対策の推進	内閣官房	◎平成21年4月6日の第22回知的財産戦略本部会合において、海外における模倣品・海賊版による被害を低減させるための取組の強化を盛り込んだ「第3期知的財産戦略の基本方針」を決定した。また、「知的財産推進計画2009」の策定に向けて、模倣品・海賊版対策を盛り込んだ「知的財産推進計画2008」について、関係各府省における取組状況についてのフォローアップ評価を行った。
警察庁		i	◎知的財産権侵害事犯の取締りを推進している。
		ii	◎知的財産権犯罪に関する法執行機関会議において、タイ・韓国等アジア・太平洋地域の法執行機関と情報交換するなど、外国捜査機関との連携を強化した。
		iii	◎警察庁ホームページ「偽ブランド品・海賊版の根絶に向けて!!」に知的財産権侵害事犯の検挙状況、特徴、主要検挙事例等を掲載し、模倣品・海賊版対策に関する国民の理解を促進している。
		iv	◎(再掲:第1-4-①-警-ii)警察庁生活安全局生活経済対策管理官の新設。
内閣官房 警察庁 法務省 財務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省	i	◎(再掲:第1-4-①-府、警、法、財、厚、農-i)「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」における検討。	

施策名	省庁名	実施状況
	総務省	○今後、検討する予定である。
	法務省	◎違法な著作物の私的使用の制限などに関する著作権法の改正案に関する協議に対応したほか、模倣品・海賊版対策についての関係省庁との必要な協議や照会の回答、「総合窓口年次報告書」につき、必要な協議に応じた。
	外務省	i ◎我が国が提唱した「模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)」について、平成19年10月に日米欧等から関係国との協議開始を発表し、平成20年6月から条約案文をベースとした交渉を開始し、同年7月、10月(於東京)、12月に交渉を開催した。ACTAの早期実現に向けて、ACTA提唱国として関係国との協議に参画し、議論を積極的にリードし、主導的な役割を果たしてきた。また、平成21年度において、ACTA政府間協議諸経費(5百万円)、ACTAを含む模倣品・海賊版対策等に関する調査費(4百万円)、模倣品等拡散防止関係事務担当要員の増員(1名)を措置した。
ii ◎海外における模倣品・海賊版対策の強化を図るため全在外公館に知的財産担当官を任命しているが、在外公館の機能向上のため、平成21年1月にシンガポールにてASEANとインドの知的財産担当官を、平成21年2月に中国にて中国の知的財産担当官を対象に知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、JETRO、民間企業との間で情報交換を行い連携を強化した。また、平成21年度において、知的財産担当官会議諸経費(2百万円)を措置した。		
iii ◎G8、APEC、OECD等における多数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけを実施している。具体的には、G8については、平成20年は議長国として、G8知財専門家会合などを通じ、模倣品・海賊版対策を含む知的財産 이슈の議論をリードし、模倣品・海賊版対策の取組を強化すると共に、平成21年においても同会合などを通じ引き続き当該議論に貢献した。APECについては、「模倣品・海賊版対策イニシアティブ」の各ガイドライン等の着実な実施に向け各エコノミーに働きかけを行った。OECDについては、「模倣品・海賊版による経済影響に関する調査」や「模倣品・海賊版に関する理事会勧告」の議論に積極的に参加した。		
iv ◎日米、日EU、日中、日韓間等で知的財産を議題として取上げ、二国間対話を行っている。日米間では、平成21年5月に日米規制改革イニシアティブ上級会合で知的財産権の保護等を取り上げた。日EU間では、平成21年3月の日EU規制改革対話、4月の日EU知的財産対話で知的財産の保護等を取り上げた。日中間では、平成20年10月の日中経済パートナーシップ協議において、知的財産権執行強化の方策について協議した。日韓間では、平成20年10月の日韓ハイレベル経済協議において、知的財産権の保護について協力を要請した。		
		i ◎不正薬物、銃器、知的財産侵害物品等の水際取締りに関する各国税関との協力が重要であることから、水際取締りのための情報交換の規定を盛り込んだ2国間税関相互支援協定等の締結に努めており、平成19年度までに締結された8か国・地域に加え、平成20年度においては、新たにマカオと締結(平成20年9月)するとともに、オランダと署名(平成21年3月)した。また、平成21年5月にはロシアと締結した。更に、平成20年度に署名されたベトナム、スイスとの間の経済連携協定においても、水際取締りのための情報交換を含む税関の相互支援に係る規定が盛り込まれている。

施策名	省庁名	実施状況
	財務省	<p>ii ◎平成20年11月に日中韓3か国関税局長・長官会議を開催し、第1回日中韓3か国関税局長・長官会議において設立されたIPR(知的財産権)ワーキング・グループ会議における進捗状況について報告を受け、IPR保護に関する情報交換や啓蒙活動を強化することに同意した。この点に関し、関税局長・長官は、3か国税関がWCOと協力してIPRセミナーを開催するために緊密に連携していくべきであることを認識した。</p> <p>iii ◎「日中税関密輸情報交換実務者会合」、「日韓税関密輸情報交換実務者会合」及び「日中韓3か国税関密輸情報交換実務者会合」において、模倣品・海賊版の密輸防止に向けた情報交換や、3か国税関間での協力の在り方について意見交換を行っている。</p> <p>iv ◎平成20年度関税改正において、我が国を経由して第3国に輸送される知的財産侵害物品を取締対象に追加し、その取締りを実施している。</p> <p>v ◎平成20年11月にASEAN諸国、平成21年1月に中国及びメコン諸国の税関職員を対象に、知的財産侵害物品の効果的な水際取締りに関する受入研修を実施した。</p> <p>vi ◎税関ホームページ(http://www.customs.go.jp)に税関の知的財産侵害物品取締りに関するサイト(認定手続や申立手続等を案内)を作成し掲載している。</p> <p>vii ◎海外旅行者に向けて、知的財産侵害物品を輸入しないよう注意を呼び掛けるポスター及びリーフレットを作成し、空港等において掲示及び配付している。また、海外旅行者向けに知的財産侵害物品の持ち込みに関する啓発を行うことを目的に雑誌用広告を作成し、ファッション誌へ掲載した。</p> <p>viii ◎財務省税関研修所において、専門事務研修「知的財産コース」を実施する等職員の能力向上を図っている。なお、平成20年より知的財産法の理解を目的とした新たな研修を実施している。</p> <p>ix ◎平成21年度予算において、外部専門家を活用した侵害認定経費や税関職員の能力向上を図るための知的財産担当職員研修外部委託経費、知的財産侵害物品持込防止PRポスター作製経費など知的財産侵害物品取締対策経費(24百万円)を措置した。</p> <p>x ◎平成21年度予算において、途上国税関職員の能力構築のため、知的財産侵害物品取締等に関する経済協力費及びWCO(世界税関機構)への模倣品・海賊版拡散防止拠出金として(228百万円)を措置した。</p> <p>xi ◎平成20年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は26,415件で、前年と比較して16.6%増加し、過去最高の件数となった。</p>
		<p>i ◎平成21年度において、二国間協議による侵害発生国への取締強化の要請、途上国対象の研修事業等の実施、我が国権利者の侵害発生国での権利執行の支援、官民の連携の強化等を実施するため、「海賊版対策事業費」(46百万円)を措置した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	文部科学省	ii ◎平成21年度において、世界知的所有権機関(WIPO)の要請により、主としてアジア地域諸国を対象とした著作権法制度の整備、集中管理団体の育成、著作権のエンフォースメントの充実を目的として、国際シンポジウム、研修等の開催等を実施するため、「アジア地域著作権制度普及促進事業費」(585,807スイスフラン、58百万円相当)を措置した。
	農林水産省	i ◎ 我が国オリジナル品種の権利保護のための環境整備に向け、DNA品種識別技術の開発を支援する事業を措置した。(49百万円)また、育成者権侵害への的確な対応に向け、登録品種の標本・DNAを保存する事業や、税関の水際差し止めにDNA品種識別技術を活用するため、開発されたDNA品種識別技術の妥当性の検証を実施する事業を措置した。(20百万円)
	経済産業省	i ◎中国商務部等との政府間定期協議や官民合同での訪中ミッションの派遣等を通じて、中国政府に対し模倣品・海賊版対策の強化を要請。また、JETRO等を活用し、現地取締機関職員を対象とするセミナーの開催等の人材育成支援事業を行うとともに、日本国内の消費者を対象とした啓発活動を実施している。
ii ◎平成16年8月末、知的財産推進計画2004に基づき、経済産業省内に政府模倣品・海賊版対策総合窓口を設置し、平成21年3月末までに1140件の相談を受理した。国内においては警察と連携して対応しているものもある。		
iii ◎平成20年度において、模倣品・海賊版対策として、アジアを中心とした各国における知的財産関連行政庁等関係者の人材育成支援、海外における我が国企業の模倣品被害実態調査・分析の実施等に必要となる予算1,708百万円を措置した。21年度も同事業について1,754百万円を措置した。		
iv ◎平成17年グレンイーグルスサミットで小泉首相(当時)から模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)構想を提唱。自動車部品・医薬品等の危険な模倣品から消費者の健康・安全を守るため、知的財産保護に関心の高い国を中心に平成20年6月より交渉を開始し、以降4回にわたり会合を開催した。		
5 子どもと女性の安全を守るための施策の推進		
① ストーカー・配偶者からの暴力対策の推進	内閣府	i ◎平成20年度において、「女性に対する暴力をなくす運動」として、運動期間中、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体が連携して、女性に対する暴力の広報啓発を実施、啓発用ポスター(平成20年度:ポスター約25,000枚、リーフレット約95,000枚)を作成・配付。平成21年度も同様に実施予定。
ii ◎平成20年度において、将来において暴力の被害者及び加害者となることを防止するため、若年層に対する予防啓発教材の作成を検討。21年度は、同教材の作成及び指導者等が同教材を活用して講演等を行う際に参考となる資料を作成する予定。		
iii ◎平成20年度において、配偶者暴力防止法の改正を反映した広報研修資料として、研修教材(相談手引書)、外国人向けリーフレット(8か国語)、障害者向けリーフレット(点字)を作成。21年度は、各広報研修資料について、調査結果の反映等内容の充実を図る予定。		

施策名	省庁名	実施状況
		iv ◎平成20年度において、配偶者からの暴力の被害者が支援等に関する情報を入手しやすくするため、全国統一のダイヤルから最寄りの相談窓口の電話番号を案内する「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス(DV相談ナビ)」を開設。21年度は、ナビシステムの転送機能付加による相談体制強化のため、システム改修費(13百万円)を予算措置した。
	警察庁	i ◎平成18年12月、「警察署において相談を受けたストーカー事案等への的確な対応について」を都道府県警察に発出するなど、ストーカー規制法及び配偶者暴力防止法に基づく警察本部長等の援助を被害者に対し実施するとともに、刑罰法令に抵触する場合は、被害者の意思を踏まえ、検挙等の措置を講じ、抵触しない場合についても、適切な自衛・対応策の教示、関係機関の紹介、相手方への指導・警告等により、事案に応じた適切な措置を講ずるよう努めている。
		ii ◎ストーカー・配偶者暴力事案の的確な対応に資するため、平成21年3月にストーカー対策マニュアルを、5月に配偶者暴力対策マニュアルをそれぞれ作成し、都道府県警察に示した。
		iii ◎平成21年度において、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等へ厳正に対処するため、「ストーカー・配偶者暴力対策専科」にかかる経費(7百万円)を措置した。
		iv ◎平成21年度において、配偶者暴力対策として「監視警戒システム」に係る経費(5百万円)を措置した。
		v ◎平成21年度において、保護命令に係る情報を全国的に共有するため、「配偶者暴力管理業務」構築にかかる経費(172百万円の内数)を措置した。
	法務省	i ◎(再掲:第1-3-②-法-i)検察当局における厳正な捜査及び処理の実施。
	厚生労働省	i ◎配偶者からの暴力対策として、婦人相談所における休日・夜間電話相談事業や弁護士等による法的な調整、援助等を行う法的対応機能強化事業(平成21年度予算:児童虐待・DV対策等総合支援事業2,473百万円の内数)等を実施する。
		ii ◎平成21年度において、婦人相談所が被害者等を一時保護委託するための経費の充実を図るとともに、婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るための指導員を配置する。(平成21年度予算:婦人保護事業費2,160百万円の内数)
	② 児童虐待防止対策の推進	
		ii ◎平成21年3月、「子ども虐待対応の手引き」、「児童相談所運営指針」等の通知の改正を行い、児童虐待に対する迅速かつ適切な対応等を促した。

施策名	省庁名	実施状況
	厚生労働省	<p>iii ◎平成21年度において、児童虐待の発生予防の観点から「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」、早期発見・早期対応の観点から「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」の予算(平成21年度予算:次世代育成支援対策交付金38,800百万円の内数)を措置した。</p> <p>iv ◎平成21年度においては、一時保護所における教員・警察官OB、通訳等の協力員の配置を促進する事業の改善を行うとともに、家族再統合に向けた支援の強化として保護者指導支援事業を創設した。(平成21年度予算:児童虐待・DV防止対策等総合支援事業:2,473百万円の内数)</p> <p>v ◎児童相談所の人的体制の強化を図るため、地方財政措置において、児童福祉司を標準団体人口170万人当たり平成20年度は1名、平成21年度は更に1名の増員を措置した。</p> <p>vi ◎一時保護施設の定員不足解消等のため、定員超過の状態の一時保護施設を有する自治体に対し「緊急整備計画の策定」を求めている。</p>
	文部科学省	<p>i ◎平成21年度予算においては、身近な地域における家庭教育支援を推進するため、地域の子育て経験者や専門家の連携による「訪問型家庭教育支援チーム」を設置し、家庭や企業を訪問して情報や学習機会の提供、相談対応を行うための予算(354百万円)を措置した。</p> <p>ii ◎平成21年度予算においては、身近な地域における家庭教育支援を広く実施するため、「家庭教育支援チーム」の定着を図るとともに、持続可能な支援を行うための地域人材を養成し、多くの親が集まる様々な機会を活用して学習機会を提供するための予算(学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金14,261百万円の内数)を措置した。</p> <p>iii ◎平成21年度予算においては、乳幼児や小学生等を持つ各家庭への情報提供や家庭教育に関する学習機会等での活用を促すため、家庭教育に関するヒント集(家庭教育手帳)を作成するための予算(25百万円)を措置した。</p> <p>iv ◎平成21年度予算においては、「子どもの生活リズム向上プロジェクト」における成果をもとに、子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた方策及び効果を活用し、全国的な普及啓発を図るための予算(219百万円)を措置した。</p> <p>v ◎平成21年1月、児童虐待の早期発見・通告、関係機関との連携、虐待を受けた子どもへの対応等について、教職員の意識啓発と対応スキルの向上を図るため、教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」を作成、配付した。同年5月、同研修教材CD-ROM版を作成、配付した。教育委員会に対し、学校等における児童虐待防止のための取組の一層の推進を依頼した。</p> <p>vi ◎平成21年1月30日に、都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を集めた会議において、厚生労働省と連携し、「児童相談所と教育委員会の連携」について説明するとともに、宮城教育大学教授関口博久氏からの「児童虐待防止への取組について」をテーマとした基調講演を実施、講演後、「児童虐待防止への取組」をテーマに、参加者による研究協議を実施した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
		vii ◎平成21年度において、不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待、高校中退の未然防止、早期発見、早期対応など、児童生徒の支援を行うための効果的な取組について調査研究を行う「問題を抱える子ども等の自立支援事業」のため、851百万円を措置した。
③ 児童ポルノ対策等の推進	警察庁	i ◎平成20年度総合セキュリティ対策会議において、「インターネット上での児童ポルノの流通に関する問題とその対策」をテーマに議論を行い、21年3月に、児童ポルノ流通防止に向けた取組みの方向性等について、報告書に取りまとめた。なお、同報告書を受け、21年6月、「児童ポルノ流通防止協議会」が発足した。 ii ◎(再掲第1-3-③-警-i)インターネット・ホットラインセンターの体制強化等に係る経費を措置した。 iii ◎平成21年3月、「全国児童ポルノ事犯捜査担当者会議」を開催し、児童ポルノ事犯の捜査要領等についての指示・教養を実施し、捜査技能の向上を図った。 iv ◎平成21年5月、「全国少年課長等会議」を開催し、国際連携を視野に入れた児童ポルノ事犯の徹底取締りについて指示した。 v ○平成21年6月、家出少年及び福祉犯被害少年等の発見・保護活動の強化について、福祉犯の積極的な取締り等を都道府県警察に指示する予定。 vi ◎平成21年度において、少年福祉犯罪打合会議の開催等に係る経費(6百万円)を措置した。 vii ◎平成21年度において、CSEC東南アジア国外犯情報交換会議の開催に係る経費(6百万円)を措置した。 viii ◎平成21年度において、児童ポルノ対策に関する調査研究に係る経費(6百万円)を措置した。 ix ◎平成21年度において、児童ポルノ事件の取締りの更なる推進に係る経費(239百万円)を措置した。
	法務省	i ◎児童ポルノ禁止法の、児童ポルノ提供の罪、児童ポルノ提供目的製造、所持等の罪、児童に姿態をとらせた児童ポルノ製造の罪等の処罰規定に基づき、厳正な科刑の実現に努めている。
	外務省	i ◎平成20年11月、リオデジャネイロで開催された「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」に出席し、児童ポルノを含む児童の性的搾取の問題に、国際社会と共に積極的に取り組む方針を表明した。また、本年4月に確定した成果文書「児童の性的搾取を防止・根絶するためのリオデジャネイロ宣言及び行動への呼びかけ」をふまえ、関係省庁との協力の下、同文書の周知に努め、取組を強化していく予定である。

施策名	省庁名	実施状況
④ 少年を取り巻く有害環境の浄化	内閣府 総務省 経済産業省	i ◎青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにすることを目的とする「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(以下「青少年インターネット環境整備法」という)が平成21年4月1日に施行された。
	内閣府	i ◎青少年インターネット環境整備法の施行に向け、政府広報、新聞広告及び広報啓発資料の配付等を通じて、同法の趣旨及び内容を広報啓発した。
		ii ◎青少年インターネット環境整備法に基づき、インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議(以下「推進会議」という)において策定することとされている「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(以下「青少年インターネット環境整備基本計画」という)の策定に向け、有識者検討会を開催し、その提言を受け、検討を進めている。
		iii ◎平成21年度において、青少年のインターネット利用環境実態調査のため、27百万円を措置した。
		iv ◎平成21年度において、青少年インターネット環境整備法の施行に係る広報啓発のため、25百万円を措置した。
		v ◎平成21年度において、青少年インターネット環境整備法の円滑な施行のため、2名の増員を措置した。
		vi ◎平成21年度において、引き続き少年を取り巻く有害環境の改善・浄化を図るため、青少年有害環境モニター事業をはじめとした青少年有害環境対策推進事業費として予算(26百万円)を措置した。
		i ◎平成20年12月1日に全面施行された改正出会い系サイト規制法に違反していると認められた134事業者(平成20年12月1日から平成21年2月28日現在)に対して警告を行うなど、出会い系サイト規制法の適正な運用を行っている。
		ii ◎平成21年5月、出会い系サイト以外のサイトに起因する児童被害の防止を徹底するため、児童被害防止対策に関して他のサイト事業者への影響が大きいと考えられるサイト事業者に対し、児童の被害を防止するための自主的な取組みを推進するよう要請した。
		iii ◎広報啓発活動を推進するため、出会い系サイト犯罪抑止対策資料等に係る経費(9百万円)を措置した。
		iv ◎出会い系サイトを利用した犯罪から児童を守るため、「出会い系サイトにかかる犯罪予防ホームページ」を公開しているほか、出会い系サイト犯罪抑止対策資料を176万部作成し、都道府県警察本部に配付する予定である。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	<p>v ◎平成21年2月、「学年末及び新学期における少年非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、有害図書類の少年に対する販売等の制限に係る指導、有害図書類等の自動販売機の撤去運動、ピンクビラ等の違法広告物の撤去活動等の強化及び飲酒・喫煙の防止に関する広報啓発活動を指示した。</p> <p>vi ◎平成20年9月、都道府県警察に発出した「未成年者の喫煙防止に向けたたばこ小売販売に係る関係業界への働きかけの実施について」に基づき、未成年者喫煙防止のためのたばこ小売販売者に対する働き掛けの強化、悪質な販売業者に対する的確な取締りを推進している。</p> <p>vii ◎平成21年度において、サイバーボランティア謝金等に係る経費(3百万円)を措置した。</p> <p>viii ◎平成21年度において、歓楽街等における環境浄化対策講師謝金に係る経費(13百万円)を措置した。</p> <p>ix ◎平成21年度において、有害図書購入に係る経費(3百万円)を措置した。</p> <p>x ◎平成21年3月以降、部外有識者等からなる風俗行政研究会を開催し、いわゆる出会い系喫煙の規制の在り方及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律上のラブホテル等の要件の見直しに関する検討を行っている。</p>
⑤ 子どもや女性を対象とする犯罪の未然防止対策等の推進	総務省	<p>i ◎平成21年3月、関係省庁や民間事業者等が連携し、青少年インターネット環境整備法の施行に先駆けて、フィルタリング普及キャンペーンを実施した。</p>
6 自動車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進		
① 自動車盗難防止装置の普及及び盗難車両に関する情報共有の推進・効率化	警察庁	<p>i ◎平成21年1月、「子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進に係る留意事項について」を都道府県警察に発出し、子どもと女性を対象とする性犯罪等の被害から守るための取組強化を指示した。</p> <p>ii ◎平成21年度において、子どもと女性を犯罪から守るための先制・予防的活動の推進に係る経費(575百万円)を措置した。</p> <p>iii ◎平成21年度において、女性・子どもを犯罪から守るための施策等に係る費用(11百万円)を措置した。</p> <p>iv ◎（再掲第1-1-①-警-ix）子どもを犯罪から守るための環境づくり支援モデル事業に係る経費を措置した。</p>
6 自動車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進		<p>i ◎自動車盗難等防止に関する官民合同プロジェクトチームの活動を延長し、継続して自動車盗難防止措置の普及等に取り組んでいる。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	ii ◎盗難車両の不正な名義変更等を防止するため、盗難自動車に関する情報を警察庁から国土交通省へ提供している。
		iii ◎盗難自動車の不正輸出を防止するため、盗難自動車に関する情報を警察庁から財務省(税関)へ提供している。
	警察庁 経済産業省	i ◎イモビライザが搭載された盗難自動車の手口分析を行い、その分析結果を、より盗難被害に遭いにくい装置の開発に資するため、(社)日本自動車工業会に提供している。
	国土交通省	i ◎平成16年7月より、警察庁から盗難自動車情報の提供を受け、これを自動車登録検査業務電子情報処理システムに記録し、盗難車の不正な登録の防止に努めている。
② 自動二輪車等及び自転車の盗難防止対策等の促進	警察庁	i ◎関係機関が実施する自動二輪車、原動機付自転車盗難の調査・研究等について、犯罪情報を提供するなどの協力を図ることで、盗難防止対策を推進している。
		ii ◎(社)全国二輪車安全普及協会等と連携し、自動二輪車、原動機付自転車販売店の協力を得て、利用者に対する広報啓発のほか、グッドライダー・防犯登録の登録率向上を図っている。
		iii ◎各都道府県警察において、自転車軽自動車商協同組合、防犯協会等と連携し、自転車販売店の協力を得て、防犯登録の登録率の向上を図るための広報啓発等に取り組んでいる。
		iv ◎施錠した自転車の盗難が全体の6割を占めたことから、(財)自転車産業振興協会に対し、シリンダーキー等不正開錠に強い施錠への規格改正を要請した。同協会が示した改正規格について、日本工業標準調査会において審議され、新たなJIS規格が示される予定である。
	経済産業省	i ◎平成20年度日本標準調査会において、強靱な錠への改善とその標準装備化を図るための「自転車の錠」(JIS D 9456)改正案の審議を終了し、21年5月官報に公示した。
③ 車上ねらい・部品ねらい対策の推進	警察庁 経済産業省	i ◎車上ねらいの中でも、カーナビの盗難被害が急増したことに伴い、平成19年8月、(社)電子情報技術産業協会(JEITA)に対して、製品へのセキュリティー機能の搭載等の盗難被害対策を要請している。
④ 各種防犯システム等の普及促進	警察庁	i ◎万引き防止対策として、各都道府県警察では、経営者等による自主防犯対策としての防犯カメラ等の防犯設備の設置、警備員の配置等が一層推進されるよう防犯指導を強化している。
		ii ◎自動販売機ねらい対策として、各都道府県警察では、製造業者に対し、破壊や盗難に強い機器の開発・普及等を働き掛け、販売機設置業者に対し、売上金の早期回収、定期的な点検等の自主警戒の徹底を指導している。

施策名	省庁名	実施状況
7 犯罪被害者の保護		
① 総合的な犯罪被害者支援体制の確立	内閣府	i ◎犯罪被害者等施策推進会議及び基本計画推進専門委員等会議において、犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策の実施状況の検証・評価・監視を行っている。
		ii ◎平成21年度において、犯罪被害者等への国民の理解を深めるため、犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)の期間中、東京、北海道、沖縄、奈良及び神奈川における「国民のつどい」の開催に係る予算(15百万円)を措置した。
		iii ◎平成21年度において、地域社会全体における取組を促進するため、「支援の裾野を広げる取組」及び「犯罪被害者団体等との協働」を柱としたモデル事業の実施に係る予算(39百万円)を措置した。
		iv ◎平成21年度において、地方公共団体の犯罪被害者等施策に関わる窓口部局の職員の基礎的知識を養成するため、地方公共団体職員向け研修に係る予算(19百万円)を措置した。
		v ◎平成21年度において、地方公共団体や民間支援団体からなる地域の協議会等が作成する犯罪被害者支援ハンドブックの作成支援に係る予算(18百万円)を措置した。
		vi ◎平成21年度において、犯罪被害者等に対する国民理解の一層の増進を図るため、広報・啓発事業等に係る予算(10百万円)を措置した。
		vii ◎平成21年度において、犯罪被害者等の声に耳を傾け、その時々ニーズを適時適切に把握するための情報交換を行うため、犯罪被害者団体等との情報交換の実施に係る予算(1百万円)を措置した。
		viii ◎平成21年度において、国と地方公共団体との密接な連携の下に犯罪被害者等施策の推進を図るため、都道府県担当者会議開催に係る予算(1百万円)を措置した。
		ix ◎犯罪被害者支援組織を含む民間非営利団体からの、特定非営利活動促進法に基づく法人格の取得申請に対し、適切な対応を行っている。
	警察庁	i ◎平成21年度において、学生を対象とした犯罪被害者支援に係る講義、犯罪被害者等による「命の大切さを学ぶ教室」の実施等の「社会全体で犯罪被害者等を支え、犯罪被害者も加害者も出さない街づくり事業」の推進に係る経費(4百万円)を措置した。
		ii ◎平成21年度において、民間被害者支援団体に対する活動支援に係る経費(10百万円)及び同団体に対する相談業務等の委託に係る経費(203百万円)を措置した。
iii ◎犯罪被害者等に接する職員に対して、犯罪被害者等の立場・心情への配慮や具体的対応の在り方等についての教育を推進している。		

施策名	省庁名	実施状況
	法務省	<p>i ◎保護処分を受けた加害者の処遇状況を通知する被害者等通知制度について、円滑に活用されるよう引き続き啓発・指導に努めている。</p> <p>ii ○法務省として全省的に法教育を推進するために、法教育プロジェクトチームを設置し、関係機関の職員が行う法教育の在り方について検討を行っているところであり、今後、学校や地域の求めに応じて関係機関の職員を派遣するなどして、法教育の実践に当たる予定である。</p> <p>iii ◎刑事手続や被害者等通知制度等を分かりやすく説明した被害者向けパンフレットを更新し、被害者が刑事裁判に参加する制度や少年審判を傍聴する制度などの新しい制度について盛り込むなど、内容をより一層充実させたほか、同パンフレットの英語版を作成した。同パンフレットについては、検察庁や警察署等において被害者等に配付したり、法務省ホームページに掲載するなどしている。</p> <p>iv ◎検察庁においては、被害者等通知制度により、被害者等に対して事件の処理結果や受刑者の出所情報等を通知しており、平成19年に被害者等通知制度が拡充された後は、有罪判決確定後の加害者の処遇状況等についても通知している。また、再被害防止のため、受刑者の釈放前に釈放予定時期等を通知している。</p> <p>v ◎犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を全国の検察庁に配置している。また、被害者支援員中央研修を開催し、被害者支援員としての心構え、必要な知識及び技能の習得を図っている。</p>
② 刑事手続等における被害者施策の推進	海上保安庁	<p>i ◎各部署の海上保安官を犯罪被害者等支援主任者に指定し、犯罪被害者等への必要な助言、情報提供を行う等支援体制を構築している。</p>
	警察庁	<p>i ◎「被害者の手引」の配付、被害者連絡制度による情報提供を実施しているほか、性犯罪事件捜査における女性警察官の活用、被害者用事情聴取室の整備、指定被害者支援要員による付き添い支援等、捜査過程における被害者の負担を軽減するための施策を推進している。</p> <p>ii ◎平成21年度において、犯罪被害者の精神的・経済的被害の軽減を図るため、被害者支援用車両の増強等に係る経費(113百万円)、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費(155百万円)、遺体搬送等に係る経費(94百万円)及び犯罪被害者等に対する調査に係る経費(5百万円)を措置した。</p> <p>iii ◎犯罪被害者の遺族の捜査過程における精神的負担の軽減等を図るため、遺体搬送等に係る費用の公費負担を推進するとともに、都道府県警察に対して、検視・司法解剖について説明したパンフレットの作成・遺族への交付を指示する等、遺族に対して適切な情報提供を実施するための施策を推進している。</p> <p>iv ◎平成21年度において、犯罪被害者保護のため、性犯罪捜査証拠採取セット等刑事手続における被害者対策に係る経費(14百万円)を措置した。</p>
		<p>i ◎平成20年12月、被害者参加制度及び被害者参加人のための国選弁護制度が施行されたことに伴い、日本司法支援センター(法テラス)では、被害者参加人から選定請求を受けて、裁判所に対し、国選被害者参加弁護士候補の指名通知を行うなどの業務を実施している。被害者参加人からの選定請求件数は、平成21年3月末現在29件である。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	法務省	ii ○裁判員裁判制度においては、被害者参加弁護士の重要性がより一層高まることが考えられることから、国選被害者参加弁護士契約弁護士の更なる確保と制度の周知を図る。
		iii ◎犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律等により、被害者参加制度、損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度、被害者国選弁護制度が創設され、平成20年12月1日から各制度の運用が始まり、犯罪被害者等と検察官との意思疎通を十分図りつつ、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図っている。
		iv ◎(再掲:第1-7-①-法-iv)「被害者等通知制度及び再被害防止のための通知制度」の実施
		v ◎更生保護における犯罪被害者等施策運用上配慮すべき点について、地方更生保護委員会及び保護観察所の担当職員を協議員とする協議会において共有を図る等して、その適切な実施に努めている。
		vi ◎平成21年度において、更生保護における犯罪被害者等施策の適切かつ着実な実施のための経費として、107百万円を措置した。
		海上保安庁
	ii ◎性犯罪捜査時における、被害者の心情に配慮した捜査活動(例:女性海上保安官による事情聴取)を実施している。	
	iii ◎部署における事情聴取について、被害者の心情に配慮した事情聴取室を確保し実施している。	
	iv ◎犯罪被害者の遺族の経済的・精神的負担を軽減するため、司法解剖後の遺体搬送費等の費用を公費により一部負担している。平成21年度から、新たに犯罪被害者等の刑事手続における負担の軽減のため、被害に係る診断書等作成費用を公費負担する。	
	v ◎被害者への刑事手続や法的救済措置等の概要、海上保安庁の被害者対策等を被害者に周知するため、リーフレットを作成している。	
③ 二次被害の防止	警察庁	i ◎民間被害者支援団体と連携して広報啓発活動を実施しているほか、広報用パンフレット、ポスター、犯罪被害者支援広報用ホームページ等の活用による広報啓発活動を推進している。
		ii ◎平成21年度において、犯罪被害者支援について広報するため、広報用パンフレット「警察による犯罪被害者支援」の作成等、犯罪被害者支援に係る広報啓発用資料の作成に係る経費(10百万円)を措置した。
		iii ◎犯罪被害後における犯罪被害者等の安全の確保を図るため、状況に応じた一時的又は中長期的な避難場所の確保のほか、身辺警戒の強化等の再被害防止措置を適切に講じている。

施策名	省庁名	実施状況
	iv	◎平成21年度において、犯罪被害直後の避難場所確保に係る経費(32百万円)を措置した。
	i	◎啓発冊子を用いた研修会・講演会の実施等を通して、犯罪被害者等の置かれている現状及び犯罪被害者等の人権問題に関する広報啓発活動を推進している。
	ii	◎全国の法務局等に設置している人権相談所において犯罪被害者等からの人権相談に応じている。また、犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な解決に努めている。
	i	◎被疑者などに当該犯罪被害者の氏名を告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じている。
④ 犯罪被害者等に対する各種支援の一層の推進	i	◎平成21年度において、犯罪被害者支援の活動を行う民間団体が実施する研修への支援を行うため、研修カリキュラム・モデル案に基づいた自学自習用の教材の作成に係る予算(28百万円)を措置した。
	ii	◎平成20年度において、地方公共団体における相談業務の質の向上を図るため、地方公共団体の相談担当者を対象として、「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」を5回開催した。21年度も、同事業を5回開催予定である。
	iii	◎平成20年度において、配偶者暴力相談支援センター等に専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣し、相談員等に対し、効果的な助言、指導を行う「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業」を全国で163回実施した。21年度も、同事業を同規模で実施予定である。
	iv	◎平成20年度において、配偶者からの暴力防止と被害者支援にかかわる官民担当者が一堂に会する「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議(DV全国会議)」を開催し、必要な情報の共有、官民連携の更なる強化等を図った。21年度も同会議を開催予定である。
	v	◎平成20年度において、地域において生活している被害者の自立を支援するプログラムを試行し、全国に普及させる「配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業」を実施。全国6箇所においてプログラムを試行した。21年度も、同事業を実施予定である。
	vi	◎(再掲:第1-5-①-府-iv)「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス(DV相談ナビ)」の実施
	i	◎犯罪被害給付制度を適正に運用するとともに、都道府県警察におけるカウンセリングに関する専門的知識・技術を有する職員の配置を推進することにより、犯罪被害者等のための相談・カウンセリング体制の整備を図っている。
	ii	◎(再掲:第1-7-②-警-i)「被害者の手引」の配付、被害者連絡制度による情報提供を実施。

施策名	省庁名	実施状況
	iii	◎平成21年度において、犯罪被害給付制度の運用等に係る経費(1,955百万円)を措置した。
	i	◎日本司法支援センター(法テラス)のコールセンターに設けた「犯罪被害者支援ダイヤル」では、犯罪被害者支援の知識や経験を持った担当者を配置し、犯罪被害者の方々の心情に配慮しながら、関係機関窓口や刑事手続に関する情報の提供を行っている。同ダイヤルへの平成20年度における問い合わせ件数は8,542件である。
	ii	◎全国の法テラス地方事務所では、平成20年度において、1万1,403件の犯罪被害者等からの問い合わせを受け、そのうち、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介した件数は696件であった。
	iii	◎犯罪被害者等の生活状況を考慮し、資力の要件などを満たすときは、弁護士費用等に関して民事法律扶助制度を始めとする各種援助制度を利用できる場合があることから、法テラスでは、必要に応じ当該制度を犯罪被害者等に御案内するなど、適切な支援を行っている。
	iv	○民事法律扶助制度を始めとする弁護士費用等に関する各種援助制度を連携又は組み合わせることにより、犯罪の被害に遭ってから刑事手続を経て民事手続に移行するまで一連の法的手続に対応することができることから、これら各種援助制度の契約弁護士の確保と制度の周知を一層図る。
	v	◎財産犯等の犯罪行為により被害者から犯人が得た財産等について、一定の場合にその没収・追徴を行うことが可能となったことにより、検察庁では、「被害財産支給手続」又は「外国譲与財産支給手続」を開始する決定をするなどし、没収・追徴された犯罪被害財産を被害者に被害回復給付金として支給するための手続を進めている。
	vi	◎被害者支援員が全国の地方検察庁に配置されており、被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。
	i	◎(再掲:第1-5-①-厚-i) 婦人相談所における休日・夜間電話相談事業及び弁護士等による法的対応機能強化事業の実施。
	ii	◎(再掲:第1-5-①-厚-ii) 婦人相談所が被害者等を一時保護委託するための経費の充実及び婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るための指導員の配置。
	i	◎子どもの日常的な心身の健康状態を把握し、健康問題などについて早期発見・早期対応を図ることができるよう、子どもの心のケアの問題への取組に係る経費を措置(平成20年度 9百万円、平成21年度 7百万円)。
	i	◎犯罪被害者等の公営住宅への優先入居及び公営住宅の目的外使用を認めているほか、DV被害者については単身入居を認めている。

施策名	省庁名		実施状況
	海上保安庁	i	◎海上保安庁ホームページ及びリーフレットにより、犯罪被害者等の支援制度に関する取り組みの紹介及び情報提供を行い、犯罪被害者支援制度に係る周知を図るとともに、犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減に努めている。
第2 犯罪者を生まない社会の構築			
1 少年の健全育成と孤立した若者等の社会参加の促進			
① 少年の規範意識の向上	内閣府	i	◎平成21年度において、引き続き青少年の規範意識の醸成を趣旨に掲げ、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」(7月)を実施する。
	警察庁	i	◎スクールサポーターの導入を促進し、学校等と連携した非行防止教室等の開催を推進している。
		ii	◎小学校低学年を対象とした規範意識醸成用DVDを制作し、少年サポートセンターへ配付した。
		iii	◎(再掲:第1-2-④-警-i)平成21年2月、「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、非行防止教室等の少年の規範意識の向上に資する活動の強化について指示した。
		iv	◎平成21年度において、少年非行防止資料等の作成に係る経費(4百万円)を措置した。
		v	◎平成21年度において、少年非行防止DVDの制作に係る経費(4百万円)を措置した。
	法務省	i	◎法務省ホームページで公表している「法教育推進協議会の状況について」と題する中間取りまとめに従い、また学習指導要領の改訂を踏まえつつ、生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・充実に向けた検討を行っている。平成20年度において、広報・啓発活動の一環として、福岡市でシンポジウムを開催した。
		ii	○(再掲:第1-7-①-法-ii)「法教育の実践」
		iii	◎「学校担当保護司」による非行防止教室、問題を抱えた生徒の指導についての保護司と教師との協議等少年の規範意識の向上を目的とした保護司と中学校との行動連携を進めている。
		iv	◎平成21年度において、「中学生サポート・アクションプラン」推進のための経費として、58百万円を措置した。
		i	◎平成21年度予算において、道徳教育の充実・強化のため、「道徳教育実践研究事業」等に係る予算(1,336百万円)を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
	文部科学省	ii ○平成21年6月、都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を集める会議において、学校現場での非行防止教室の取組を充実させることについて周知を図る予定である。 iii ◎学校における薬物乱用防止教育の充実を図るため①薬物乱用防止教室の推進②シンポジウムの開催③広報啓発活動の推進に係る経費(平成20年度 21百万円、平成21年度 37百万円)を措置した。
② 少年を見守る地域社会の構築	内閣府	i ◎平成21年度において、青少年センターが、様々な問題を抱える若者を関係機関・団体等と連携して個別的・継続的に支援するモデル事業を実施し、その成果を普及するため、地域における若者支援のための体制整備モデル事業として、予算(103百万円)を措置した。
	警察庁	i ◎全都道府県警察に設置した少年サポートセンターを中心に、関係機関と連携した少年相談、街頭補導、立ち直り支援等を推進している。
		ii ◎平成21年2月、「学年末及び新学期における少年非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を全都道府県警察に発出し、カラオケ店等における補導活動の強化を指示した。
		iii ◎カラオケ業界の全国組織である日本カラオケスタジオ協会が行う講習を通じたカラオケ店に対する青少年の深夜利用防止等の要請を推進する。
		iv ◎平成21年度において、全国少年相談協議会の開催等に係る経費(6百万円)を措置した。
		v ◎平成21年度において、少年サポートセンターの部外施設への移転に係る経費(30百万円)を措置した。
	法務省	i ◎少年非行の未然防止のため、保護司や更生保護女性会会員、BBS会員による地域住民からの犯罪や非行に関する相談など、地域社会における非行防止のための取組の推進を図っている。
		ii ◎平成21年度において、地域社会における非行防止のための取組を推進する経費として、536百万円を措置した。
	文部科学省	i ◎平成21年度において、学校、家庭、地域の連携協力の仕組みを構築するため、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」として14,261百万円を措置。その中で教育相談等を必要とする児童生徒が適切な教育相談を受けることができるようスクールカウンセラー等活用事業やスクールソーシャルワーカー活用事業を実施している。
③ 社会適応上支援を必要とする少年の居場所づくりと就業・就学支援	内閣府	i ◎平成21年度において、引き続き「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」(7月)を実施し、不良行為少年への的確な対応を重点課題に掲げて、地域における青少年の「居場所」づくりを推進する。
	警察庁	i ◎〔再掲：第2-1-②-警-i〕全都道府県警察に設置した少年サポートセンターを中心に、関係機関と連携しながら、少年相談、街頭補導、立ち直り支援等を行っている。
		ii ◎平成21年度において、非行少年対策ブロック別研修会の開催に係る経費(3百万円)を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
	高松府	iii ◎（再掲：第2-1-②-警-v）平成21年度において、少年サポートセンターの部外施設への移転に係る経費を措置した。
		iv ◎平成21年度において、少年柔剣道教室に係る経費（7百万円）を措置した。
	法務省	i ◎地域の保護司が、警察や児童相談所等関係機関・団体からなる少年サポートチームの一員として、非行少年の立ち直りや非行防止のための活動を行っている。
		ii ◎無職少年について、保護司や更生保護女性会会員、BBS会員とともに社会参加活動を実施するなどして、その社会性の涵養に努めるとともに、ハローワークと連携して、個人の希望等を踏まえた就労支援を実施している。
		iii ◎平成21年度において、無職少年に対する社会参加活動及び就労支援の充実のための経費として、82百万円を措置した。
	文部科学省	i ◎児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むため、指定校において、社会奉仕体験活動や自然体験活動等、他校のモデルとなる様々な体験活動を推進し、その成果を全国に普及している。
		ii ◎再掲（1-5-②-iii）「問題を抱える子ども等の自立支援事業」
		iii ◎平成21年度においては、非行等問題を抱える青少年に対して、あらたな社会活動の場を開拓する取組や地域全体で立ち直りを支援する体制づくりに関する「非行等青少年のための立ち直り支援推進事業」に係る予算17百万円を措置した。
	厚生労働省	i ○今後、検討する予定である。
	④ 少年補導活動の強化による非行少年の早期発見・早期措置	内閣府
		i ◎（再掲：第2-1-②-警-i）全都道府県警察に設置した少年サポートセンターを中心に、関係機関と連携しながら、少年相談、街頭補導、立ち直り支援等を行っている。
		ii ◎（再掲：第1-2-④-警-i）平成21年2月、「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、非行防止教室等の少年の規範意識の向上に資する活動の強化について指示した。
	警察庁	iii ◎平成21年度において、少年補導職員研修会の開催等に係る経費（46百万円）を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
		iv ◎平成21年度において、少年警察ボランティア謝金等に係る経費(167百万円)を措置した。 v ◎(再掲:第2-1-②-警-v)平成21年度において、少年サポートセンターの部外施設への移転に係る経費を措置した。
⑤ 児童相談所等における少年非行への対応力の強化	厚生労働省	i ◎(再掲:第1-5-②厚-v)地方財政措置における児童福祉司の増員。 ii ◎虐待を受けた子どもと非行児童との一時保護所における混合処遇の状況の改善や非行児童に個別対応できる居室等の改善を推進するとともに(平成21年度予算:次世代育成支援対策施設整備交付金:5,033百万円の内数)、平成21年度においては一時保護所における心理療法担当職員の常勤化を図った。 iii ◎児童自立支援施設に入所中の児童への対応を充実させるため、家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)や心理療法担当職員の配置等を引き続き進めるとともに、平成21年度予算において、進行管理や職員の指導等を行う基幹的職員(スーパーバイザー)について格付けを行い、これに要する費用の改善を図る。(平成21年度予算:児童入所施設措置費79,748円の内数)
⑥ 少年事件捜査と少年を取り巻く犯罪対策の推進	警察庁 法務省 厚生労働省	i ◎平成21年3月、少年法改正に伴う執務資料等を作成して都道府県警察に配付し、適正な少年事件捜査及び調査の徹底を図った。 ii ◎平成21年度において、少年事件捜査・調査実践塾の開催に係る経費(3百万円)を措置した。 iii ◎平成21年度において、触法調査等部内教養用視聴覚教材の製作に係る経費(3百万円)を措置した。 iv ◎「暴走族対策関係省庁会議における申合せ」(平成13年2月)を踏まえ、違法行為の指導取締りを行っている。 v ◎道路交通法、道路運送車両法等の各種法令を適用した暴走族取締りを引き続き推進し、暴走族の解体や構成員の脱退に向けた取組を図っている。 vi ◎暴走族の各種不法事案を抑止し、不正改造車を排除するため、例年6月を「暴走族取締強化期間」及び「不正改造車排除強化月間」として警察と運輸支局の合同街頭検査等を実施しており、平成21年も6月に実施予定である。 i ◎非行事実を十分に解明し、少年に適切な保護を加えるため、検察当局において、所要の捜査を行った上、家裁に送致するなど、適切な処分を行っている。 i ◎(再掲:第2-1-⑤-厚-iii)家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)や心理療法担当職員の配置等及び基幹的職員(スーパーバイザー)に要する費用の改善。

施策名	省庁名	実施状況
⑦ 青少年の体験活動の推進	文部科学省	◎平成20年度において、次代を担う自立した青少年の育成を図るため、小学校における長期自然体験活動の指導者養成等必要な支援に取り組むとともに、青少年の様々な課題に対応した体験活動を推進する「青少年体験活動総合プラン」を実施した。21年度も、同事業に203百万円を措置した。
⑧ 犯罪防止のための教育及び広報啓発の推進	内閣府	◎平成21年度において、引き続き「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」(7月)を実施し、初発型非行・再非行(再犯)の防止を重点課題に掲げ、規範意識を身に付けさせる取組を推進する。
	警察庁	i ◎(再掲:第2-1-①-警-i)スクールサポーターの導入を促進し、学校等と連携した非行防止教室等の開催に努めている。
		ii ◎(再掲:第1-2-④-警-i)平成21年2月、「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、非行防止教室等の少年の規範意識の向上に資する活動の強化について指示した。
		iii ◎平成21年度において、非行防止教室会場借上に係る経費(10百万円)を措置した。
		iv ◎(再掲:第2-1-①-警-iv)平成21年度において、少年非行防止資料等の作成に係る経費を措置した。
		v ◎(再掲:第1-5-④-警-vii)平成21年度において、サイバーボランティア謝金等に係る経費を措置した。
		vi ◎交通違反を行った者に対する処分者講習等において、交通ルール等の教育を実施している。
		vii ◎関係機関及び交通ボランティア団体等と連携し、学校教育の現場や各種イベントにおいて参加・体験型の交通安全教育や広報啓発活動を積極的に推進した。
	法務省	i ◎(再掲:第2-1-①-法-i)「法教育の推進」
		ii ○(再掲:第1-7-①-法-ii)「法教育の実践」
iii ◎検察庁において、検察に関する説明・質疑応答を行う移動教室、出前教室等を実施しているほか、法務省ホームページ及び検察庁ホームページにおいても、少年層を対象としたコーナーを作成している。		

施策名	省庁名	実施状況
		iv ◎社会を明るくする運動を通じて、更生保護制度に関する広報啓発を推進し、犯罪・非行防止のための環境を醸成するとともに、中学校との連携を通じて、少年の規範意識の向上を図っている。 v ◎平成21年度において、犯罪防止のための取組を推進する経費として、69百万(再掲:第2-1-①-法-iv、第2-1-②-法-iiの一部)を措置した。
	文部科学省	○今後、情勢に応じて、必要な検討を行う予定である。
⑨ 孤立した若者、高齢者等の社会参加の促進		i ◎平成21年3月、青少年が自立した社会生活を営むことができるようにするための支援策等とともに、総合的な青少年育成施策の推進を図ることを定めた「青少年総合対策推進法案」を国会に提出した。 ii ◎平成21年度において、中高年の社会活動の意義・内容が広く周知され、心豊かな高齢社会の構築に寄与することを目的として、中高年に求められる社会参加活動を主テーマとした高齢社会フォーラム(7月、10月)を実施する。 i ◎(再掲:第2-1-②-警-i)全都道府県警察に設置した少年サポートセンターを中心に、関係機関と連携しながら、少年相談、街頭補導、立ち直り支援等を行っている。 ii ◎(再掲:第2-1-④-警-iv)平成21年度において、少年警察ボランティア謝金等に係る経費を措置した。 iii ◎平成21年度において、被害少年サポーター謝金等に係る経費(105百万円)を措置した。 iv ◎(再掲:第1-5-④-警-vii)平成21年度において、サイバーボランティア謝金等に係る経費を措置した。 i ◎社会を明るくする運動を推進し、保護司や更生保護女性会会員、BBS会員において、住民集会やミニ集会、シンポジウム、子育て支援活動、ともだち活動等の各種の地域活動を実施するための経費として、536百万円(再掲:第2-1-②-法-ii)を措置した。 ii ○孤立した若者に対する保護司や更生保護女性会会員、BBS会員による支援活動の在り方について検討している。 i ◎平成21年度において、不登校児童生徒等に多様な支援を行うため、不登校児童生徒及び保護者への指導・支援を行っている実績のあるNPO、民間施設、公的施設に対し、効果的な学習カリキュラム、活動プログラムの開発等の研究を委託する「不登校等への対応におけるNPO等の活用に関する実践研究事業」のため、103百万円を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
	厚生労働省	i ◎民生委員・児童委員は、地域において孤立した若者や高齢者について、実態の把握や福祉ニーズの調査を行った上、それぞれの能力に応じた社会福祉の制度やサービスに積極的につなげることにより、社会参加の支援を行った。
⑩ 安定的な収入を確保できない者等に対する就労、雇用促進	厚生労働省	i ◎平成21年度において、ニート状態の若者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーション事業の拡充、若者自立塾事業の実施等のための経費(22.4億円)を措置した。 ii ◎平成21年度において、「フリーター等正規雇用化プラン」等の各種施策を推進することにより、若者の雇用・生活の安定と働く意欲の向上を図っている。
⑪ 保護者に対する各種支援の実施	文部科学省	i ◎(再掲:第1-5-②-文-i)「訪問型家庭教育相談体制充実事業」の実施 ii ◎(再掲:第1-5-②-文-ii)「家庭教育支援基盤形成事業」の実施 iii ◎(再掲:第1-5-②-文-iii)「家庭教育手帳の作成」の実施 iv ◎(再掲:第1-5-②-文-iv)「子どもの生活習慣づくり支援事業」の実施
	厚生労働省	i ◎民生委員・児童委員は、問題を抱える保護者を把握、支援するため、担当地区の住民の実態把握や福祉ニーズ調査を行った上、必要に応じた社会福祉の制度やサービスにつなげるとともに、積極的に関係する行政機関、団体等と連携をすることにより、個々の問題に応じた支援を行った。
2 刑務所出所者等の再犯防止		
① 矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化	法務省	i ◎平成21年度において、刑事施設における薬物事犯者グループミーティング実施庁の拡大、薬物依存離脱指導プログラムの検討・策定、薬物依存離脱指導効果測定方法の構築・整備のための経費等(63百万円)を措置した。 ii ◎平成21年度において、刑事施設における性犯罪者指導体制の充実、性犯罪者処遇担当者の指導力向上及びプログラム充実のための経費(111百万円)を措置した。 iii ◎平成21年度において、刑事施設における飲酒運転事犯者処遇プログラム実施庁の拡大、依存症治療に効果的な飲酒運転事犯者処遇プログラムの開発・実施のための経費等(4百万円)を措置した。 iv ○再犯防止のための処遇効果測定体制の確立に向けた検討を行う。 v ◎少年鑑別所においては、再非行リスクに着目した新たな調査方式を開発し、資質鑑別の向上を図るための経費等(7百万円)を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
		vi ◎少年院においては、再非行防止のための生活指導の充実強化を図るための経費(3百万円)を措置した。 vii ◎平成21年度において、再犯防止のために実施している各種処遇の効果検証を効率的に行うシステムの開発経費として1,302百万円を措置した。
② 刑務所出所者等の定住、確実な身元引受け等の推進	法務省 厚生労働省 法務省 厚生労働省 国土交通省	i ◎平成21年4月、「刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について」を各都道府県、矯正施設、保護観察所あてに通知し、連絡協議会の開催等により関係機関が相互に連携して、高齢又は障害により自立が困難な刑務所出所者等の社会復帰に向けた体制を構築するよう依頼した。 i ◎平成21年4月、地方公共団体、地域生活定着支援センターその他の公共の衛生福祉に関する機関との積極的な連携による高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等の運用について、各矯正施設、保護観察所に対して指示した。 ii ◎平成21年度において、高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護・生活環境の調整の充実強化のための経費として、497百万円を措置した。 i ◎矯正施設収容中から、各都道府県の保護観察所と協働して、福祉サービス等につなげる準備を行う「地域生活定着支援センター」を運営する経費(セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数)を措置した。 i ◎高齢者、障害者等については、事業主体の判断により、公営住宅への優先入居もしくは単身入居が可能となっている。
③ 福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施	法務省 厚生労働省 法務省	i ◎(再掲:第2-2-②-法厚一i)「刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について」を各都道府県、矯正施設、保護観察所あてに通知。 i ◎平成21年度において、入所中から福祉の支援が必要な者の選定とニーズの把握、福祉の申請手続等の援助を行うため、刑務所等に社会福祉士、精神保健福祉士を配置するための経費等(233百万円)を措置した。 ii ◎平成21年度において、出院前から福祉の支援が必要な者の選定とニーズの把握、福祉の申請手続等の援助を行うため、少年院に社会福祉士、精神保健福祉士を配置するための経費(7百万円)を措置した。 iii ◎平成21年度において、高齢・障害等の問題を抱える刑務所出所者等の一時的受入れを行う施設を全国で57箇所指定するとともに、受入体制の整備の経費として874百万円及び、指定更生保護施設に配置される福祉職員に対する研修の実施経費として4百万円を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
		iv ◎平成20年度において、更生保護施設のバリアフリー対策のため、更生保護事業(施設整備事業)費補助金(14百万円)を措置した。 v ◎(再掲:第2-2-②-法-i)高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等の運用について、各矯正施設、保護観察所に対して指示。 厚生労働省 i ◎(再掲:第2-2-②-厚-i)「地域生活定着支援センター」を運営する経費(セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数)の措置。
④ 刑務所出所者等の就労先の確保	法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	i ◎平成21年度において、幅広い産業分野での就労機会の拡大を図るため、刑務所出所者等就労支援推進協議会の設置経費等(21百万円)を措置した。 ii ◎平成21年度において、就職を希望する保護観察対象者等の就労を促進するため、協力雇用主等データベースの制作経費(44百万円)を措置した。 iii ONPO法人全国就労支援事業者機構及び各都道府県ごとに立ち上げる就労支援事業者機構と連携・協力し、各地域における刑務所出所者等の雇用や就労支援に対する理解と協力の獲得に努めるとともに、地域の実情を踏まえた幅広い産業分野における就労先の確保を推進する。 iv ○自治体やNPO法人等の団体との間で、刑務所出所者等の社会復帰支援のためにどのような連携体制の構築が可能かについて協議を行い、地域でのモデル事業の実施など必要な施策の検討を行う。 i ◎都道府県刑務所出所者等就労支援事業推進協議会において関係機関との連携を図っているほか、平成18年度から実施している刑務所出所者等就労支援事業の支援メニューや同事業以外で利用可能な助成金制度の活用を雇用主へ紹介するなどしている。 i ◎平成20年度第2次補正予算において、新規就農者(刑務所出所者も含む)を雇用し実践的な研修を実施する農業法人等に対して、研修経費の一部を支援する「農の雇用事業」を創設した。 i ○関係省庁との情報共有を目的として、「刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議」に出席した。
⑤ 入所中から出所後まで一貫した就労支援の実施	法務省	i ◎平成21年度において、入所中から就労意欲の喚起等を図るため、刑事施設における就労支援スタッフの配置を拡充するための経費(133百万円)を措置した。 ii ◎平成21年度において、社会の雇用ニーズに合った職業訓練を充実するための経費(283百万円)を措置した。 iii ◎平成21年度において、少年院出院者の就労支援を充実するため、就労支援スタッフの配置を拡充するための経費等(15百万円)を措置した。 iv ◎平成21年度において、身元保証人がいないために就職が困難な刑務所出所者等の就労を促進するため、保証手数料について助成する更生保護事業費(35百万円)を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
	厚生労働省	i ◎関係省庁と連携して刑務所出所者等就労支援事業を実施しており、職業相談・紹介、協力雇用主を対象とした求人開拓及び試行雇用奨励金の支給等の就労支援を行うことにより、刑務所出所者等の就労による自立を図っている。
⑥ 自立更生のための各種施策の推進	法務省	i ◎平成19年10月から沼田町就業支援センターを着実に運営しているところ、平成21年度において、その運営の充実を図るための経費として、46百万円を措置した。
		ii ○平成21年度中に、福島、北九州の自立更生促進センター及び茨城就業支援センターの運営を開始する予定である。
	厚生労働省	i ◎(再掲:第2-2-④-厚- i)「刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議」への参加。
	厚生労働省	ii ◎自立更生支援センター及び就業支援センターの入所者に対しては、刑務所出所者等就労支援事業の各種メニューを活用していくほか、他の支援対象者同様、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施する。
	農林水産省	i ◎法務省、厚生労働省と連携し、茨城就業支援センター入所者に対する農業訓練の実施に向けた取組を行っている。
⑦ 刑務所出所者等の社会復帰支援を総合的に推進するための枠組みの設置	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	i ◎刑務所出所者等社会復帰支援に関する各府省における平成21年度予算案の内容や関連施策の進捗状況等の情報共有を目的に、平成21年1月14日に「刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議」を開催したところ。今後も随時、同会議を開催し、施策の推進に努めていくこととしている。
	警察庁	i ◎平成21年度において、矯正施設と連携した暴力団員の離脱支援や暴力団への加入防止を推進するため、暴力団からの離脱を希望する暴力団員受刑者に対する離脱支援及び暴力団に加入するおそれのある一般人受刑者に対する加入防止を目的とする教養テキストの作成に係る経費(1百万円)を措置した。
⑧ 保護観察における処遇の充実強化	法務省	i ◎平成21年度において、処遇困難者に対する専門的・集中的処遇プログラムの開発及び検証並びに処遇効果測定システムの開発経費として、168百万円を措置した。

施策名	省庁名		実施状況
⑨ 再犯を防止するために効果的な新たな施策の検討	法務省	i	○社会内処遇の一環として社会奉仕活動に従事させる制度、懲役刑又は禁錮刑の一部について執行を猶予し保護観察に付することも可能とする刑の一部執行猶予制度等を導入することなどにつき、法制審議会において、現在、審議中である。また、GPS発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策については、諸外国の制度に関する調査研究を実施するなどして引き続き検討する予定である。
⑩ 効果的な出所者情報の共有	警察庁	i	○子どもを対象とする暴力的性犯罪に係る出所者情報の効果的な運用等のため、現制度の確実な運用を指導するとともに、問題点を把握する。
	法務省	i	◎関係機関に対し必要な情報の提供を行っている。
第3 国際化への対応			
1 水際対策			
① 海上警備・沿岸警備の強化	内閣府	i	◎漁船を利用した密輸等の犯罪防止に資するため、漁業取締船による操業許可の確認等の取締活動を通じた不審船か否かの見極め、関係機関への迅速な情報提供を実施している。
	警察庁	i	◎沿岸対策の強化のため、密航監視哨員制度の見直しを図るとともに、沿岸警備協力会との連携に努めている。
	法務省	i	◎平成21年度において、船舶による不法出入国対策の強化のため、入国警備官12人の増員を措置し、各地方入国管理官署、関係機関等及び退去強制手続中の不法入国者等からの情報収集・分析のほか、沿岸地域及び入港船舶のパトロール等、さらに、不法出入国事案発生時の情報収集及び関連容疑者の摘発等を実施することを予定している。
		ii	◎警察や海上保安庁と連携し、厳格な対応に努めた。
	農林水産省	i	◎漁船を利用した密輸等の犯罪防止に資するため、漁業取締船による操業許可の確認等の取締活動を通じた不審船か否かの見極め、関係機関への迅速な情報提供を実施している。
	財務省	i	◎財務省及び各税関において「密輸防止に関する覚書」(MOU)等を締結している関係業界団体、民間協力者などに対し、不審情報の提供を求めている。
		ii	◎監視艇を活用し、薬物・銃器等の密輸入の中継地となる可能性の高い離島や洋上における取引等による密輸入に対する監視取締り及び情報収集を積極的に実施している。また、日本海側の密輸取締りを充実強化するため、平成21年3月、大型監視艇を境港に配備した。
	海上保安庁	i	◎密輸・密航の水際阻止、不法出入国等の重大犯罪の関与が疑われる不審船・工作船への確実な対処による警備体制を万全とするため、関係機関等との合同パトロール、警戒活動を実施。また、情報収集、機動的な広域捜査の展開、外国船舶への立入検査の実施を強化している。さらに、海上からの不法入国事案等については、漁業協同組合等関係機関との連携、一般市民からの協力を得て対応している。

施策名	省庁名	実施状況
		ii ◎平成21年度予算において、海上警察力の充実強化のための経費(1,685百万円)を措置した。
	防衛省	i ◎平素から、艦艇や航空機により、我が国周辺の海空域において、警戒監視活動を着実に実施。また、不審船対処について海上保安庁との連携強化のため、共同訓練を実施している。
② 改正SOLAS条約を踏まえた港湾及び船舶の保安対策の推進	国土交通省	i ◎国際航海船舶の検査を実施し、船舶保安証書の交付を行っている。
	ii	◎平成21年度において、ポートステートコントロールの体制整備等海事保安体制の整備・強化のため、経費(113百万円)を措置。
	iii	◎保安規程の承認を受けた国際埠頭施設の立入検査を実施している。
	海上保安庁	i ◎国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく本邦の港に入港する船舶に対する規制を適切に実施し、もって船舶や港湾施設等に対するテロ防止に努めている。
	ii	◎平成21年度予算において、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく事前入港通報に対応するための経費(11百万円)を措置した。
	③ 社会悪物品等の密輸入の防止等	警察庁
総務省		i ○今後、検討する予定である。
i		◎X線検査装置(移動式・出力可変式等)及び大型監視艇等を増配備し、監視・取締体制の強化を図るとともに、麻薬探知犬、爆発物探知犬及び銃器探知犬を活用し、主要空港等において取締りの強化に努めている。
ii		◎世界税関機構(WCO)のアジア大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点である地域情報連絡事務所(RILO)や、薬物等の仕出地又は中継地となっている国・地域へ職員を派遣し、薬物等の密輸情報の収集や情報交換に努めている。
iii		◎平成20年11月に開催した第2回日中韓関税局長・長官会議において、違法な貿易に対する効果的な取締りのための情報交換の重要性について再確認した。また、同月には、日中韓3か国による第2回密輸情報交換実務者会合を開催し、密輸の情報交換を含めた3か国協力を一層積極的に推進することで一致した。
iv		◎平成20年8月、香港及びマカオとそれぞれ第1回密輸情報交換実務者会合を開催し、両者との間で情報交換を含めた税関間の協力を一層積極的に推進することで一致した。
v		◎「密輸出入取締対策会議」等を通じて、最新の密輸手口及び新たな形態の薬物等に関する情報の共有化を図るとともに、警察、海上保安庁等関係機関との合同船内検査等を実施している。

施策名	省庁名	実施状況
	財務省	<p>vi ◎主としてアジア・大洋州地域の開発途上国の税関職員を我が国に受け入れ、密輸の取締りに資するため、情報分析能力の強化等を目的とした研修を実施するとともに、我が国税関職員の専門家を海外に派遣して技術協力を実施した。</p> <p>vii ◎郵便事業株式会社に対し、薬物及び銃器等の密輸仕出国の可能性が高い国からの郵便物をそれ以外の国の郵便物とは別に提示を行うこと、X線検査装置や麻薬探知犬による検査に必要な場所を確保することを要請するなど連携を図っている。</p> <p>viii ◎ワシントン条約の規定の適正な運用を図るため、輸入規制物品に該当するおそれのある貨物については、条約の管理当局である経済産業省に確認するなど、慎重な審査・検査を実施し、輸入規制物品の不正輸入の防止に努めている。</p> <p>ix ◎不法に窃取された文化財のおそれのある貨物を発見したときは、「文化財の不法な輸出入等の規制に関する法律」等の所管官庁である文化庁に確認するなど、盗難文化財の輸出入の防止に努めている。</p> <p>x ◎密輸情報提供リーフレットや密輸ダイヤル周知CM等の活用により、密輸ダイヤル(0120-461-961)を積極的に広報し、薬物・銃器等の密輸入情報の提供を一般国民に対し広く呼び掛けた。また、平成20年4月には、密輸情報提供用のリーフレットを刷新し、各所等において広報啓発活動を行った。</p> <p>xi ◎税関が摘発した密輸事件に係る報道発表をインターネット上の「税関ホームページ(http://www.customs.go.jp)」に掲載するなど、広く一般国民に対し税関における水際取締対策を広報している。</p> <p>xii ◎平成21年度予算において、テロ対策・密輸取締機器整備経費(14,498百万円)を措置した。</p> <p>xiii ◎平成21年度予算において、税関監視取締関係経費(2,782百万円)を措置した。</p> <p>xiv ◎平成21年度予算において、密輸ダイヤル等PR経費(10百万円)を措置した。</p> <p>xv ◎(再掲:第1-4-⑤-財-i)税関相互支援協定等の締結への取組の推進。</p>
	外務省	<p>i ○今後、検討する予定である。</p>

施策名	省庁名	実施状況	
	経済産業省	<p>◎ワシントン条約締約国会議等での決議及び議論を踏まえて、適正な手続を確保するとともに、関係国管理当局や条約事務局と緊密な連絡をとり、適正かつ厳格な審査を行い、違法取引の防止に努めている。また、ワシントン条約に違反する違法輸入を防止するためにパンフレットの作成・配付等を行い、また我が国におけるワシントン条約の輸出入手続等に関するホームページを整備し、広く啓蒙普及を図っている。</p>	
	文部科学省	<p>◎平成21年度において、引き続き、特定外国文化財の鑑査作業の充実及び国内の関係機関への周知徹底等を図るため、「文化財不法輸出入等防止推進費」(4百万円)を措置した。</p>	
	海上保安庁	i	<p>◎情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内外関係機関との連携を強化している。</p>
		ii	<p>◎平成21年度予算において、薬物銃器の密輸入対策の強化等のための経費(674百万円)を措置した。</p>
		iii	<p>◎職員を周辺国等に派遣するなど、国外における情報収集活動を強化している。</p>
環境省	i	<p>◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律違反が疑われる業者等への立入検査や実地調査、インターネットでの希少野生動植物種の違法陳列等の有無の確認を行い、必要に応じて指導するとともに、普及啓発パンフレットの作成・配付を実施している。また、関係省庁と連携し、違法取引等についての情報交換、監視、捜査協力等を行っている。</p>	
④ 盗難自動車等の不正輸出の防止	警察庁 経済産業省 財務省 国土交通省	<p>◎自動車盗難等防止に関する官民プロジェクトチームにおいて、不正輸出防止を目的として、「埠頭の管理強化マニュアル」を策定し、同マニュアルに沿って、情報交換等を推進している。</p>	
	財務省	i	<p>◎盗難自動車等の不正輸出を水際で阻止するため、警察からの盗難自動車等に係る情報及び国土交通省からの自動車登録情報を活用し、審査・検査を強化している。また、大型X線検査装置を活用し、効果的かつ効率的な検査を実施している。</p>
		ii	<p>◎税関においては、中古自動車の輸出申告があった場合、関税法第70条の規定に基づき、道路運送車両法に基づく輸出抹消仮登録証明書等を確認することとしており、その確認がなされない場合は輸出を許可しないこととしている。なお、自動車(自動二輪車及び原動機付自転車を含む。)は、旅具通関扱いをする貨物の範囲から除外しており、船舶乗組員等が携帯して輸出することはできず、業務通関を行うこととしている。</p>
	国土交通省	i	<p>◎改正道路運送車両法の施行に伴い、平成17年7月以降に国外に輸出する自動車に対して輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の交付を行っている。</p>
		ii	<p>◎平成14年7月より、国土交通省の自動車登録情報を税関において電子的に活用している。</p>

施策名	省庁名		実施状況
	環境省	i	◎解体自動車(いわゆる廃車ガラ)を輸出する場合は、輸出申告時に自動車リサイクル法に基づき解体自動車の全部を利用する方法として廃棄物に該当しないものであることを確認するため、解体自動車の全部利用に係る電子マニフェストの画面印刷物の提出を求める運用を新潟県内4港(平成18年12月)において実施。北海道小樽港(平成20年7月)においては輸出しようとする解体自動車の保税地域への搬入時に上記印刷物を確認する体制を構築。今後は、自動車リサイクル法の見直しの中で、全国展開を含めた検討を行っている。
⑤ 国外逃亡被疑者対策の推進	警察庁	i	◎平成20年中、引渡条約に基づき韓国から5人の逃亡被疑者の引き渡しを受けたほか、ブラジル等へ逃亡した被疑者に対して国外犯処罰規定が4件適用された。引き続き、国外逃亡被疑者の身柄引渡請求及び国外犯処罰規定の適用要請を積極的に実施していくこととしている。
	法務省	i	◎関係機関と連携し、国外逃亡被疑者の身柄確保や逃亡先における国外犯処罰の実現に向け積極的に取り組んでいる。
⑥ 関税犯則に関する罰則水準の引き上げの検討	財務省	i	○関税等通(ほ)脱事犯に係る法定刑の引き上げを含む関税犯則に係る罰則水準の見直しの検討に向け、内国税を含めた税制全体の罰則水準のバランスを注視している。
⑦ 廃棄物等の不適正な輸出入の防止	財務省	i	◎バーゼル条約の規定の適正な運用を図るため、輸出入規制物品に該当するおそれのある貨物については、条約の管理当局である経済産業省に確認するなど、慎重な審査・検査を実施し、輸出入規制物品の不正輸出入の防止に努めている。
	環境省	i	◎関係省庁と連携し、事業者向け説明会の開催、個別案件に対する事前相談の実施、立入検査等水際対策の強化等の国内対策を実施した。また、有害廃棄物の不法輸出入防止のためのアジアネットワークの構築、E-waste(電気電子機器廃棄物)適正処理プロジェクトへの拠出などの国際的対策を実施した。
		ii	◎平成20年10月の「リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進月間」の活動の一環として、税関の協力の下、貨物の開披検査への地方環境事務所職員の立会を実施するとともに、輸出入関係事業者に対して廃棄物等輸出入管理制度や事前相談制度に関する周知を行った。
2 新たな在留管理制度による不法滞在者等を生まない社会の構築			
① 新たな在留管理制度の創設	法務省	i	◎外国人の在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度を構築するため、外国人から住居地等の変更や在留資格に応じ所属機関等の異動について届け出させる一方で、外国人の受入れ状況に関する事項を所属機関から届け出てもらうことを盛り込んだ出入国管理及び難民認定法等の改正案を第171回通常国会に提出している。
② 円滑かつ厳格な出入国審査の実施	警察庁	i	◎平成21年度において、事前旅客情報システムの更新に係る経費(94百万円)を措置した。
		i	◎平成21年度において、厳格かつ円滑な出入国審査の推進のため、入国審査官87人の増員及び1,684百万円を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
	法務省	ii ◎事前旅客情報システム(APIS)等により得られた情報を活用し、円滑かつ厳格な入国審査を実施した。また、入国審査の際に、ブースの入国審査官が指紋の状態をディスプレイ上で確認できるようにし、より厳格な入国審査を可能とした。
	外務省	i ◎円滑かつ厳格な出入国審査の実施に資するべく、当省としては、人的交流を促進するため円滑な査証発給に努めるとともに、日本社会の安全を確保し、外国人の人権を擁護するという観点から、不法滞在・就労、搾取や人身取引が疑われる査証申請に対して厳格な審査を行っている。
③ 入国・在留審査等に際しての日本語能力の考慮	法務省	i ○入国・在留審査等において日本語能力を考慮することについて、検討を行っている。
	外務省	i ◎現在、文科審議会国語分科会日本語教育小委員会において専門的な検討が行われていると承知しており、当省においては、同検討結果を踏まえ引き続き関係省庁と連携しつつ検討していくこととしている。
	文部科学省	i ○今後、情勢に応じて、必要な検討を行う予定である。
④ 不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化	警察庁	i ◎平成21年1月から3月末までの間に、入管法第65条の適用人員731人を含む外国人1,557人を、入管法違反で検挙するなど、不法滞在者の摘発強化を推進している(21年4月現在の暫定値)。 ii ◎平成21年2月、愛知県警察及び千葉県警察が、入国管理局と合同摘発を行った結果、組織的な公文書偽造事件の摘発に至った事件を始め、各都道府県警察において、積極的に合同摘発を推進している。
	法務省	i ◎平成21年度において、多数の不法滞在者が潜伏していると見込まれる神奈川県内の摘発等退去強制手続体制の強化のため、入国警備官60人及び入国審査官5人の増員を措置した。 ii ○不法滞在者の地方分散化・居住・稼働の小口化等が続く中、警察等関係機関と連携して積極的な摘発を継続的に行っている。 iii ◎依然として、我が国における不法滞在外国人数は高水準で推移しているが、定着化が進み、日本人等と婚姻し、その間に子が出生したなどとして在留特別許可を求めて出頭申告する者等については、書面により審査を行うなど、手続の簡素化・効率化を図っている。
⑤ 不法滞在者等の排除のための新たな在留管理制度の効果的な運用	法務省	i ◎外国人や所属機関が届け出た情報についての調査権を新設するとともに、在留資格取消事由を追加し、在留資格取消しの手続を整備してその実効性を確保するための規定を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法等の改正案を第171回通常国会に提出している。
⑥ 不法入国等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化及び関係法令の整備	警察庁	i ◎平成21年6月を「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労助長防止のための活動強化月間」に指定しており、来日外国人犯罪の取締りの徹底、国際犯罪組織の実態解明の推進等及び不法滞在・不法就労防止のための指導啓発活動の推進を図ることとしている。

施策名	省庁名	実施状況
	法務省	<p>i ◎(再掲:第3-1-①-法- i)入国警備官12人の増員。</p> <p>ii ◎関係機関と連携を図り、迅速・的確な情報交換を行った。</p> <p>iii ◎在留カードの偽変造等に係る罰則を新設するほか、在留資格の有無等を確認しない等の過失がある場合に不法就労助長行為を行った者を処罰することができることとする規定を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法等の改正案を第171回通常国会に提出している。</p> <p>iv ◎平成21年3月に開催された警察・法務・厚生労働の三省庁で構成する「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」において、悪質な不法滞在・不法就労事犯等に対する取締り等を強化し、不法就労外国人対策への取組を推進することを確認した。</p> <p>v ○平成21年6月、当該三省庁で構成する「不法就労外国人対策等協議会」において、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会及び全国商工会連合会に対し、同協議会の不法就労外国人問題への取組状況を説明するとともに、不法就労防止に向けた協力要請を予定している。さらに、第3-1-①-法- i のとおりの措置を予定している。</p>
	外務省	<p>i ◎不法入国等につながる悪用事例の多い査証申請(研修・技能実習、エンターテイナー等)については、一層厳格な審査を行っている。</p>
	厚生労働省	<p>i ◎改正雇用対策法に基づき、雇用管理改善や不法就労防止の観点から、新たに外国人雇用状況届出の義務化等を行っている。</p> <p>ii ◎警察庁、法務省及び厚生労働省からなる「不法就労外国人対策等協議会」は、日本経済団体連合会等の経営者団体に対して不法就労防止に関して説明会を実施して、外国人の不法就労の防止に関する協力依頼を行った。</p>
	海上保安庁	<p>i ○不法出入国の行われる可能性の高い海岸を管轄する海上保安部署に不法出入国取締官5名を本年10月より配置予定である。</p>
3 多文化共生を可能とする社会基盤の整備		
① 適法に在留する外国人の出入国・在留手続に係る利便性の向上	法務省	<p>i ◎在留期間の上限を5年に伸長するとともに、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人が出国後1年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可を受けることを要しないものとする規定を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法等の改正案を第171回通常国会に提出している。</p>
② 総合相談窓口の設置による外国人に対する生活支援の実施	法務省	<p>i ◎平成21年4月1日、静岡県浜松市と連携し、外国人住民に対する入国・在留手続、生活相談及び情報提供を一つの窓口で行うワンストップ型の総合窓口「浜松外国人総合支援ワンストップセンター」を開設するため、9百万円を措置した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
③ 地域における多文化共生の推進	総務省	i ◎「規制改革推進のための3か年計画」及び「外国人台帳制度に関する懇談会」においてとりまとめられた報告書を踏まえ、適法に在留する外国人(在留カード交付対象者、特別永住者等)であって住所を有する者を住民基本台帳法の適用対象に加える「住民基本台帳法の一部を改正する法律案」を、第171回通常国会に提出した。
		ii ◎地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、平成18年3月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、各地方ブロックごとに地域国際化連絡会議を開催する等必要な施策の普及を図った。
		iii ◎すべての地方公共団体を対象に、多文化共生推進指針・計画策定状況を調査し、各地方ブロックごとに開催される地域国際化連絡会議において配付した。
		iv ◎外国人が急増し、過度な財政負担が生じている市町村に対して、地方交付税の算定において措置を講じた。
		v ◎ボランティア団体等との連携、防災教育・訓練による防災知識の普及など、外国人向けの防災対策の促進について地方自治体に周知した。
	法務省	i ◎平成20年度において、総務省・法務省が共同事務局となって「外国人台帳制度に関する懇談会」を開催し、同懇談会により報告書が取りまとめられた。これらの内容を踏まえ、平成21年3月、第171回通常国会に、外国人を住民基本台帳制度の対象とする住民基本台帳法の一部を改正する法律案を提出したと承知している。
	厚生労働省	i ◎日系人集住地域のハローワークなどにおいて、通訳・相談員の増員や市町村とも連携したワンストップコーナーの設置等の体制強化を行っている。
		ii ◎厚生年金保険及び健康保険の適用の適正化を図る観点から、従来より、①適用事業所の事業主に対する適正な届出に関する励行、②特に外国人労働者等が多いと見込まれる適用事業に対する重点的な事業所調査の実施などの対策を講じている。
	文部科学省	i ◎外国人児童生徒の受入態勢の包括的な整備を行うため、地域における日本語指導、適応指導の充実を図る支援体制モデルの在り方や不就学の外国人の子どもに対する就学促進に関する調査研究を行う「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」を実施している(平成20年度予算額:223百万円、平成21年度予算額:301百万円)。
		ii ◎平成20年度において、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を実施し、日本語教室の設置(22か所)及び日本語能力を有する外国人等を対象とした日本語指導者養成(22箇所)を行った。21年度も、同事業を実施し、日本語教室の設置(40か所)及び日本語指導者養成(40か所)を行う予定である。
④ 外国人支援施策の検討のための枠組みの設置	法務省	i ◎(再掲:第3-3-②-法-i)「浜松外国人総合支援ワンストップセンター」の開設。

施策名	省庁名	実施状況
	各省庁	i ◎厳しい雇用情勢の下で困難な状況に置かれている日系人等の定住外国人への支援を検討するなど、定住外国人に関する施策について政府全体としての取組を推進するため、本年3月27日に定住外国人施策推進会議を設置した。(内閣府)
4 国際組織犯罪対策		
① 外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進	警察庁	i ◎平成21年度において、来日外国人犯罪組織の実態解明・摘発の推進に要する経費(182百万円)、南米系日系人犯罪対策等の推進に要する経費(24百万円)を措置した。 ii ◎平成21年2月、愛知県警察及び千葉県警察が、外国人登録証明書等の偽造工場2か所を摘発し、有印公文書偽造で中国人5人を逮捕した事件を始め、外国人犯罪について、組織の全容解明及び関係者の的確な摘発に努めている。
	法務省	i ◎検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、悪質な外国人犯罪について、厳正に対処している。 ii ◎薬物不法所持者等の我が国にとって好ましくない外国人の上陸を阻止するとともに、その定着化の防止に努めており、引き続き不法滞在外国人に対する摘発の強化や関係機関との情報交換の強化等により、確実な退去強制手続を行うことで、外国人に係る薬物事犯の着実な減少に努めることとしている。また、退去強制手続の過程において、銃器を発見し、又はそれに関する情報を入手した場合には警察等関係機関へ速報することを徹底している。 iii ◎退去強制手続における違反審査及び口頭審理において、入管法以外の犯罪事実が確認されたときには、関係当局に通報することとしている。また、関係諸機関と連携しつつ、退去強制手続を厳格に行うことにより、不法滞在事件について、厳正に対処しており、平成21年度予算において232百万円措置した。
② 外国人集住コミュニティの住民団体等との連携の強化	警察庁	i ◎平成21年3月、各都道府県警察に対して「外国人集住地域総合対策の推進について」を発出し、外国人集住地域への犯罪組織等による浸透の防止、定住外国人に係る現在又は将来における犯罪誘因の除去を目的とした、各種警察活動の推進、関係行政機関等との協調、実態把握の推進等、外国人集住地域総合対策の基本方針を示した。
	法務省	i ◎関係機関と連携を図り、迅速・的確な情報交換を行った。
③ 地下銀行・カード不正利用事犯対策の推進	警察庁	i ◎平成20年中は地下銀行事案で8件18人を検挙した。また、同年中、カード偽造犯罪で101件24人を検挙した。引き続き関係機関との連携により対策を強化していくこととしている。
	財務省	i ◎平成18年度関税改正において、偽造クレジットカード等の「原料となるべきカード」を輸入してはならない貨物に追加し、水際での取締りを積極的に実施している。
	経済産業省	i ◎クレジットカードの不正利用及び偽造による犯罪被害防止のため、クレジット関係業界に対し、クレジットカードのICカード化及びICカードの受入れのためのインフラ整備を推進するよう要請している。

施策名	省庁名	実施状況	
④ 人身取引対策の推進	内閣府	◎平成20年度において、女性に対する暴力をなくしていくという観点から人身取引対策の啓発用ポスター(平成20年度:ポスター28,000枚、リーフレット50,000枚)を作成し、関係機関、地方公共団体、民間団体及び空港・港湾等、約1,000箇所に配付。平成21年度も同様に実施予定である。	
	警察庁	i	◎平成21年度において、人身取引の被害者に警察が保護する旨を呼び掛ける人身取引被害者連絡票のための経費(1百万円)を措置した。
		ii	◎人身取引事犯の取締り強化と被害者保護の適正を図るため、平成20年12月に人身取引対策事務担当者による第5回コンタクトポイント会議を開催した。また、平成21年7月に第6回コンタクトポイント会議を開催する予定である。
		iii	◎人身取引関係事犯対策車の整備のための経費(23百万円)を措置した。
	法務省	i	◎啓発冊子やチラシの配付等を通して、人身取引の防止・撲滅、被害者の保護を含む啓発活動を推進している。
		ii	◎(再掲:第1-7-③-法-ii)人権相談及び人権侵犯事件として対応。
		iii	◎平成16年4月に、内閣官房副長官補を議長とし、関係省庁の局長級を構成員とする、「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年12月に、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護を含む包括的・総合的な人身取引対策を早急に講ずることを目指して策定された「人身取引対策行動計画」に基づき、関係省庁が連携して、行動計画に掲げられた施策の着実な推進を図っている。
		iv	◎人身取引被害者から在留期間更新等の申請があった場合、その者の置かれている状況等に十分配慮してこれを許可し、被害者が退去強制事由に該当している場合は、仮放免した上で退去強制手続を進めるなど、柔軟な運用を行っており、平成20年中には28人の被害者を保護し、また、本年においては、4月末までに13人の被害者を保護した。一方、人身取引加害者については、平成20年中に9人、本年においては、4月末までに3人に対して退去強制令書を発付した。
		v	◎入国管理官署において、出入国管理業務に従事する職員を対象とし、人身取引被害者等の人権に絞った人権研修を実施するため、1百万円措置した。
	外務省	i	◎平成20年3月には、韓国に人身取引に関する政府協議調査団を派遣し両国の連携強化に向けて協議したほか、現地のNGO等とも意見交換を行った。また、タイとの間で人身取引問題に関してタスク・フォースを設けて継続的に協議しているほか、国際会議で、我が国の取組を紹介しつつ、国際協力の必要性を訴えるなどの国際連携を推進している。
文部科学省	i	◎平成20年度において、独立行政法人国立女性教育会館では、売買春防止に関する教育の充実を図る観点から人身取引に関する調査研究・教材の開発等を行った。21年度も引き続き実施しているところ。	

施策名	省庁名	実施状況
	厚生労働省	◎平成21年度において、人身取引被害者等への適切な支援を確保するため、人身取引等に関する専門的な知識を持った専門通訳者を養成する研修を実施する。(平成21年度予算:児童虐待・DV対策等総合支援事業2,473百万円の内数)
	海上保安庁	◎毎年実施する実務者研修において、人身取引の実態や、同被害者保護の重要性等についての講義を行っている。
⑤ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備	警察庁	<p>i ◎警察職員の語学能力向上のため、警察庁では、国際警察センターにおいて国際捜査に関する語学教養、海外研修等を実施したほか、都道府県警察においても、実務的な語学教養等の実施に努めた。</p> <p>ii ◎都道府県警察において、高い語学能力を備えた者を警察職員として採用するなど、国際組織犯罪に対する捜査体制の整備に努めた。</p> <p>iii ◎都道府県警察において、部内通訳人に対して、各種研修会の開催等により、刑事手続等への理解を深められるよう教養の実施に努めるとともに、部外通訳人に対して、各種研修会の開催等により、警察捜査における通訳人の立場と重要性、通訳時の留意事項等の教養の実施に努めた。</p> <p>iv ◎外国人被疑者等との意思疎通の困難性が円滑な捜査活動の妨げとなっている現状等を踏まえ、平成20年度において、国際組織犯罪に対する捜査体制の整備の一つとして、通訳体制の確立に係る経費(1,297百万円)を措置し、平成21年度においても同経費(1,297百万円)を措置した。</p> <p>v ◎平成20年度において、管区警察局単位で、通訳担当者、部内通訳人が参加する通訳能力向上のための講習等を行うなど警察通訳の能力の維持向上等に要する経費(5百万)を措置し、平成21年度予算においても同経費(4百万円)を措置した。</p> <p>vi ◎ICPOルートや外交ルートにより、国際組織犯罪に係る情報交換や国際捜査協力を実施している。特に、中国公安部との間では、個別協議による緊密な情報交換等による国際捜査共助を実施している。</p> <p>vii ◎平成21年度において、ICPO派遣者が派遣後に業務を円滑に遂行できるようにするため、外国語委託教養に要する経費(3百万円)を措置した。</p> <p>viii ◎平成21年度において、国際的な犯罪に係る情報交換及び捜査協力の推進のため「国際刑事警察機構憲章」第38条、第39条に基づく国際会議分担金等に係る経費(791百万円)を措置した。</p>
	法務省	<p>i ◎平成21年3月、日中刑事共助条約に関する実務面等での情報交換のため、中国において日中両国の中央当局による事務レベル協議を実施した。同年中に、米国及び韓国とも同様の協議を行う予定である。</p> <p>ii ◎平成21年5月、東京で、日本・米国・香港・韓国・シンガポールの検察官等を対象とした、犯罪収益の没収に関する国際協力セミナーを開催した。</p>
		◎(再掲:第3-1-③-海-i)情報収集・分析及び機動的な広域捜査の推進並びに国内外関係機関との連携の強化。

施策名	省庁名	実施状況
	海上保安庁	ii ◎平成21年度予算において、薬物銃器の密輸入及び不法入国者対策の強化等のための経費(707百万)を措置した。 iii ◎(再掲:第3-1-③-海-iii)国外における情報収集活動の強化。
⑥ 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に向けた法整備	法務省	i ◎組織的犯罪の共謀罪及び証人等買収罪の新設並びに犯罪収益規制関係規定及び国外犯処罰規定の整備を含む「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第163回特別国会に提出し、第171回通常国会において継続審議中である。
	外務省	i ◎平成15年5月、国際組織犯罪防止条約の締結につき国会の承認を得た。
⑦ 諸外国との刑事共助条約等の早期締結	外務省 警察庁 法務省	i ◎平成20年11月23日に中国との間で発効した刑事共助条約に基づき、中国との間で刑事共助を実施している。 ii ◎平成18年12月、ロシアとの間で刑事共助条約の締結交渉を開始し、平成21年5月12日に同条約に署名した。 iii ◎平成18年9月に香港との間で刑事共助協定の締結交渉を開始し、平成20年5月23日に同条約に署名した後、同年11月に締結について承認を得るため国会に提出した。 iv ◎平成21年4月、EU(欧州連合)との間で刑事共助条約の締結交渉を開始した。 v ◎平成21年3月、スイスとの間で刑事共助条約の予備協議を実施した。 vi ◎平成21年2月、日中外相会談において、犯罪人引渡条約及び受刑者移送条約の締結交渉の早期開始で一致した。
	法務省 外務省	i ◎タイとの間の日タイ受刑者移送条約については、既に実質合意済みであり、早期の署名に向けて準備中である。なお、日タイ首脳会談(本年2月)において、両首脳は実質合意を歓迎している。
⑧ 国際的な枠組みへの継続的参加	警察庁	i ◎平成16年から開催している警察庁と中国公安部との定期協議について、平成21年1月、東京において5回目の協議を開催し、情報交換等を行った。 ii ◎毎年G8サミット議長国において開催される「G8司法・内務大臣会議」には、国家公安委員会委員長や警察庁幹部が出席しており、テロ対策、国際組織犯罪対策等様々な議題について、積極的に議論を行っている。平成21年については、5月にイタリア・ローマにおいて同会議が開催された。 iii ◎平成21年2月及び4月にイタリアで開催された「G8ローマ/リヨン・グループ会合」に警察庁幹部が出席し、国内治安対策の推進を見据えた課題について議論を行うなど積極的に関与した。

施策名	省庁名	実施状況
		iv ◎平成21年5月にベトナム・ハノイで開催されたASEANAPOL(東南アジア警察長官会合)に警察庁次長が出席し、国境を越える犯罪等について議論を行った。
		v ○日露間においては、毎年1回、実務者レベルで相互訪問を行い、警察協力に関する意見交換等を行っている。平成21年には、ロシア・サハリンにおいて、警察庁担当職員がロシア極東連邦管区内務総局担当職員と意見交換等を実施する予定である。
	外務省	i ◎平成20年4月に開催された国連犯罪防止刑事司法委員会において、日本が提案した人身取引対策に関する決議を含む6本の決議案及び4本の決議案の審議・採択に貢献した。また、平成21年4月に開催された同委員会においても、経済的詐欺及び身分詐称関連犯罪の防止、捜査、訴追及び処罰における国際協力に関する決議を含む6本の決議案の共同提案国となり、決議案の審議・採択に貢献した。
第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策		
1 暴力団対策等		
① 組織犯罪情報の収集、分析の更なる強化と利便性の向上	警察庁	i ○組織犯罪情報の共有及び活用のための基盤整備に向けた検討を行っている。
② 暴力団からの資金剥奪の強化	警察庁	i ◎犯罪収益の剥奪の徹底を図るため、平成20年中において、暴力団構成員等が関与した事案につき、組織的犯罪処罰法、麻薬特例法に基づく警察の請求による起訴前の没収保全命令をそれぞれ21件、5件請求するなど、暴力団から剥奪すべき犯罪収益の確実な保全に努めている。
	総務省	i ○今後、検討する予定である。
	法務省	i ◎疑わしい取引の届出制度等の活用や、関係諸機関との緊密な連携により、資金獲得活動に関する情報を収集するとともに、組織的犯罪処罰法等に基づくマネー・ローンダリング処罰規定や犯罪収益の没収・追徴規定等を活用して犯罪収益の剥奪を図っている。
		ii ◎(再掲:第1-7-④-法-v)「被害回復給付金の支給」の実施。なお、平成20年7月、東京地方検察庁において、いわゆる五菱会(ごりょうかい)ヤミ金融事件において、被害回復給付金の支給手続の開始決定がなされた。
	財務省	i ◎国有地等の一般競争入札等において、暴力団が売り払われた不動産を利用することを防ぐため、警察庁と財務省が連携し、「暴力団員等に入札資格を与えない」、「落札後の契約において、暴力団事務所等としての利用を禁止などを明記する」ことなど仕組みを構築し、運用している。
	財務省	ii ◎近年の暴力団排除対策の強化の動き等を勘案し、平成21年度関税改正において、保税蔵置場等の許可、AEO(認定事業者)の承認等をしないことができる要件に、申請者が暴力団員であること等を追加した。

施策名	省庁名	実施状況
③ 暴力団及び周辺者の経済活動からの排除	金融庁	i ◎銀行業界では、警察庁、金融庁及び全国銀行協会等で構成する反社会的勢力介入排除対策協議会において検討を行い、全国銀行協会は融資取引に係る暴力団排除条項の参考例を制定した。平成21年度においても、融資取引以外に係る暴力団排除条項の導入や反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの構築等について検討を行うとともに、都道府県単位で県警、財務局等及び銀行協会加盟の会員銀行等で構成する銀行警察連絡協議会を設置し連携を強化している。
		ii ◎証券業界では、警察庁、金融庁及び自主規制機関等で構成する証券保安連絡会等において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する「不当要求情報管理機関」を設置することを取りまとめ、平成21年3月に日本証券業協会が国家公安委員会より当該機関としての登録を受けている。
	警察庁	i ◎平成21年3月、国家公安委員会は、証券取引における反社会的勢力に関する情報の収集、集約及び管理並びに証券会社等からの照会対応及び回答を行う機関として日本証券業協会を不当要求情報管理機関に登録した。
	④ 暴力団に対する厳正な処分の促進	警察庁
ii ◎平成21年3月、北海道警察において、山口組幹部を免状不実記載で検挙するなど、暴力団の代表者等に対する刑事責任の追及を図った。		
法務省		i ◎検察部内の意見交換等及び関係諸機関との連携をするとともに、各種法令の積極的な活用等により厳正な科刑の実現・犯罪収益等の的確な剥奪を図っている。
財務省		i ◎(再掲:第3-1-③-財-v)会議等を通じての情報の共有及び合同船内検査等の実施。
⑤ 行政対象暴力対策の強化	警察庁	i ◎都道府県警察に対して、各地方公共団体に対しコンプライアンス条例・要綱等の制定に向けた働き掛けを強化するよう指示しており、平成20年12月末現在、全国の地方公共団体の99.9%において制定されている。
		ii ◎平成21年3月、各都道府県警察における不当要求防止責任者講習での活用等を目的とした行政対象暴力対策ビデオを制作し、行政対象暴力対策を推進した。
	各省庁	i ◎「行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議」において、対策の強化について検討するとともに、「行政対象暴力対策の推進について」(平成15年7月29日関係省庁申合せ)に基づき、各省庁における不当要求防止責任者を選任し、都道府県暴力追放運動推進センター等が行う責任者講習を受講させるなど、行政対象暴力に対する組織的な対応を推進している。
⑥ 暴力団への加入防止と暴力団からの離脱促進のための取組の強化	警察庁	i ◎平成21年度において、暴力団からの離脱を希望する暴力団員に対する離脱支援や暴力団に加入するおそれのある若年者等に対する加入防止を目的とする教養テキストの作成に係る経費(2百万円)を措置した。

施策名	省庁名		実施状況
	法務省	i	◎警察等と連携し、暴力団からの離脱の促進等を図っている。
	文部科学省	i	○(再掲2-1-①-文-ii)非行防止教室の実施
	厚生労働省	i	◎暴力団離脱希望者に対しては、ハローワークにおいて職業相談・職業紹介等を行い、就職支援を実施している。
2 マネー・ローンダリング対策			
① マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の推進	警察庁	i	◎平成20年中において、組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯を173件、麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯を12件検挙するなど、マネー・ローンダリング犯罪の摘発の徹底を図っている。
		ii	◎平成21年度において、マネー・ローンダリング対策強化に係る経費(17百万円)を措置した。
	法務省	i	◎検察部内の意見交換等及び関係諸機関との連携をするとともに、各種法令の積極的な活用等により厳正な科刑の実現・犯罪収益等の的確な剥奪を図っている。
② 犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化	金融庁 警察庁 財務省 国土交通省	i	◎平成20年度において、警察庁・金融庁共催で、銀行等を対象とした「疑わしい取引の届出研修会」を開催した。また、警察庁の協力の下、財務省、国土交通省において、それぞれ両替業者、宅地建物取引業者を対象とした説明会を開催し、法律の概要や特定事業者の義務について説明を行った。
	金融庁	i	◎金融庁は、「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認及び疑わしい取引の届出を的確に行うための態勢を整備することの重要性を指摘している。犯罪収益移転防止法に基づく本人確認及び疑わしい取引の届出を的確に行うための銀行等の内部管理態勢について、検査・監督を通じて把握し、問題があると認められる場合には、必要に応じ銀行法等に基づき報告を求め、業務改善の実施状況のフォローアップ等を行っている。
		ii	◎平成20年12月、金融商品取引業者による「疑わしい取引の届出」の促進を図る観点から、有価証券の発行関連業務に着目した事例について、「疑わしい取引の参考事例」に追加を行った。
	警察庁	i	◎振り込め詐欺の捜査の過程で、犯罪収益移転防止法が規定する本人確認義務等に違反した疑いが認められた郵便物受取サービス業者(いわゆる私設私書箱業者)に関し、国家公安委員会は、平成20年度中11事業者に対して報告及び資料の提出を求め、そのうち6事業者について、経済産業大臣に対して意見陳述を行った。
	総務省	i	◎電話受付代行業者に対し、犯罪収益移転防止法に基づき、指導・監督を行っている。
	法務省	i	◎犯罪収益移転防止法の運用・解釈について、日本司法書士会連合会へ周知した。

施策名	省庁名	実施状況
	厚生労働省	i ◎労働金庫に対する立入検査等に当たって、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務の確実な履行のための内部管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じ準用銀行法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、同法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとしている。
	農林水産省	i ◎犯罪収益移転防止法に基づく本人確認及び「疑わしい取引の届出」に関する内部管理態勢の構築について、検査・監督を通じて農・漁協系統金融機関（農協、漁協、信農連、信漁連、農林中金）をフォローしてきている。また、都道府県の農協指導担当者に対しては、「疑わしい取引の届出」のより一層の促進を図るため、研修を行ったところ。
		ii ◎個々の商品取引員のみならず、業界全体の問題として疑わしい取引の届出等の措置が的確に行われるように、同業界の振興団体及び自主規制団体に対し、所属会員に対する周知徹底を要請している。また、商品取引員における疑わしい取引の届出事務に資するように、特に注意を払うべき取引の種類の例示など疑わしい取引の参考事例を作成し、業界団体に対し通知したところ。
	経済産業省	i ◎警察庁と連携して、犯罪収益が疑われる者の業界への周知を行うとともに、特定事業者が行う本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置が確実に実行されるよう指導した。
	国土交通省	i ◎平成21年1月に、関係業界団体と連携して、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認等に係る実務的な内容を中心とする宅地建物取引業者向けのQ&Aを作成し、公開した。 ii ◎平成21年度、犯罪収益移転防止法の適正な運用等を推進するため、国土交通省総合政策局不動産課に不動産監視官を設置した。
③ FIUの充実・強化	警察庁 外務省	i ◎多くの国・地域のFIUとの間で、積極的な情報交換を可能とするため、外国FIUとの間で情報交換枠組みを締結するための交渉に取り組んでおり、平成21年3月末までに18の国・地域との間でこれを締結し、更に30か国以上と協議を行っている。
④ 疑わしい取引に関する情報分析能力の強化	警察庁	i ◎平成20年度、疑わしい取引に関する情報の提供先機関との連携を強化するためタイポロジー・スタディ会合を2回開催し、課題を協議するなど相互に協力して対策を推進した。21年度も、同様の会合開催を予定している。
⑤ FATF相互審査を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化	金融庁 警察庁 法務省 外務省 財務省	i ◎昨年12月に「FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議」及び「FATF対日相互審査フォローアップに関する分科会」を設置し、関係省庁が連携して対日相互審査のフォローアップに取り組んでいる。
3 銃器対策の推進		

施策名	省庁名	実施状況
① 厳格な銃砲刀剣類行政の推進	警察庁	<p>i ◎銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化、実包等の所持に関する規制の強化、銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化等の措置を講ずることを内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が平成20年12月5日に公布され、所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大については21年1月5日から施行されたところ、現在、対象となった剣(ダガーナイフ)の回収作業を進めるとともに、完全施行(公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日)に向け、下位法令の整備等の作業を推進中である。</p> <p>ii ◎猟銃等に起因する事件事故の絶無を期するため、平成21年度において、猟銃等講習会等における指導用教材のための経費(3百万円)を措置した。</p> <p>iii ◎猟銃等所持許可時の厳格な審査、的確な行政処分による不適格者の排除、火薬類取扱場所、猟銃等の保管場所への立入検査等を推進している。</p>
② 銃器犯罪に対する厳正な処分の促進	警察庁	<p>i ○首領等幹部の責任のより実効的な追及については、適切な法制の在り方を含め、引き続き関係省庁において検討することとしている。</p> <p>ii ◎平成20年中において、492丁(うち暴力団構成員等から166丁)のけん銃を押収するなど、犯罪組織等による銃器事犯の摘発を推進した。</p>
	法務省	i ◎検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、銃器事犯について厳正に対処している。
③ 銃器密輸の水際阻止	警察庁	<p>i ◎(再掲:第3-1-③-警-i)平成20年中に、けん銃等密輸入事件3件を検挙</p> <p>i ◎(再掲:第3-1-①-財-i)MOUを締結した国内の関連業界団体等に対する不審情報の提供依頼。</p> <p>ii ◎(再掲:第3-1-①-財-ii)監視艇を活用した離島や洋上における取引等による密輸入に対する監視取締り及び情報収集の積極的な実施。</p> <p>iii ◎(再掲:第3-1-③-財-i)取締機器を活用した検査の実施。</p> <p>iv ◎(再掲:第1-4-⑤-財-i)税関相互支援協定等の締結への取組みの推進。</p> <p>v ◎(再掲:第3-1-③-財-iii)日中韓3か国協力の一層積極的な推進。</p> <p>vi ◎(再掲:第3-1-③-財-iv)香港及びマカオ税関間との協力の一層積極的な推進。</p> <p>vii ◎(再掲:第3-1-③-財-v)会議等を通じての情報の共有及び合同船内検査等の実施。</p>

財務省

施策名	省庁名	実施状況
	財務省	viii ◎(再掲:第3-1-③-財-vi)技術協力の実施。
		ix ◎(再掲:第3-1-③-財-vii)郵便事業株式会社との連携。
		x ◎(再掲:第3-1-③-財-x)密輸情報提供リーフレット等による広報啓発活動。
		xi ◎(再掲:第3-1-③-財-xi)インターネット上の税関ホームページによる水際取締対策の広報。
		xii ◎(再掲:第3-1-③-財-xii)平成21年度予算において、テロ対策・密輸取締機器整備経費(14,498百万円)を措置。
		xiii ◎(再掲:第3-1-③-財-xiii)平成21年度予算において、税関監視取締関係経費(2,782百万円)を措置。
		xiv ◎(再掲:第3-1-③-財-xiv)平成21年度予算において、密輸ダイヤル等PR経費(10百万円)を措置。
		海上保安庁
	ii ◎(再掲:第3-1-③-海-ii)平成21年度予算において、薬物銃器の密輸入対策の強化等のための経費(674百万)を措置。	
	iii ◎(再掲:第3-1-③-海-iii)職員を周辺国等に派遣するなど、国外における情報収集活動を強化。	
④ 関係団体に対する支援及び広報啓発活動の推進	警察庁	i ◎平成21年度において、「銃器犯罪根絶の集い」の開催に必要な経費(1百万円)、銃器対策用パンフレットのための経費(2百万円)を措置した。
⑤ 銃器の不正取引を防止するための規制の導入	警察庁 経済産業省	i ○インターネット上におけるけん銃等の不正取引を防止するため、けん銃の密売広告の禁止のための規定の導入について検討している。
⑥ 銃器対策に関する国際協力の推進	警察庁 経済産業省	i ○国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書(仮称)の締結に向けて、同議定書及び銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法等の国内関係法を整備するための法律案の可及的速やかな国会提出を目指している。
	法務省	i ○今後、情勢に応じて、必要な検討を行う予定である。
	外務省	i ○国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書(仮称)の締結に向けて努力する。

施策名	省庁名	実施状況
4 薬物対策の推進		
① 薬物密輸の水際阻止	<p>警察庁</p> <p>財務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>海上保安庁</p>	<p>i ◎(再掲:第3-1-③-警-i)平成20年中に、薬物密輸入事件199件を検挙</p> <p>ii ◎薬物密輸密売等の捜査を推進するためには、内偵、追尾等のための車両が不可欠であるところ、平成21年度において、薬物捜査用車両の整備に係る経費(105百万円)を措置した。</p> <p>i ◎(再掲:第3-1-①-財-i)MOUを締結した国内の関連業界団体等に対する不審情報の提供依頼。</p> <p>ii ◎(再掲:第3-1-①-財-ii)監視艇を活用した離島や洋上における取引等による密輸入に対する監視取締り及び情報収集の積極的な実施。</p> <p>iii ◎(再掲:第3-1-③-財-i)取締機器を活用した検査の実施。</p> <p>iv ◎(再掲:第3-1-③-財-v)会議等を通じての情報の共有及び合同船内検査等の実施。</p> <p>v ◎(再掲:第3-1-③-財-vii)郵便事業株式会社との連携。</p> <p>vi ◎(再掲:第3-1-③-財-xii)平成21年度予算において、テロ対策・密輸取締機器整備経費(14,498百万円)を措置。</p> <p>vii ◎(再掲:第3-1-③-財-xiii)平成21年度予算において、税関監視取締関係経費(2,782百万円)を措置。</p> <p>i ◎巧妙化する薬物密輸事犯に機動的に対処するべく、情報収集・分析の強化を図るため麻薬取締官の増員(13名)とともに所要の捜査資機材の整備を図った。</p> <p>i ◎(再掲:第3-1-③-海-i)情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内外関係機関との連携を強化している。</p> <p>ii ◎(再掲:第3-1-③-海-ii)平成21年度予算において、薬物銃器の密輸入対策の強化等のための経費(674百万)を措置。</p> <p>iii ◎(再掲:第3-1-③-海-iii)職員を周辺国等に派遣するなど、国外における情報収集活動を強化している。</p>
② 密輸・密売組織の壊滅に向けた取組及び多様化する乱用薬物への対応		<p>i ◎平成20年中において、薬物密売8事件につき通信傍受を実施するなど、薬物密売組織の壊滅に向けた取組を推進している。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	ii ◎平成20年中において、薬物事犯捜査について、コントロールド・デリバリーを31回実施するなど、薬物密売組織の壊滅に向けた取組を推進している。
		iii ◎平成20年中において、麻薬特例法第5条(業として行う不法輸入等)違反52件を検挙するなど、薬物密売組織の壊滅に向けた取組を推進している。
		iv ◎(再掲:第4-4-①-警-ii)平成21年度において、薬物捜査用車両の整備に係る経費を措置
		v ◎平成21年度に、薬物の分析、代謝および毒性に関する研究として、5百万円を措置した。
	警察庁 厚生労働省	i ◎薬物の需要の根絶を図るため、大麻等末端乱用者の取締りを推進するとともに、インターネットを利用した大麻の種子の販売事犯につき、都道府県警察と麻薬取締部との合同捜査を実施するなど連携の上、大麻種子購入者・大麻種子販売者を検挙した。
	法務省	i ◎検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、麻薬特例法等を積極的に活用するなどして、厳正な科刑の獲得及び薬物犯罪収益の剥奪に努めている。
	財務省	i ◎平成20年においては、関係機関合同で、薬物密輸入事犯に対するコントロールド・デリバリーを31件実施し、薬物密輸・密売実態の解明に努めた。
		ii ◎警察庁及び財務省間において、薬物密輸事犯に係る押収薬物の鑑定・分析方法及び分析結果に関する情報の交換を図るとともに、押収薬物のシグニチャー・アナリシスの実施に関する共助に努めている。
厚生労働省	i ◎携帯電話、インターネットの利用による薬物密売に対する譲受け捜査の活用、覚せい剤密輸事犯に対する関係機関と合同でのコントロールドデリバリーの実施等に努めた。	
③ 薬物乱用防止に向けた取組の推進	警察庁	i ◎平成21年度において、薬物対策用パンフレットのための経費(2百万円)を措置した。
		i ◎(再掲:第2-2-①-法-i)「刑事施設における薬物事犯者処遇の充実強化」
		ii ◎少年院においては、薬物事犯者等に対する薬物依存離脱に係る指導計画等の一層の充実を図るため、標準プログラムの改訂を実施した。
	法務省	iii ◎(再掲:第4-4-②-法-i)麻薬特例法等の活用による、薬物犯罪収益の剥奪等。

施策名	省庁名	実施状況
		iv ◎平成21年度において、心理学等の専門的知識に基づく体系化された手順による「覚せい剤事犯者処遇プログラム」の実施など薬物事犯者に対する保護観察の充実強化のための経費として、60百万円を措置した。
	財務省	i ◎学校等へ税関職員を派遣して行う講演会や税関見学会等において、薬物乱用防止を含めた社会悪物品等の密輸防止啓発ビデオを上映するとともに、模造麻薬見本や密輸入手口の写真パネルを展示した。
		ii ◎(再掲:第3-1-③-財-x)密輸情報提供リーフレット等による広報啓発活動。
		iii ◎(再掲:第3-1-③-財-xi)インターネット上の税関ホームページによる水際取締対策の広報。
		iv ◎(再掲:第3-1-③-財-xiv)平成21年度予算において、密輸ダイヤル等PR経費(10百万円)を措置。
	厚生労働省	i ◎薬物乱用防止啓発読本を作成して、全小学6年生保護者及び全中学1年生に配付し、薬物乱用による健康被害や危険性についての理解促進を図った。
		ii ◎全国での街頭キャンペーンや主要な都市における薬物乱用防止運動の実施、各種媒体を活用した広報活動の展開、薬物乱用防止キャラバンカーの巡回等により薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。
		iii ◎保健所・精神保健福祉センターにおける相談事業及び普及啓発活動によって、薬物問題に関する早期発見、早期対応を可能にした。
	文部科学省	i ◎学校における薬物乱用防止教育の充実を図るため①薬物乱用防止教室の推進②シンポジウムの開催③広報啓発活動の推進に係る経費(平成20年度 21百万円、平成21年度 37百万円)を措置した。
	④ 薬物対策に関する国際協力の推進	警察庁
総務省		i ◎財務省の発表資料に基づき、引き続き、銃器及び不正薬物の密輸仕出国の郵政庁に対し、我が国における銃器及び不正薬物の輸入制限について郵便職員のほか、利用者へも周知を図るよう協力を要請する旨の文書を個別に発出したところ、多数の国から徹底する旨の回答を得た。
		ii ◎万国郵便連合(UPU)国際事務局を通じて、引き続き、全加盟国郵政庁に対し、我が国の銃器及び不正薬物の輸入制限を通報するとともに、郵便物の引受検査の徹底による我が国への銃器及び不正薬物の密輸防止への協力を要請した。

施策名	省庁名	実施状況
	iii	◎国際郵便関係施設内において、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、郵便事業株式会社に対して要請したところ、郵便事業株式会社から、X線検査装置等の設置場所の税関への施設提供、税関からの要請に応じた郵便物の差出国別提示などの協力を行い、両者の連携により検査が効果的に行われた旨の報告を受けた。
	i	◎カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタンの刑事司法実務家を対象とした中央アジア刑事司法制度研修(21年2月～3月)を実施し、薬物犯罪及びテロ犯罪に対する効果的な対策及び国際協力の推進について協議した。
	ii	◎「ADLOMICO(国際協力のための麻薬対策連絡官会合)」等の各種国際会議への参加を通じ、世界的な薬物乱用問題につき情報を共有するとともに、その協力関係の強化に努めている。
	i	◎(再掲:第1-4-⑤-財-i)税関相互支援協定等の締結への取組の推進。
	ii	◎(再掲:第3-1-③-財-iii)日中韓3か国協力の一層積極的な推進。
	iii	◎(再掲:第3-1-③-財-iv)香港及びマカオ税関間との協力の一層積極的な推進。
	v	◎(再掲:第3-1-③-財-vi)技術協力の実施。
	i	◎第32回アジア・太平洋地域薬物取締機関長会議(HONLEA)、第52回国連麻薬委員会に参加し、各国における薬物取締状況や薬物情勢に関する情報を入手するとともに、国際機関及び各国関係者と意見交換を行った。
	i	◎国連麻薬委員会等国際会議への積極的な参加、主にアジア諸国を対象にした技術移転等を目的とする「密輸・密航取締強化支援事業(ODA事業)」、「海上犯罪取締り研修(JICA事業)」等の実施を通じ、連携・協力を強化している。
	ii	◎平成21年度予算において、薬物取締りに関する国外関係取締機関等との情報交換のための経費(203百万円)を措置した。
5 組織的に敢行される各種事犯への対策		
① カード犯罪、偽造通貨等対策の推進	金融庁	◎偽造キャッシュカード等による被害発生状況及び金融機関による補償状況(平成20年12月時点)をとりまとめ、平成21年3月18日に公表した。
		◎全国クレジットカード犯罪対策連絡協議会等と協力し、啓発のためのポスター、ステッカー及びチラシの作製による加盟店及び会員への注意喚起、不正使用対策の検討を実施している。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	<p>ii ◎金融機関の現金自動預入支払機(ATM)に隠しカメラやスキマーが取り付けられる事案を認知したことなどから、平成17年12月、従来の防犯基準を一部改正し、以降、ATM機器及びその周辺の点検並びに利用者への注意喚起等について金融機関に要請している。</p> <p>iii ◎通貨偽造防止等の観点から、通貨の発行当局、業界団体等と継続的な情報交換を行っている。</p> <p>iv ◎平成21年度において、通貨偽造対策のため、偽造通貨発見届出者に対する協力謝金に係る経費(17百万円)を措置した。</p>
	財務省	<p>i ◎平成16年12月末から偽造旧1万円券が大量に発見された状況を受けて、財務省、警察庁及び日本銀行の関係部局長の連名で、日本自動販売機工業会及び金融機関関係団体に対して、新券の流通促進による偽造銀行券の抑制の観点から、現金取扱機器における新券対応の促進について、平成17年1月、協力要請を行った。</p> <p>ii ○新券の流通促進による偽造銀行券の抑制に向けて、財務省、警察庁及び日本銀行が相互に協力して情報交換を行うとともに、関係業界との連携強化を図る。</p> <p>iii ◎平成17年1月末から偽造新500円貨が3都県(福岡、熊本、東京)の郵便局において大量に発見されたことを受けて、財務省、警察庁、金融庁、造幣局、日本銀行、日本郵政公社、日本自動販売機工業会で構成された「偽500円貨に係る関係省庁等連絡会議」での検討を踏まえ、財務省、警察庁及び金融庁は各般の施策を取りまとめ、平成17年3月、偽造対応策を発表した。</p> <p>iv ◎iiを踏まえ、 ①捜査当局と税関との連携 ②捜査当局への連絡の迅速化 ③造幣局による鑑定作業の迅速化 ④新500円貨のクリーン化(損傷貨幣等の回収・官封(新品)貨幣の供給拡大)(平成20年度の新品貨幣の支払は、410百万枚) ⑤税関における偽造貨の密輸取締りの強化 ⑥広報・注意喚起の徹底を実施した。</p> <p>v ◎偽造通貨に関する政府広報(ホームページ・CD)を行い、特に目の不自由な方に対しては、音声広報CDを作製し、全国の点字図書館や盲学校等に配付し、広報に努めた。また、通貨偽造に関するポスターを新たに作製し、金融機関等へ配付し、広報に努めた。</p> <p>vi ◎平成19年度より、通貨偽造の最近の国内外の発生状況を踏まえ、「国庫企画官」を新設し、国内外の関係機関との情報交換及び通貨偽造事件への迅速な対応が可能となる体制整備に努めた。</p> <p>vii ◎平成20年度においては、500円貨のクリーン度を向上させるための経費を含む予算(貨幣製造費:16,287百万円)等を措置した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	経済産業省	◎(再掲:第3-4-③-経-i)クレジット関係業界に対するクレジットカードのICカード化及びICカードの受入れのためのインフラ整備を推進するよう要請。
② 環境犯罪対策の推進	警察庁	i ◎廃棄物事犯を中心とした環境犯罪の取締りを推進している。
		ii ◎平成21年度において、環境犯罪対策用資機材の整備に係る経費(128百万円)を措置した。
		iii ◎(再掲:第1-4-①-警-ii)警察庁生活安全局生活経済対策管理官の新設。
	警察庁 環境省 海上保安庁	i ◎環境犯罪の取締りを強化するため、環境犯罪対策連絡会議等を開催する等、関係省庁間の連携を図っている。
	環境省 総務省 警察庁 経済産業省 海上保安庁	i ◎硫酸ピッチの不法投棄等を撲滅するため、硫酸ピッチ不適正処分事案関係省庁連絡会議を開催する等、関係省庁間の連携を図っている。
	法務省	i ◎環境関係事犯が増加する傾向にあるところ、検察当局においては、厳正な捜査及び処理を行っている。
	海上保安庁	i ◎関係機関等と連携しつつ、一斉取締りの実施等により、廃棄物不法投棄事犯等の海上環境事犯の取締りを強化。あわせて情報収集・分析能力の強化、監視体制の検討を行うとともに、より効果的な証拠保全のための現場鑑識の実施方法について検討を実施している。
		ii ◎平成21年度予算において、環境犯罪取締り強化等のための経費(195百万円)を措置した。
		i ◎産業廃棄物処理業からの暴力団排除を徹底するため、産業廃棄物処理業暴力団対策連絡協議会を開き、関係省庁間の連携を促すとともに、産業廃棄物処理業への暴力団等反社会勢力の介入実態把握事業として、暴力団不当要求等介入事例実態調査報告書を作成した。また、平成21年度において暴力団排除対策事業として5,594千円を措置した。
		ii ◎環境犯罪の取締りを強化するため、環境犯罪対策連絡会議等を開催する等、関係省庁間の連携を図っている。

施策名	省庁名	実施状況
	環境省	<p>iii ◎処理を委託した産業廃棄物の移動や処理の状況等を排出事業者自らが電子的に把握することにより、排出事業者の責任を明確にするとともに、排出事業者及び処理業者にとっての情報管理の合理化や行政の監視業務の合理化を図るため、電子マニフェスト普及促進事業を実施している。平成21年度において、ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業として、159,040千円を措置した。</p> <p>iv ◎産業廃棄物処理業の優良化を推進し、さらには資源循環ビジネスの育成と活性化を図るため、産業廃棄物処理業優良化推進事業を実施している。平成21年度において、産業廃棄物処理業優良化推進事業費として、33,417千円を措置した。</p> <p>v ◎産業廃棄物の不法投棄事犯、不法焼却事犯及び水質汚濁事犯等の環境犯罪について、関係省庁連携の下、取締を強化した。また、地方公共団体等と連携し、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の実施、ITを活用した未然防止システムの配備、不法投棄等が発生しない仕組み作り、早期発見による未然防止及び早期対応による拡大防止を図った。</p>
③ 不正軽油関係事犯の取締りの推進	警察庁	<p>i ◎硫酸ピッチやスラッジの不適正処理事犯の取締りを推進している。</p> <p>ii ◎（再掲：第1-4-①-警-ii）警察庁生活安全局生活経済対策管理官の新設。</p> <p>iii ◎（再掲：第4-5-②-i）平成21年度において、環境犯罪対策用資機材の整備に係る経費を措置した。</p>
	環境省 総務省 警察庁 経済産業省 海上保安庁	i ◎（再掲：第4-5-②-環総警経海-i）硫酸ピッチの不法投棄等を撲滅するため、硫酸ピッチ不適正処分事案関係省庁連絡会議を開催する等、関係省庁間の連携を図っている。
	総務省	i ◎軽油引取税の脱税を目的とした不正軽油の製造・販売及びその製造過程で生成される硫酸ピッチの不法投棄等の事犯については、関係省庁と関連情報の提供等の連携を図る等、防止対策を推進した。
	法務省	i ◎（再掲：第1-3-②-法-i）検察当局における厳正な捜査及び処理の実施。
	海上保安庁	i ◎軽油引取税の脱税を目的とした不正軽油の製造・販売及びその製造過程で生成される硫酸ピッチの不法投棄等の事犯については、関係省庁と関連情報の提供等の連携を図る等、防止対策を推進した。
	環境省	i ◎軽油引取税の脱税を目的とした不正軽油の製造・販売及びその製造過程で生成される硫酸ピッチの不法投棄等の事犯については、関係省庁と関連情報の提供等の連携を図る等、防止対策を推進した。
	経済産業省	i ◎軽油引取税の脱税を目的とした不正軽油の製造・販売及びその製造過程で生成される硫酸ピッチの不法投棄等の事犯については、関係省庁と関連情報の提供等の連携を図る等、防止対策を推進した。

施策名	省庁名	実施状況
④ 密漁事犯の根絶	内閣府	◎平成21年度に、沖縄総合事務局所管の排他的水域内の漁業の指導・取締体制の強化のため、漁業監督指導官1人の増員を措置した。
	警察庁	i ◎密漁事犯の取締りを推進している。
		ii ◎（再掲：第1-4-①-警-ii）警察庁生活安全局生活経済対策管理官の新設。
	法務省	i ◎検察当局において、悪質巧妙な密漁事犯について関係罰則の厳正な運用に努めている。
	農林水産省	i ◎関係機関等と連携を図りつつ、悪質・巧妙化かつ広域化する違反操業に対する取締りを強化した。
		ii ◎平成21年度において、我が国200海里水域内等における漁業の指導・取締強化のため、指導監督及び取締費10,706百万円を措置した。
	海上保安庁	i ◎関係機関等と連携しつつ、悪質な密漁事犯の取締りを強化している。あわせて情報収集・分析能力の強化監視体制の検討、捕捉能力の向上等に向けた検討を行うとともに、より効果的な証拠保全のための現場鑑識の実施方法について検討を実施している。
		ii ◎平成21年度予算において、密漁事犯取締りの強化等のための経費（135百万円）を措置した。
⑤ 違法風俗店等に対する取締りの推進	警察庁	i ◎平成20年12月に発出された「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について（依命通達）」等に基づき、違法風俗店、不法就労及び人身取引に対する取締りを強化している。
		ii ◎毎年11月に「風俗関係事犯取締り強化期間」を設定し、風俗関係事犯及び人身取引事犯の取締りを強化している。
	法務省	i ◎検察当局において、警察等の関係機関と連携しつつ、悪質な風適法違反事件等について、厳正な科刑の実現に努めている。
		ii ◎平成16年12月に策定された「人身取引対策行動計画」に沿って関係機関と連携しつつ、人身取引の被害者の保護等のための取組を行っている。
第5 安全なサイバー空間の構築		
1 違法・有害情報対策		
① インターネット上の違法・有害情報対策に係る関係者間の連携強化	内閣官房	i ◎インターネット上の違法・有害情報に起因する問題に対応するため、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」の枠組を活用し、政府、事業者、関係団体等に対し、平成20年度に10回、21年度に2回、情報提供を行うなど、官民の関係セクターを横断した情報共有を図った。

施策名	省庁名	実施状況
	内閣府	◎平成21年4月、青少年インターネット環境整備基本計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進等するため、推進会議を設置した。また、推進会議(第1回)を開催して、推進会議の下に、関係省庁長局長級で構成されるインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議幹事会(以下「幹事会」という)を設置した。さらに、青少年インターネット環境整備基本計画の策定に向け、幹事会(第1回)を開催した。
	警察庁	i ◎平成21年4月、青少年インターネット環境整備基本計画の策定のため、インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議の下に設置されたインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議幹事会に出席した。
		ii ◎（再掲：第1-5-④-警-vii）平成21年度において、サイバーボランティア謝金等に係る経費を措置した。
	総務省	i ◎平成21年1月に策定した「安心ネットづくり促進プログラム」に基づき、「インターネット上の違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」における情報共有等の取組を支援する。
	法務省	i ◎平成21年4月、青少年インターネット環境整備基本計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進等するために設置されたインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議幹事会(第1回)に構成員として出席し、施策の推進に努めている。
	文部科学省	i ◎平成21年度においては、引き続き全国規模の学校関係団体、PTA等の連携強化する「ネット安全安心全国推進会議」を開催及び地域の実情に応じた取組を実施し、地域レベルの推進体制の整備するための予算(214百万円)を措置した。
	経済産業省	i ◎平成21年3月、青少年におけるフィルタリングの普及促進その他のインターネットの適切な利用を推進するため、事業者、家電販売店等と連携して、フィルタリング普及のためのキャンペーンを実施した。
		ii ◎平成21年2月、都道府県、教育委員会、都道府県警察及びPTA等に対し、青少年におけるフィルタリングの普及促進その他のインターネットの適切な利用を推進するため、住民に対する啓発活動に取り組むよう依頼した。
iii ◎IT安心会議、違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル等の場における関係者の情報共有を強化した。		
② インターネット上の有害情報から青少年を守るための対策の推進	内閣官房	i ○IT安心会議を開催し、国内外のインターネット上の違法・有害情報やITに関連する様々な社会問題の実態把握や対処方法、国民への周知等について、関係省庁間の一層の連携強化を図る。
	内閣府 総務省 経済産業省	i ◎（再掲：第1-5-④-府、総、経-i）青少年インターネット環境整備法の施行。

施策名	省庁名	実施状況
	内閣府	i ◎(再掲:第1-5-④-府-i) 青少年インターネット環境整備法の施行に向けた周知広報活動の実施。
		ii ◎(再掲:第1-5-④-府-ii) 青少年インターネット環境整備基本計画の策定に向けた検討。
		iii ◎(再掲:第5-1-①-府-i) 推進会議及び幹事会の設置・開催。
		iv ◎(再掲:第1-5-④-府-iii) 青少年のインターネット利用環境実態調査の予算措置。
		v ◎(再掲:第1-5-④-府-iv) 青少年インターネット環境整備法の施行に係る広報啓発の予算措置。
		vi ◎(再掲:第1-5-④-府-v) 青少年インターネット環境整備法の円滑な施行のための増員。
	総務省	i ◎平成20年4月に行われた総務大臣からの携帯電話事業者等へのフィルタリングサービスの改善等に関する要請に基づき、携帯電話フィルタリングの多様化に向けた取組が進められている。
	文部科学省	i ◎平成21年2月、昨年度に引き続いて携帯電話のインターネット利用に際して留意点などを盛り込んだ子ども向けリーフレットを作成し、全国の小学校6年生に配付するとともに、携帯電話利用に係る親子のルールづくり等に関するリーフレットを、都道府県教育委員会・PTA団体等へ配付した。また、有害情報に係る犯罪・被害、トラブルの対応事例に関する啓発用映像資料を作成し、配付する。
	経済産業省	i ◎インターネット上に流通する様々なコンテンツのうち、青少年にとって有害なものを過不足なく分類するための格付け基準(SafetyOnline3)の見直しを支援するとともに、CGMサイトの増加を踏まえ、保護者・サイト管理者・フィルタリングソフトベンダー等関係事業者に望まれる対応について検討。
		ii ◎簡易フィルタリングソフトの無償提供を引き続き実施している。
		iii ◎経済産業省の委託事業等により、平成20年度中に全国113箇所において、情報モラル教育、インターネットの適切な利用の推進及びインターネット上の違法・有害情報対策(ホットラインセンターの紹介等)等に関するセミナーを保護者・教育関係者・青少年等に対して実施。
		iv ◎平成21年2月に設立された産学連携した自主的取組を推進する民間団体である「安心ネットづくり促進協議会」の取組を引き続き支援している。
③ 情報モラル教育及び広報啓発活動の推進	内閣官房	i ◎「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」等を随時更新するなど、違法・有害情報への具体的対策や関係省庁及び関係団体の取組等について、分かりやすく利便性の高い情報提供を実施した。

施策名	省庁名	実施状況
	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省	i ◎平成21年2月、都道府県、教育委員会、都道府県警察及びPTA等に対し、青少年におけるフィルタリングの普及促進その他のインターネットの適切な利用を推進するため、住民に対する啓発活動に取り組むよう依頼した。
	文部科学省 経済産業省	ii ◎平成21年3月、青少年におけるフィルタリングの普及促進その他のインターネットの適切な利用を推進するため、事業者、家電販売店等と連携して、フィルタリング普及のためのキャンペーンを実施した。
	内閣府	i ◎（再掲：第1-5-④-府-i）青少年インターネット環境整備法の施行に向けた周知広報活動の実施。
		ii ◎（再掲：第1-5-④-府-iii）青少年のインターネット利用環境実態調査の予算措置。
		iii ◎（再掲：第1-5-④-府-iv）青少年インターネット環境整備法の施行に係る広報啓発の予算措置。
		iv ◎内閣府サイト内に「青少年の安心なインターネット利用環境整備に向けた施策の推進」ページ（ http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/ ）を開設し、青少年インターネット環境整備法等に関連する情報を掲載し、広く一般国民に対し同法の趣旨及び内容を広報している。
	警察庁	i ◎情報セキュリティに関する国民の知識及び意識の向上を図るため、サイバー犯罪の現状、対策等について周知を図るサイバーセキュリティに関する講習を開催しているほか、警察庁ウェブサイトや情報セキュリティ対策ビデオ等により、サイバー犯罪の手口やインターネット上の違法情報、有害情報の現状、対策等について周知を図った。
		ii ◎平成21年2月、「青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動について」及び「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害者防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、非行防止教室等を通じて、保護者や学校関係者を始め住民に対するフィルタリングの普及及びインターネットの適切な利用に関する啓発活動を指示した。
		iii ◎平成20年3月に都道府県警察に発出した「子どもの携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動について」に基づく保護者に対するきめ細かな啓発活動を推進している。
		iv ◎（再掲：第1-5-④-警-iii）出会い系サイト犯罪抑止対策資料等に係る経費を措置した。
		v ○（再掲：第1-5-④-警-iv）出会い系サイト犯罪抑止対策資料を作成し、都道府県警察に配付予定。
	総務省	i ◎文部科学省及び通信関係団体等と連携し、主に保護者及び教職員を対象としたインターネットの安心・安全な利用のための啓発講座（e-ネットキャラバン）を全都道府県において開催しており、平成20年度は1,208件実施した。21年度も、同事業を引き続き実施しているところ。

施策名	省庁名	実施状況
	経済産業省	i ◎経済産業省の委託事業等により、平成20年度中に全国113箇所において、情報モラル教育、インターネットの適切な利用の推進及びインターネット上の違法・有害情報対策等に関するセミナーを保護者・教育関係者・青少年等に対して実施している。
	文部科学省	i ◎「教育の情報化に関する手引」を平成21年3月に公開した。その中で学校における情報モラル教育等の具体的な指導に当たっての指導方法案や指導事例案が記載されている。
		ii ◎平成21年4月から一部先行実施された小中学校の学習指導要領において、情報モラル教育の充実を図っている。
		iii ○平成21年度予算において、情報モラル専門員派遣や指導者養成に関する事業を実施予定としており、新学習指導要領の円滑かつ確実な実施を図る。
		iv ◎その他、各種講演や会議等の機会を通じて、「情報モラルポータルサイト」の普及を図り、新学習指導要領の円滑かつ確実な実施を図っている。
		v ◎総務省及び通信関係団体等と連携し、主に保護者及び教職員を対象としたインターネットの安心・安全な利用のための啓発講座(e-ネットキャラバン)を全都道府県において開催しており、平成20年度は1,208件実施した。21年度も、同事業を引き続き実施しているところである。
④ 違法・有害情報への対応の検討	内閣府	i ◎(再掲:第1-5-④-府-iii) 青少年のインターネット利用環境実態調査の予算措置。
		ii ◎(再掲:第1-5-④-府-v) 青少年インターネット環境整備法の円滑な施行のための増員。
		iii ○青少年インターネット環境整備基本計画に盛り込まれた具体的な施策の取組状況についてフォローアップを行う。
	総務省	i ◎平成20年4月に行われた総務大臣からの携帯電話事業者等へのフィルタリングサービスの改善等に関する要請に基づき、携帯電話フィルタリングの多様化に向けた取組が進められている。
	経済産業省	i ◎違法・有害情報に関する紛争の解決手段について、事例調査を委託事業にて実施している(2.6億円の内数)。
2 違法・有害情報を排除するための自主的な取組への支援		
① インターネット・ホットラインセンターの体制強化等の推進	警察庁	i ◎平成20年12月、プロバイダ等関係団体において、違法性判断基準や警察からの削除依頼への対応手続等について整理したガイドラインが改訂されたことを受け、21年1月、警察においても「インターネット上の違法情報に関する削除依頼実施要領」を改訂し、都道府県警察に対して当該実施要領に従った適切な対応に努めるよう指示した。
		ii ◎(再掲第1-3-③-警-i) インターネット・ホットラインセンターの体制強化等に係る経費を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
	総務省	◎「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」において、違法・有害情報対策に係るプロバイダ等の法的責任の在り方や事業者による自主的取組の促進策等について検討を行い、平成21年1月に最終取りまとめを公表した。
	経済産業省	◎(再掲第5-1-③-経-i)情報モラル教育等の推進に関するセミナーの実施。
② 携帯電話の適切な利用のための環境整備の推進	総務省	◎平成21年2月に設立された産学連携した自主的取組を推進する民間団体である「安心ネットづくり促進協議会」の取組を引き続き支援する。
	文部科学省	◎総務省及び通信関係団体等と連携し、主に保護者及び教職員を対象としたインターネットの安心・安全な利用のための啓発講座(e-ネットキャラバン)を全都道府県において開催しており、平成20年度は1,208件実施した。21年度も、同事業を引き続き実施している。
		◎子どもたちの携帯電話の利用実態や携帯電話に対する意識等を把握し、携帯電話をめぐる様々なトラブルに対しての実態を把握するためにも、「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」を実施し、平成21年5月に公表した。
		◎平成21年1月30日付けで、「学校における携帯電話等の取扱いについて」の初等中等教育局長通知を発出した。また、同日、都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を集めた会議において、「学校における携帯電話等の取扱いについて」の通知内容について周知した。
		◎(再掲:第5-1-①-文-i及び第5-1-②-文-i)「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」
③ 違法・有害情報に関する紛争解決手続の在り方についての調査・検討	総務省	○今後、検討する予定である。
	経済産業省	◎(再掲:第5-1-④-経-i)違法・有害情報に関する紛争の解決手段に関する委託事業の実施(2.6億円の内数)。
		◎(再掲:第5-1-③-経-iv)「安心ネットづくり促進協議会」の取組に対する支援の実施。
④ 違法・有害情報検出方法及びフィルタリングソフトの高度化及び普及促進	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 文部科学省 経済産業省	◎(再掲:第5-1-③-官府警総文経-i)青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動の都道府県等への依頼。
		◎(再掲:第5-1-③-官府警総文経-ii)フィルタリング普及キャンペーンの実施。

施策名	省庁名	実施状況
	内閣府	◎(再掲:第1-5-④-府-iv)青少年インターネット環境整備法の施行に係る広報啓発の予算措置。
	総務省	◎平成21年度補正予算において、家庭・地域・事業者による連携したネット安全利用に向けた対策を促進する目的で、各地域における被害実態や必要な取組、関係者の果たすべき役割等に関する実証的な調査・分析を行うため、約2億円を措置した。
	経済産業省	◎(再掲:第5-1-②-経-i)格付け基準の見直しに関する支援の実施。
		◎(再掲:第5-1-②-経-ii)簡易フィルタリングソフトの無償提供の実施。
3 サイバー犯罪対策の推進		
① 官民連携によるサイバー犯罪の防止と徹底検挙	警察庁	<p>i ◎サイバー犯罪防止のため、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」への参加等を通じ、官民の連携強化に努めている。</p> <p>ii ◎サイバー犯罪対策を推進するため、サイバーパトロール用携帯電話等に係る経費(13百万円)を措置した。</p> <p>iii ◎サイバー犯罪の複雑化・巧妙化に対し適切に対処するため、平成21年7月、警察大学校における「サイバー犯罪取締・対策専科」等の実施により、サイバー犯罪の捜査に携わる警察職員の技能水準の向上を図る予定である。</p> <p>iv ◎平成21年4月、G8ローマ/リヨン・グループに置かれたハイテク犯罪サブグループに参加するなど、国際連携・協力の強化に努めた。</p> <p>v ◎インターネットカフェにおける様々な犯罪の発生防止のため、全国の都道府県警察においてインターネットカフェ連絡協議会を設置し、会員制を導入していない業者に対し会員制を導入するなど、防犯対策を推進させるよう都道府県警察に指導する。</p> <p>vi ◎(再掲第1-5-③-警-i)平成20年度総合セキュリティ対策会議において、21年3月に、児童ポルノ流通防止に向けた取組の方向性等について、報告書に取りまとめた。</p> <p>vii ◎(再掲第1-5-③-警-ix)児童ポルノ事件の取締りの更なる推進に係る経費を措置した。</p> <p>viii ◎平成21年度において、サイバー犯罪捜査に係る国際的な連携を強化するため、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議に係る経費(8百万円)を措置した。</p> <p>ix ◎平成21年度において、サイバー犯罪に関する警察職員の能力向上を図るため、部外での教育訓練に係る経費(21百万円)を措置した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	x	◎FIRSTの技術会合に出席し、参加機関との情報共有等を実施した。
	x i	◎平成21年度において、サイバー攻撃に関する情報交換のため、FIRST参加等に係る経費(2百万円)を措置した。
	x ii	◎サイバー空間におけるテロの予兆等の早期検知のため、リアルタイム検知ネットワークシステムの更新・高度化を実施し、運用を開始した。
	x iii	◎平成21年度において、サイバー犯罪の捜査に携わる警察職員の技能水準向上のため、警察情報通信学校において「情報通信技術専科(情報技術解析)」を2回実施する。
	法務省	i ◎検察当局において、この種の犯罪への検察官等の知識教養の習得向上に努め、厳正な捜査及び処理を行っている。
② サイバー犯罪に関する条約の締結に向けた法整備等の推進	警察庁 総務省 法務省 経済産業省	i ◎第163回国会において、「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、第171回国会において継続審議中。
	外務省	i ◎平成16年4月、サイバー犯罪条約の締結につき国会の承認を得た。
③ 情報セキュリティに関する知識及び対策の普及啓発活動の推進	内閣官房	i ◎「第二次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月情報セキュリティ政策会議決定)に基づき、情報セキュリティに関する知識及び対策の普及促進のため、情報セキュリティ政策会議及び内閣官房情報セキュリティセンターの活動のWWW(http://www.nisc.go.jp)における公開やメールマガジンの発行を行っている。 ii ◎「情報セキュリティの日」(2月2日)に際し、情報セキュリティへの取組みに関して特に顕著な功績又は功労のあった個人及び団体について、情報セキュリティ政策会議議長(内閣官房長官)による表彰を実施。また、その前後に当たる1月26日から3月2日までの間、全国47の都道府県において626件の関連行事を開催した。 iii ◎我が国の情報セキュリティ政策の平成21年度における実施計画等を定めた「セキュア・ジャパン2009」においても、「情報セキュリティに関する周知・啓発活動の推進」等の施策を盛り込んでいる。
	警察庁	i ◎(再掲第5-1-③-警-i)サイバーセキュリティに関する講習を開催しているほか、警察庁ウェブサイトや情報セキュリティ対策ビデオ等により、サイバー犯罪の手口等について周知を図った。 ii ○(再掲第1-5-④-警-iv)出会い系サイト犯罪抑止対策資料を作成し、都道府県警察に配付予定。 iii ◎(再掲第1-5-④-警-iii)出会い系サイト犯罪抑止対策資料等に係る経費を措置。

施策名	省庁名	実施状況
		iv ◎警察庁セキュリティポータルサイトを通じて、サイバー攻撃等の発生状況等を一定時間ごとに表示する「インターネット定点観測」や各種プログラムのぜい弱性に関する注意喚起情報等の情報セキュリティに資する情報の提供を行っている。
	総務省	i ◎「国民のための情報セキュリティサイト」について、情報通信の利用動向及び情報セキュリティの状況等を踏まえたコンテンツの更新作業を実施した。
	経済産業省	i ◎平成20年度において、インターネットを利用する一般利用者が、情報セキュリティに関する基礎知識を学習できる「インターネット安全教室」を全国各地で開催するとともに、ホームページ等を活用して国民に情報セキュリティの重要性を訴え、情報セキュリティ対策の実施を促す「Check PC!キャンペーン」を実施した。21年度も、「インターネット安全教室」を全国各地で開催する。
ii ◎平成20年度において、中小企業の情報セキュリティ対策を促進するために、日本商工会議所及び全国商工会連合会と協力して、「中小企業情報セキュリティ指導者育成セミナー」を全国各地で開催した。21年度も、同事業を全国各地で実施する。		
iii ◎平成20年度において、フィッシングに係る情報収集・提供、注意喚起等を行うため、「フィッシング対策協議会」を運営した。21年度も、同事業を実施する。		
④ コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備	経済産業省	i ◎平成20年度において、コンピュータウイルス、不正アクセス、ソフトウェアの脆弱性等の届出制度を活用するとともに、海外機関を含む関係機関と連携し、関連する情報セキュリティ上の問題に関する最新情報の収集・調査を通じて、一般利用者や企業等に対策情報を適切に提供した。21年度も、情報セキュリティに係る対策情報を適切に提供する。
⑤ 情報通信ネットワーク等の安全性及び信頼性の確保	総務省	i ◎情報セキュリティ基盤技術に関する研究開発について、予算措置（独立行政法人情報通信研究機構運営費交付金35,330百万円の内数）した
	経済産業省	i ◎平成20年度において、情報セキュリティに係る脅威が急速に変化・拡大している状況を踏まえ、情報セキュリティに係る根本的な問題解決等を図るための中長期的な視点に立った研究開発等を実施した。21年度は、20年度の成果を踏まえ、情報セキュリティに係る研究開発等を実施する。また、21年度は、クラウドを安心・安全に活用できるように研究開発等を行うとともに、システムLSIIに係る国際水準のセキュリティ評価体制を整備する。
		ii ◎平成20年度において、企業における安全な情報資産管理や事業継続等の促進をする情報セキュリティガバナンスの確立に向けた「情報セキュリティガバナンス導入ガイドンス（仮称）」等各種ガイドンスについて検討を実施した。21年度も、検討を行い、取りまとめ・公表を実施する。また、ガイドンス等の普及に向けた取組を推進する。

施策名	省庁名	実施状況
第6 テロの脅威等への対処		
1 テロに強い社会の構築		
① 国民の理解と強力を基盤とした総合的なテロ対策の推進	内閣官房	i ◎「国際テロ対策幹事会」等を適宜開催するなどし、関係省庁の緊密な連携の下、総合的なテロ対策を推進。また、各種テロ対策において、所管官庁を通じ、国民や事業者、地方自治体等に理解や協力を求めている。
		ii ◎我が国として、どのようなテロ法制の整備が必要かについて、諸外国の法制度等も研究しながら検討。
② 外国人集住コミュニティの住民団体等との連携の強化(再掲)	警察庁	i ◎(再掲:第3-4-②-警-i)「外国人集住地域総合対策の推進について」の発出
	法務省	i ◎(再掲:第3-4-②-法-i)関係機関との迅速・的確な情報交換の実施。
③ 国際社会におけるテロ対策協力・支援の強化	警察庁	i ○平成21年6月、16か国から17人を招へいして「国際テロ事件捜査」(JICAセミナー)を開催予定である。
		ii ◎平成21年2月及び4月にイタリアで開催された「G8ローマ/リヨン・グループ会合」に警察庁幹部が出席し、国際テロ対策について議論を行うなど積極的に関与した。
		iii ◎平成21年5月にベトナム・ハノイで開催されたASEANAPOL(東南アジア警察長官会合)に警察庁次長が出席し、国際テロ関連ウェブサイトに関する情報共有の枠組みについて提案を行い、参加国の同意を得た。
		i ◎平成20年においては、G8の議長国として司法内務大臣会議における議論を主導し、国際テロ対策における協調の必要性が総括宣言に盛り込まれた。平成21年においても、G8における国際テロ対策の議論をフォローしている。
		ii ◎コロンビアで開催された国連テロ対策専門家会合(平成20年11月)に出席し、関連情報の収集・共有に努めた。平成21年度も同会合に出席予定である。
		iii ◎(再掲:第4-4-④-法-i)中央アジア刑事司法制度研修の実施
		iv ◎東ティモール法務省が主体的に法律の起草を行うために必要な立法技術、知識の獲得を目的とし、東ティモール法務省職員を招へいして、平成21年3月、立法作業手続及び具体的な法律の策定過程などについての研修(「東ティモール法案作成能力向上研修」)を実施した。平成21年7月にも、東ティモール法務省職員を招へいして、国際条約の国内法化が主たる論点となる逃亡犯罪人引渡法等を題材に起草トレーニングを行う「東ティモール法案作成能力向上研修」を実施予定である。

施策名	省庁名	実施状況
	法務省	<p>v ◎「ベトナム最高人民検察院犯罪学研究センター」設立に寄与するため、日本の犯罪学・刑事政策の研究機関の組織・研究手法等や犯罪白書公刊の実際について学ぶほか、刑事統計データの集積・分析方法等についての知識を習得することを目的とし、ベトナム最高人民検察院検事らを招へいして、平成20年6月、「犯罪学研究」を実施し、引き続き同センター設立に向けた支援を行っている。</p> <p>vi ◎ベトナムにおける刑事訴訟法の改正に役立てることを目的とし、ベトナム最高人民検察院検察官を招へいして、平成21年3月、日本の刑事訴訟法についての専門家による講義を受け、法廷を傍聴することなどにより、当事者主義的訴訟構造を持つ日本の刑事訴訟法の諸要素の実際の運用等を学ぶ、「刑事訴訟実務の向上と刑事訴訟法改正に向けた刑事訴訟の比較研究」を実施した。平成21年11月頃にも、ベトナム最高人民検察院検察官等を招へいして、現在ベトナム側において作成中の改正刑事訴訟法第一草案について、日本人専門家等と協議し、市場経済化に伴い複雑化する犯罪情勢に対応し得る刑事訴訟制度の確立を目指す研修を実施予定である。</p> <p>vii ◎東南アジア諸国出入国管理セミナーを昭和62年度から毎年度実施し、域内の出入国管理行政に関する意見交換・情報交換を行い、テロリストの入国阻止方策を含む、参加各国の効果的な出入国管理政策立案及び効果的な行政運用の実現に寄与している。</p>
	公安調査庁	<p>i ◎平成21年2月及び4月にイタリアで開催された「G8ローマ・リヨン・グループ会合」に職員を派遣し、協議に際し情報提供を行うなどして、積極的に関与した。</p>
	外務省	<p>i ◎北海道洞爺湖サミットで我が国がG8議長国として取りまとめた「テロ対策に関するG8首脳宣言」の指針を踏まえ、本年（平成21年）議長国のイタリアで開催されているG8テロ・国際組織犯罪専門家会合及びテロ対策行動グループ会合に参加。国際テロ対策強化及び効果的な途上国へのテロ対策キャパシティ・ビルディング支援についての議論に貢献している。</p> <p>ii ◎途上国に対するテロ対策関連能力向上支援として、出入国管理、航空保安、海上・港湾保安、税関協力、輸出管理・不拡散、法執行、テロ資金対策、CERNテロ対策、テロ防止関連諸条約締結促進等幅広い分野で研修員受入、専門家派遣、機材供与等を実施している。</p> <p>iii ◎平成18年に創設されたテロ対策等治安無償では、平成21年3月、マレーシアの税関に対し、海上における密輸等取締のために必要な小型高速艇、赤外線監視カメラの整備のため、7.14億円を供与した。同じく3月、マレーシア海上警察に対し、海上警備強化のために必要な小型高速艇、夜間暗視装置等の整備のため、2.78億円の供与を決定した。</p> <p>iv ◎平成21年3月、東京において、6回目となるテロ防止関連条約締結促進セミナーを開催。東南アジア及び太平洋諸国の13か国が参加し、我が国及びその他主要国のテロ防止関連条約締結の経験・国内法制並びに関係国際機関の取組を紹介。招へい国のテロ防止条約の締結に対する理解の増進、法整備のためのキャパシティ・ビルディング強化に貢献した。</p>
	国土交通省	<p>i ◎平成21年1月に航空保安セミナー（JICA集団研修）、平成20年12月に日ASEAN航空ワークショップに参加し国際的な航空保安体制強化への協力を行っている。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	国土交通省	ii ◎日ASEAN交通連携の下で、日ASEAN港湾保安共同訓練及び日ASEAN港湾保安専門家会合を実施している。
	海上保安庁	i ◎平成21年3月に行われた第10回北太平洋海上保安フォーラム専門家会合の海上セキュリティワーキンググループに議長として参加した。
	防衛省	i ◎昨年12月12日、補給支援特措法の期限が来年1月15日まで、1年延長されたことを受け、海上自衛隊はインド洋において国際テロの脅威を取り除くため、テロリスト、武器等の移動を阻止、抑止するためのテロ対策海上阻止活動に従事する各国艦船に対する補給支援活動を継続している。
ii ○国際社会が引き続き連帯してテロとの闘いに取り組んでいること、また、我が国による補給活動に対する各国の強い期待が存在することにかんがみ、国際的なテロリズムの防止及び根絶のため、インド洋における補給活動を通じ、国際社会の一員として、引き続きテロとの闘いに積極的かつ主体的に取り組んでいく。		
iii ◎平成21年度において、補給支援特措法に基づく補給支援活動にかかる予算として、当初予算約16億円を措置した。		
2 水際対策の強化		
① 空港・港湾危機管理(担当)官を中心とした水際危機管理体制の強化	内閣官房	i ◎枢要な国際空港(2)・港湾(6)に設置した空港・港湾危機管理官により、当該空港・港湾における事態対応訓練等を逐次実施するとともに、保安委員会等において必要な調整等を推進している。
		ii ◎その他の国際空港(25)・港湾(116)においては、管轄警察機関等から指名された空港・港湾危機管理担当者により、訓練・調整等を逐次実施している。
		iii ◎内閣官房に設置した「空港・港湾水際危機管理チーム」の会合を適宜行い、必要な情報共有、対処体制の確認等を実施している。
	警察庁	i ◎テロ等の事案発生時における関係機関相互の緊密な連携の強化及び事案対処能力の向上を図るため、空港・港湾危機管理(担当)官を中心として、不法侵入事案対応訓練を始めとする関係機関との各種合同訓練を、平成21年1月から同年3月までの間に空港において15回、港湾において8回、それぞれ実施した。
	法務省	i ◎(再掲:第3-2-②-法-i)入国審査官87人の増員。
		ii ◎各空海港において、テロ事案、新型インフルエンザ対策等を想定した合同訓練を実施した。
	財務省	i ◎関係機関と合同訓練を実施するなど連携強化を図っている。
	国土交通省	i ◎港湾や空港におけるテロ対策等の合同訓練を実施するとともに、水際危機管理チームや港湾・空港保安委員会において、情報共有を図る等、関係機関との連携を強化している。

施策名	省庁名		実施状況
	海上保安庁	i	◎各港湾にて情報連絡、警戒・検査の強化についての連携訓練や水際対策に係る情報交換を随時実施している。
		ii	◎平成21年度において、警備情報収集・分析体制の強化に伴う経費等を措置するとともに、管区情報調査官を措置した。
② 情報収集の強化及び出入国管理関係法令の適切かつ厳格な運用	法務省	i	○個人識別情報などによって判明した上陸拒否事由に該当する者に対しては、引き続き厳格な上陸審査を実施している。また、テロ行為等を行うおそれのある者に対しては、退去強制手続を執ることとしている。
		ii	○平成21年5月下旬から約6か月、タイのバンコク国際空港にリエゾン・オフィサーを派遣し、本邦向け航空機等に搭乗する外国人の旅券について、航空会社の職員に助言を行ったり、出入国管理に関する情報収集を行う予定。
③ 事前報告情報等の効果的活用・資機材の整備等	法務省	i	◎乗員上陸許可書を所持する外国人が、乗員上陸の許可を受けた者であるか否かを即時的に確認するために、乗員上陸許可書に加えて、顔写真がはり付けられている旅券又は乗員手帳の携帯・提示義務を課す規定を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法等の改正案を、第171回国会に提出している。
		ii	○平成22年2月の空港シングル・ウィンドウ化に向け、当局の事前旅客情報システム(APIS)のシステム改修等の準備作業を実施する予定である。
		iii	○偽変造文書鑑識技術者を対象とした偽変造文書鑑識技術者研修及び、偽変造文書鑑識機器を設置した海空港職員に対する鑑識機器研修を実施する予定である。
		iv	◎上陸審査時に提供される指紋の品質値について厳格な基準を設け、それが一定程度以下の場合には、入国審査官が指の状態を目視の上、指紋に偽装がないかの確認を実施している。
④ 海上警備・沿岸警備の強化(再掲)	内閣府 農林水産省	i	◎(再掲:第3-1-①-府、農-i)漁業取締船による取締活動及び関係機関への迅速な情報提供の実施。
	警察庁	i	◎(再掲:第3-1-①-警-i)密航監視哨員制度の見直し及び沿岸警備協力会との連携
	法務省	i	◎(再掲:第3-1-①-法-i)船舶による不法出入国対策の強化。
	財務省	i	◎(再掲:第3-1-①-財-i)MOUを締結した国内の関連業界団体に対する不審情報の提供依頼。
ii		◎(再掲:第3-1-①-財-ii)監視艇を活用した離島や洋上における取引等による密輸入に対する監視取締り及び情報収集の積極的な実施。	

施策名	省庁名	実施状況
	海上保安庁	i ◎(再掲:第3-1-①-海-i)関係機関等との合同パトロール、警戒活動等の実施。
		ii ◎(再掲:第3-1-①-海-ii)海上警察力の充実強化のための経費(1,685百万円)の措置。
	防衛省	i ◎(再掲:第3-1-①-防-i)艦艇や航空機による警戒監視活動の実施及び海上保安庁との共同訓練の実施。
⑤ 改正SOLAS条約を踏まえた港湾及び船舶の保安対策の推進(再掲)	国土交通省	i ◎(再掲:第3-1-②-国-i)国際航海船舶の検査を実施し、船舶保安証書を交付。
	国土交通省	ii ◎(再掲:第3-1-②-国-ii)海事保安体制の整備・強化のための経費(113百万円:平成21年度)を措置。
	国土交通省	iii ◎(再掲:第3-1-②-国-iii)保安規程の承認を受けた国際埠頭施設の立入検査の実施。
	海上保安庁	i ◎(再掲:第3-1-②-海-i)国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく本邦の港に入港する船舶に対する規制の適切な実施。
	海上保安庁	ii ◎(再掲:第3-1-②-海-ii)国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく事前入港通報に対応するための経費(11百万円)の措置。
3 テロの手段を封じ込める対策の強化		
① NBCテロ等に使用されるおそれのある各種物質の管理体制等の強化	警察庁	i ○IAEAにおいて、核セキュリティ基本文書及び放射性物質防護に関する勧告文書の策定を進めているところ、関係省庁と放射性物質の適切な管理・防護の在り方について、関係省庁連絡会に参加し、検討を行っている。
	警察庁	ii ◎原子炉等規制法に基づき、経済産業省及び文部科学省と連携して、原子力施設に対する立入検査を実施している。
	警察庁	iii ◎感染症予防法に基づき、厚生労働省と連携して、特定病原体等所持者等の事務所又は事業所に対する立入検査を実施している。
	文部科学省	i ◎核物質又は放射性同位元素の取扱事業者に対して原子炉等規制法又は放射線障害防止法に基づき適切に検査を実施するとともに、保管・管理の徹底等を指導している。また、放射性同位元素については、IAEAにおける検討結果を踏まえ、放射性同位元素の厳格な管理のため、放射線源登録制度を導入すべく検討を行っている。
		i ◎薬事・食品衛生審議会において、平成20年12月に健康有害性を有する11物質を新たに毒物又は劇物に指定することが適当な旨の答申を受け、平成21年4月8日に新たに当該物質を毒物又は劇物に指定等する政令を公布した。

施策名	省庁名	実施状況
	厚生労働省	ii ◎毒物・劇物の指定及び流通・保管・管理等の推進を図るために、平成21年度予算において毒物劇物取締法施行費(56百万円)を措置した。
		iii ◎毒物劇物営業者及び毒劇物の業務上取扱者に対しては、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査を適時適切に実施し、違反が発見された事業者については再度の立入検査、報告書の徴収を行うなどにより、違反の確実な改善が図られるよう都道府県等に対して指導を行っている。
		iv ○NBCテロ等に使用されるおそれのある各種物質の管理体制等の強化については、国民保護法に基づく病原体等に関する調査について、引き続き内閣官房に協力していく。
		v ◎平成20年度において、特定病原体等取扱施設に対して、立入検査等を実施した。21年度も引き続き、立入検査等の実施計画を策定している。
	農林水産省	i ◎都道府県及び関連業界団体等に対し、NBCテロ等に使用されるおそれのある物質の販売時に不審な点がある場合やネット販売を行う場合には、用途及び本人確認を徹底する等協力を依頼した。
	経済産業省	i ◎NBCテロ等に使用されるおそれのある生物剤について、取扱事業者を対象とした保管・管理の徹底等を要請しているところ。
ii ◎平成21年度において、従来の化学兵器禁止法の規制に係る取組の他、製造事業所の自主的なテロ対策に求められる基本的要件の検討等も含め、約47百万円の調査費を措置した。		
② マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の推進(再掲)	警察庁	i ◎ (再掲:第4-2-①-警-i) 組織的犯罪処罰法等に係るマネー・ローンダリング犯罪の摘発の徹底
		ii ◎ (再掲:第4-2-①-警-ii) 平成21年度において、マネー・ローンダリング対策強化に係る経費(5百万円)を措置
	法務省	i ◎ (再掲:第4-2-①-法-i) 各種法令の積極的な活用等による厳正な科刑の実現・犯罪収益等の的確な剥奪。
③ 犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化(再掲)	金融庁 警察庁 財務省 国土交通省	i ◎ (再掲:第4-2-②-金警財国-i) 特定事業者に対する説明会等の実施
	金融庁	i ◎ (再掲:第4-2-②-金-i) 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認及び疑わしい取引の届出を的確に行うための銀行等の内部管理態勢の検査・監督
		ii ◎ (再掲:第4-2-②-金-ii) 「疑わしい取引の参考事例」の追加
	警察庁	i ◎ (再掲:第4-2-②-警-i) 特定事業者に対する行政調査等の実施

施策名	省庁名		実施状況
	総務省	i	◎(再掲:第4-2-②-総-i)電話受付代行業者に対する指導・監督の実施
	法務省	i	◎(再掲:第4-2-②-法-i)犯罪収益移転防止法の運用・解釈に関する日本司法書士会連合会への周知
	厚生労働省	i	◎(再掲:第4-2-②-厚-i)労働金庫に対する検査・監督の実施
	農林水産省	i	◎(再掲:第4-2-②-農-i)農・漁協系統金融機関(農協、漁協、信農連、信漁連、農林中金)に対する検査・監督の実施
		ii	◎(再掲:第4-2-②-農-ii)農・漁協系統金融機関の振興団体及び自主規制団体に対する所属会員への周知徹底の要請
	経済産業省	i	◎(再掲:第4-2-②-経-i)犯罪収益が疑われる者の業界への周知及び特定事業者に対する指導の実施
	国土交通省	i	◎(再掲:第4-2-②-国-i)宅地建物取引業者向けのQ&Aの作成、公開
ii		◎(再掲:第4-2-②-国-i)不動産業監視官の設置	
④ FIUの充実・強化(再掲)	警察庁 外務省	i	◎(再掲:第4-2-③-警外-i)情報交換枠組みの締結推進
⑤ 疑わしい取引に関する情報分析能力の強化(再掲)	警察庁	i	◎(再掲:第4-2-④-警-i)情報提供先機関との連携強化
⑥ FATF相互審査を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化(再掲)	金融庁 警察庁 法務省 外務省 財務省	i	◎(再掲:第4-2-⑤-金警法外財-i)関係省庁連絡会議等における、対日相互審査のフォローアップの実施。
4 情報機能等の強化及び違法行為の取締りの徹底			
① テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化	内閣官庁	i	◎内閣情報会議の構成員に内閣官房副長官補(内政、外政、安全保障・危機管理)を加え、情報部門と政策部門の連携を強化した上で、当該会議を実施した。
		ii	◎政府の中の情報をより密接に活用し共有する体制を作るため、従来の情報コミュニティである内閣情報調査室、警察庁、公安調査庁、外務省、防衛省に加え、拡大情報コミュニティとして金融庁、財務省、経済産業省、海上保安庁を参加させることとし、政府の中の情報をより密接に活用する体制を強化した上で、当該会議を実施した。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	iii ◎内閣情報会議を踏まえ、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査を行った。
	警察庁	iiii ◎各省庁からの情報提供など、政府部内のあらゆる情報を活用しつつ、総合的な分析を行う内閣情報分析官を設置し、官邸首脳を始めとする政策部門に高度の分析結果を報告する体制を強化した上で、官邸幹部及び関係各省庁に対し各種報告を行った。
	警察庁	i ◎平成21年3月に、数か国のテロ対策担当者を招へいし、地域テロ対策協議を開催するなど、外国治安情報機関等との情報交換を推進した。
	警察庁	ii ◎爆発物原材料取扱事業者、旅館・ホテル業者等の各種事業者に対し、不審情報の通報を依頼するなどの働き掛けを行っている。特に、爆発物原材料については、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と連携して取引実態の把握に努めており、取扱事業者に対して、実態に即した管理強化や不審な顧客情報の警察への通報等につき働き掛けを行っている。
	公安調査庁	i ◎平成21年度において、テロの未然防止のための情報収集及び分析機能の強化を図るため、212百万円を措置した。また、国際テロ調査体制の充実強化のため、公安調査官の増員(34人)を措置した。
	公安調査庁	ii ◎外国関係機関との連携、情報交換を緊密に行うなど、国内外の関係機関との協力態勢を一層強化しているほか、国内において、国際テロ組織とのかかわりが疑われる人物や組織の有無などに関する情報の収集・分析に努め、得られた情報や分析結果を適時・適切に政府・関係機関に提供している。
	公安調査庁	iii ◎国際テロ情勢の分析に資する継続的な調査研究を実施するなどして、分析機能の充実強化に努めるとともに、平成21年4月には、国際テロに関する基礎資料として「国際テロリズム要覧」を作成し、政府・関係機関等に配付した。
	外務省	i ◎情報コミュニティと連携を図りながら、在外公館のネットワーク等を通じて、広範な情報を収集するとともに、有識者の知見も活用しつつ、関連情報の分析・調査を行った。
	文部科学省	i ◎放射性物質の取扱い事業者に対し、法令に基づいた譲渡譲受制限の遵守の徹底を指導するとともに、放射性物質の分析機関等に対し、規制に抵触するおそれのある放射性物質が見つかった際に当省への報告を求める要請文を発出した。
	厚生労働省	i ◎爆発物の原料となり得る劇物等を取り扱う毒物劇物業者等に対する当該物質の適切な保管管理の指導の徹底及び警察当局への協力等について平成20年10月に各都道府県等に依頼し、引き続き指導を行っている。
	厚生労働省	ii ◎外国からの要人の訪問等に際し、毒物劇物業者等に対し毒劇物の保管管理、盗難等事故発生時の保健所・警察署・消防機関への速やかな届出の徹底を指導し、及び警察当局等との緊密な連携体制の強化に努めるよう各都道府県等に協力を要請している。

施策名	省庁名	実施状況
		iii ○医療機関における化学剤及び放射性同位元素の保管管理に係る仕組みの構築に関する検討について、その検討内容にもよるが、基本的には内閣官房に協力していく。
		iv ◎平成20年度において、特定病原体等取扱施設に対して、立入検査等を実施した。21年度も引き続き、立入検査等の実施計画を策定している。
	農林水産省	i ◎(再掲:第6-3-①-農-i)都道府県及び関連業界団体への協力依頼の実施
	経済産業省	i ◎NBCテロ等に使用されるおそれのある生物剤について、取扱事業者を対象とした保管・管理の徹底等を要請している。
		ii ◎原子炉等規制法に基づき策定が義務付けられている核物質防護規定に従い、原子力事業者は緊急時対応計画を定め、異常な事象が認められた際に速やかには関係機関へ連絡する体制を整備している。
	国土交通省	i ◎平成21年4月に宿泊関係団体に対し、宿泊者名簿への正確な記入、外国人旅行者について旅券の写しの保存、事件・事故発生時の連絡・救助体制の再確認・周知などを内容とするテロ対策の徹底について参加会員に周知するよう要請した。
海上保安庁	i ◎(再掲:第6-2-①海保-ii)管区情報調査官の増員	
② カウンターインテリジェンス機能の強化	内閣官房	i ◎内閣官房内閣情報調査室に設置されたカウンターインテリジェンス・センターにおいて、カウンターインテリジェンスに関する情報の収集及び分析を行い、その成果を各省庁に配付した。
		ii ◎「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」に基づき、各省庁において特別管理秘密の管理に関する内部規則を策定し、平成21年4月に施行した。
		iii ◎内閣官房の職員に対し、カウンターインテリジェンス意識の啓発を図るための研修を実施した。
		iv ◎各省庁における職員のカウンターインテリジェンス意識の啓発及び特別管理秘密取扱職員に対する研修を支援するため、カウンターインテリジェンス・センターにおいて教材を作成し、各省庁に配付した。
	警察庁	i ◎平成21年3月に「特別管理秘密文書の管理に関する訓令」を策定し、秘密取扱者適格性確認制度、管理責任体制等を確立し、警察庁におけるカウンターインテリジェンス機能を強化した。
		ii ◎平成20年4月に体制を整備し、カウンターインテリジェンスに係る情報の収集並びに職員に対する意識啓発及び指導を推進している。
		iii ◎平成20年度において、各種研修の場で、カウンターインテリジェンスに関する講義を設け、職員の意識啓発や制度の周知徹底に努めた。

施策名	省庁名	実施状況
	公安調査庁	<p>i ◎平成21年度において、カウンターインテリジェンス関連の情報収集及び外国情報機関員の情報収集活動による被害を防止するため、3百万円を措置した。</p> <p>ii ◎我が国の公共の安全に影響を及ぼす外国機関の我が国に対する情報収集活動の実態解明に向け、国内外の関係機関との連携を強化しつつ、関連情報の収集・分析に努めるとともに、得られた情報や分析結果を適時・適切に政府・関係機関に提供している。</p> <p>iii ◎平成20年度において、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」に基づき、カウンターインテリジェンスに関する庁内の管理責任体制を確立したほか、特別管理秘密に係る基準についても、関連規程の整備を実施し、平成21年度には同基準の運用を開始した。</p> <p>iv ◎平成20年度は、研修所で実施する各種研修において、情報保全(カウンターインテリジェンスや情報セキュリティを含む)に関する講義を設け、職員の意識向上や遵守事項の周知徹底に努めた。また、平成21年度においても、情報保全に関する講義を実施している。</p>
	外務省	<p>i ◎平成19年8月、大臣官房総務課の下に情報防護対策室を設置し、本省及び在外公館における情報防護対策の総合的な企画・立案を行うとともに、関連内規の整備、研修の強化、パソコンからの情報漏洩対策等の取組を積極的に実施している。</p> <p>ii ◎平成19年度及び同20年度において、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」に基づき、関連内規の改正等を通じ、情報収集・共有、事案対処等の体制整備に加え、関連研修の強化を行った。</p> <p>iii ◎特別管理秘密制度施行の準備のため、平成20年度を通じて省内体制の整備及び必要な制度の構築を実施した。</p>
	海上保安庁	<p>i ◎平成21年度において、秘密情報保全体制の強化を図るための経費を措置した。</p>
	防衛省	<p>i ◎平成21年3月に、防衛省におけるカウンターインテリジェンスに関する方針を策定するとともに、カウンターインテリジェンス情報を集約・共有することを目的として、防衛省カウンターインテリジェンス委員会を設置。</p> <p>ii ◎平成21年4月から、政府統一基準に基づき、特別管理秘密の制度の運用を開始した。</p> <p>iii ◎平成21年度において、カウンターインテリジェンスに関する情報の効果的な収集・共有等を図るため、これまで各自衛隊に設置されていた情報保全隊を統合し、自衛隊情報保全隊(仮称)を新編するとともに、所要の増員を実施した。</p>

施策名	省庁名		実施状況
③ 極左暴力集団、右翼、国際テロ組織等による違法行為の取締りの徹底	警察庁	i	◎極左暴力集団、右翼によるテロ・ゲリラ、国際テロ組織による各種テロ等の違法行為の取締りを徹底するよう、都道府県警察に対して指導等を行うとともに、平成21年度において、各種情報収集用資機材の整備に係る経費(534百万円)を措置した。
	海上保安庁	i	◎(再掲:第6-2-①海保-ii)管区情報調査官の増員
5 重要施設等の警戒警備及び対処能力の強化			
① テロ等の未然防止のための重要施設・要人等の警戒警備の強化	警察庁	i	◎機動隊等による政府関連施設等の重要施設の警戒警備を徹底するとともに、国及び地域レベルにおいて開催される鉄道テロ対策連絡会議等を通じて、事業者等への働きかけを実施し、自主警備態勢の強化を図った。
		ii	◎平成20年12月4日の副大臣会議における各省庁申合せを踏まえ、平素から各省庁との連絡態勢を整備するとともに、情勢に応じて必要な警戒警備の実施を推進した。
		iii	◎原子炉等規制法に基づき、経済産業省及び文部科学省と連携して、原子力施設に対する立入検査を実施し、核物質防護の強化を図った。
		iv	◎感染症予防法に基づき、厚生労働省と連携して、特定病原体等所持者等の事務所又は事業所に対する立入検査を実施し、生物テロの未然防止を図った。
	文部科学省	i	◎外国より要人等が来日する際、放射性物質の取扱い事業者に対し、管理体制の強化・徹底を改めて呼び掛ける通知を発出している。また、特定の原子力施設においては、原子炉等規制法に基づいた防護措置を義務づけるとともに、当該防護措置の遵守状況等に係る検査を実施している。
		ii	◎(独)日本原子力研究開発機構においては、平成19年度に強化した防護措置及び警備体制による核物質防護体制を維持している。また、核不拡散上機微な物質を取扱っている施設につき、核物質の監視及び核物質の計量管理等を行っている。
	経済産業省	i	◎要人等の来日(直近では5月ロシアプーチン首相)の際、原子力施設を管理する関係事業者に対して、保安管理の徹底を実施するよう要請し、自主警備態勢の強化を図っている。また、防護措置の実効性を監視するために、定期的(年1回)に核物質防護検査を実施しており、今後も引き続き実施していく。
	国土交通省	i	◎警察等関係機関との連携強化及び空港の外周フェンス等へのセンサー設置及び増設等により警戒警備態勢の強化している。
	海上保安庁	i	◎臨海部における原子力施設、米軍施設、国際空港等について、必要に応じた警戒を実施し、要人の臨海部及び海上への進出があれば、所要の警備を実施している。
	② 交通機関のテロ対策の推進		i

施策名	省庁名		実施状況
	国土交通省	ii	○鉄道において、テロに使用される可能性のある爆発物を検知するシステム等、鉄道テロ対策に資する新しい技術の活用の可能性について、鉄道駅における実証実験を含めて調査・検討を実施する予定である。
		iii	○空港の外周フェンス等へのセンサー設置及び増設等による空港警備の強化と、各事業者に、航空保安対策の強化・徹底を指示している。
③ 緊急事態への対処能力の強化	警察庁	i	○平成21年度において、緊急事態への対処態勢の強化を図るべく、SAT、NBCテロ対応専門部隊等の機能強化に資する装備資機材の整備に係る経費(292百万円)を措置した。
		ii	○緊急事態への機動隊等の対処能力の向上を図るため、NBCテロ対応専門部隊等において、爆発物処理資機材や生物・化学剤検知資機材の習熟訓練を実施したほか、消防、海上保安庁、海外治安機関等との各種合同訓練を実施した。
	消防庁	1	○地方公共団体等における緊急事態への対処能力を強化するため、平成20年度においては、18県において、具体的なテロ事案を想定した国民保護共同訓練を実施した(予算措置94百万円)。平成21年度においても、国民保護共同訓練の実施のため、94百万円を措置した。
		ii	○人命救助体制の強化を図るため、高度な技術・資機材を有する特別高度救助隊及び高度救助隊を整備している。また、大型除染システム、化学剤検知器及び生物剤検知器などの資機材を国において整備し、特別高度救助隊及び高度救助隊に配備している。平成21年度については、特殊災害対応自動車やテロ災害対応資機材を配備するため、約36億3千万円を予定している。
	海上保安庁	i	○平成21年度予算において、老朽・旧式化した巡視船艇・航空機の代替整備等のため、巡視船艇34隻(うち継続17隻)、航空機11機(うち継続5機)等を措置した。
	防衛省	i	○ゲリラや特殊部隊による攻撃への対応のため、移動監視レーダー等を整備するとともに、警察との連携の強化のため、治安出動に係る警察との共同訓練を実施している。また、核、生物、化学兵器による攻撃への対処のため、ワクチンや除染装置等を整備するとともに、NBC防護訓練を実施している。さらに、大規模・特殊災害への対応のため、救難捜索用航空機等を整備するとともに、自衛隊統合防災演習等の災害対処訓練を実施している。
6 サイバーテロ対策・サイバーインテリジェンス対策			
① サイバーテロ・サイバーインテリジェンスに関する対策の強化	内閣官房	i	○サイバーテロ、サイバーインテリジェンス対策のため、サイバー攻撃に係る情報収集・分析等を行っている。
		i	○サイバーテロ、サイバーインテリジェンス対策のため、外国関係機関との情報交換等を実施し、情報の収集・分析等を行っている。
	ii	○平成21年度において、サイバーテロ対策に従事する警察職員に対する技能向上のため、警察庁主催による教養訓練を2回実施することとしている。	

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	<p>iii ◎サイバーテロ対策に従事する警察職員に対する技能向上のための教育等を実施している。</p> <p>iv ◎(再掲:第5-3-①-警-x ii)サイバー空間におけるテロの予兆等の早期検知のため、リアルタイム検知ネットワークシステムの更新・高度化を実施し、運用を開始した。</p> <p>v ◎(再掲:第5-3-①-警-x)FIRSTの技術会合に出席し、参加機関との情報共有等を実施した。</p> <p>vi ◎(再掲:第5-3-①-警-x i)平成21年度予算において、サイバー攻撃に関する情報交換のため、FIRST参加等に係る経費を措置した。</p> <p>vii ◎平成21年度予算において、サイバーテロ発生時の確かな緊急対応を行うため、緊急対応用資機材の更新・強化に係る経費(94百万円)を措置した。</p> <p>viii ○平成21年度において、サイバーテロ対応態勢の充実強化のため、警察情報通信学校において「情報通信技術専科(サイバーテロ対策技術)」を実施する。</p>
	公安調査庁	<p>i ◎政府のサイバーテロ・サイバーインテリジェンスに関する対策に資する関連情報を収集する態勢の強化に向け、外国関係機関との連携、情報交換を緊密に行うなど、これら機関との協力態勢の強化に努めている。</p> <p>ii ○平成21年度において、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスに関する情報収集・分析業務に従事する職員の調査・分析能力等の向上を図る研修等を実施する予定。</p>
	防衛省	<p>i ◎防衛省の保有する情報システムに対するサイバー攻撃等に関する脅威／影響度の分析・対応能力をさらに向上させるため、ネットワークセキュリティ分析装置を研究試作するとともに、平成20年度に引き続き、不正アクセス監視・分析技術、サイバー攻撃分析技術及びアクティブ防御技術等について基礎的な研究を実施中。また、情報システムの情報保証を確保するため、サイバー攻撃及びサイバー攻撃対応に係る最新技術動向を継続的に調査するとともに、一元的な対応態勢等について調査研究を実施中である。</p>
② 重要インフラ事業者等との連携の強化	警察庁	<p>i ◎都道府県警察に設置されたサイバーテロ対策プロジェクトと警察庁サイバーフォースが各重要インフラ事業者等を訪問し、システム管理者に対する指導・助言、ペネトレーションテスト及び技術情報の提供等を実施している。また、重要インフラ事業者等との連携の深化を図るため、サイバーテロ対策セミナー、共同訓練等を実施している。</p>
7 大量破壊兵器の拡散等国境を越える脅威に対する対策の強化		
① 大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止に向けた体制の強化等	警察庁	<p>i ◎平成20年9月にニュージーランドで実施されたPSI(拡散に対する安全保障構想)海上阻止訓練へ、警視庁と大阪府警察のNBCテロ対応専門部隊が参加し、参加国が共同して採り得る移転及び輸送阻止のための措置を検討・実践したところであり、21年も引き続き参加することとしている。</p>

施策名	省庁名	実施状況
		ii ◎平成21年3月及び5月に、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがあるとして、外国為替及び外国貿易法により輸出が規制されている貨物を不正輸出した事件を検挙した。
	公安調査庁	i ◎平成21年度において、大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止のための情報収集及び分析機能の強化を図るため、10百万円を措置した。
		ii ◎我が国から拡散懸念国等に対する大量破壊兵器及び通常兵器の製造等への転用が可能な汎用品の不正輸出等の実態解明に向け、国内外の関係機関との連携を強化しつつ、関連情報の収集・分析に努めるとともに、得られた情報や分析結果を適時・適切に政府・関係機関に提供している。
	外務省	i ◎5つの国際的な輸出管理レジームにつき、各会合への対応やアジア輸出管理セミナーの開催等のアウトリーチを通じたレジーム強化に貢献している。
		ii ◎2003年11月以降、5回にわたりアジア不拡散協議(ASTOP)を開催し、アジアにおける不拡散の取組強化につき協議している。
		iii ◎海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約2005年議定書の締結について、引き続き必要な検討の実施している。
		iv ◎拡散に対する安全保障構想(PSI)に関し、海上阻止訓練の主催、他国主催の訓練への参加、関連会合への出席等を通じて、大量破壊兵器等の拡散防止のための我が国の取組を向上するとともに、関係国との連携を強化している。(関係省庁: 安危室、内調、警察庁、法務省、公安庁、財務省、水産庁、経産省、国交省、海保庁、防衛省)
	財務省 外務省 国土交通省	i ○平成21年3月から横浜港南本牧ふ頭において、港において放射性物質検知能力を強化し、核物質等の拡散防止を目的とする、米国が主導しているメガポート・イニシアティブのパイロット・プロジェクトを実施中(外務省・財務省・国土交通省)。また、平成21年度において、パイロット・プロジェクト実施経費を措置した。
	経済産業省	i ◎国内外の関係機関とも連携し、安全保障貿易管理を厳格に実施するほか、輸出関連企業や大学・研究機関等に対し、安全保障貿易管理制度の説明会を全国各地で開催するなど、制度の普及啓発に努めている。また、第171回通常国会において外国為替及び外国貿易法(外為法)の一部を改正する法律案が成立。大量破壊兵器関連物資等に係る技術流出の防止の徹底を図るとともに、無許可の輸出・技術取引の罰則を強化。
海上保安庁	i ○平成15年のPSI発足当初から総会及び専門家会合等へ職員を派遣しているほか、各国と連携した海上阻止訓練に巡視船等を派遣しており、平成20年9月のニュージーランドでの海上阻止訓練には職員を派遣した。今後とも引き続き、他国との共同対処能力の練度を維持向上するため合同訓練に可能な限り参加し、関係国との共同対処能力をさらに高めていくこととしている。	
② 海賊対策の強化	内閣官房	i ◎海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定める「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」を第171回通常国会に提出し、平成21年6月19日に成立した。

施策名	省庁名	実施状況
	法務省	◎「海賊対処法」の成立に向けて、関係各省庁と連携し、法制度上の検討を行った。
	外務省	◎これまでに、(1)イエメン及びオマーンの海上保安機関の職員の招聘・研修など周辺沿岸国の海上取締能力の向上のための取組、及び(2)海賊事案増加の背景にある不安定なソマリア情勢の安定化のための人道支援や国際機関等を通じた治安向上のための支援を実施している。
	農林水産省	◎我が国遠洋漁船に対し、危険海域等の情報提供及び指導を実施した。
	国土交通省	◎平成21年3月30日、海上警備行動に基づき海上自衛隊の自衛艦が商船の護衛活動を開始。国土交通省が船舶運航事業者等に対し、個々の船舶に係る運航会社、積荷、輸送計画等の事実関係を確認して、護衛対象船舶の案を作成し、防衛省に連絡する役割を果たしている。
	国土交通省	◎平成21年1月26～29日、ジブチにおいて開催されたIMO主導のソマリア周辺海域海賊対策地域会合にあわせ、国土交通省の資金協力によるワークショップを開催し、日本主導で設立された東南アジアの地域協力の枠組み(ReCAAP)や海上保安取締能力向上に関する支援実績等を生かした取組を提案した。
	海上保安庁	◎東南アジア海域については、沿岸諸国の海上保安機関の能力向上のため、巡視船の派遣による連携訓練等の実施、研修生の受入れ、専門家の派遣等の人材育成支援を中心とした取組を継続的に実施している。
	海上保安庁	◎ソマリア沖・アデン湾については、海上警備行動の発令によりソマリア沖・アデン湾に派遣されている自衛艦に海上保安官を同乗させ、必要に応じて海賊の逮捕、取り調べ等の司法警察活動を行うこととしている。また、周辺諸国の海上保安機関の能力向上のための取組を行う。
	海上保安庁	◎平成21年度予算において、海賊対策のための経費(138百万円)を措置した。
	防衛省	◎海賊対処のための新法が整備されるまでの当面の応急措置として、海上警備行動により、本年3月からアデン湾に護衛艦を派遣し、日本関係船舶の護衛を実施している。また、本年5月には固定翼哨戒機P-3Cの派遣命令を発出し、アデン湾内の警戒監視、情報の収集及び提供のため、P-3C2機を派遣することとした。
8 北朝鮮による日本人拉致容疑事案等への対応		
① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進	内閣官房	◎すべての拉致被害者の方々の一刻も早い帰国、真相の究明及び被疑者の引渡しを実現すべく、「対話と圧力」の姿勢をもって、拉致問題対策本部を中心に、政府一体となって全力で取り組んでいる。

施策名	省庁名		実施状況
② 拉致容疑事案等への対応強化のための情報収集・分析機能の強化	警察庁	i	◎海外治安情報機関との間で、外事情報部長によるハイレベルかつ緊密な情報交換を行うとともに、新設された外事調整指導官の指導・調整の下での実務担当者による積極的な情報交換を実施するなど緊密な連携を図ることにより、情報収集・分析体制の強化を図っている。
	公安調査庁	i	◎平成21年度において、日本人拉致容疑事案等への対応に係る情報収集及び分析機能の強化を図るため、153百万円を措置した。
		ii	◎日本人拉致問題等の解明に向け、拉致被害者の安否・動静などに関する情報や北朝鮮の動向に関する情報の収集・分析に努めるとともに、得られた情報や分析結果を適時・適切に政府・関係機関に提供している。
	海上保安庁	i	◎(再掲:第6-2-①海保-ii)管区情報調査官の増員
③ 拉致問題の解決に向けた外交交渉の継続	外務省	i	◎平成20年6月、日朝実務者協議を実施。北朝鮮側は「拉致問題は解決済み」との立場を改め、拉致問題に関する調査のやり直し等を表明した。
④ 北朝鮮による人権侵害問題に関する啓発活動の推進	法務省	i	◎内閣官房拉致問題対策本部作成の「民間と連携した広報活動」のポスター・チラシを各法務局・地方法務局へ配付し、来庁者の目に入りやすい場所に掲示するなど効果的な広報活動の実施を依頼した。
		ii	◎平成21年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間のポスター・インターネットバナー広告を同週間に合わせ作成する予定である。
	各省庁	i	◎平成20年の北朝鮮人権啓発週間(12月10日～16日)において広報ポスターの掲示や広報チラシの配付など各種広報を実施し、21年も実施することとしている。
第7 治安再生のための基盤整備			
1 人的・物的基盤の強化			
① 地方警察官等の増員	警察庁	i	◎平成21年度において、子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための体制強化及び一層緻密かつ適正な検視業務を推進するための体制強化を図るため、地方警察官959人の増員を措置した。また、平成21年度において、警察庁職員等175人の増員を措置した。さらに、約10,700人の退職警察職員を交番相談員、警察安全相談員、スクールサポーター等の非常勤職員として活用している。
		ii	◎平成21年度において、地方警察官及び警察庁職員等の増員に係る経費を措置した。
② 治安関係職員の増員		i	◎平成21年度において、刑事施設の保安警備・処遇体制の充実強化等、少年院の教育処遇体制及び少年鑑別所の観護処遇体制の充実強化のため、刑事施設603人、少年院34人、少年鑑別所21人の増員を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
	法務省	ii ◎平成21年度において、検察体制の充実強化のため、検察庁職員の増員(303人)を措置した。
		iii ◎平成21年度において、更生保護制度の充実強化のため、保護観察官の増員(63人)を措置した。
		iv ◎平成21年度において、出入国審査の一層の厳格化、不法入国・不法滞在者の更なる縮減等を図るため、入国管理官署職員199人(入国審査官127人、入国警備官72人)の増員を措置した。
	公安調査庁	i ◎(再掲:第6-4-①-公安-i)公安調査官の増員(34人)を措置
	財務省	i ◎平成21年度予算概算要求において、水際における治安対策の強化を図るため(260人)の新規増員を措置した。
	外務省	i ○平成20年度には、外国人犯罪の30%以上を占める中国人(国籍別第一位)に対する査証審査体制を強化するため、在中国4公館に計6名の査証官を増員した。
	国土交通省	i ◎港湾における保安体制を確保し、水際対策の強化を図るため、地方整備局の港湾事務所等に配置される港湾保安調査官を18名増員した。これにより、地方整備局の各港湾事務所等に港湾保安調査官を少なくとも1名配置することが可能になるとともに、担務する施設数が多大な港湾事務所等や遠距離の港湾を担務する港湾事務所等における保安体制の充実強化を図ることができた。
	海上保安庁	i ◎平成21年度予算において、「空き巡視艇ゼロ」を目指して巡視艇の複数クルー制を拡充するなど、海上における治安対策を強化するため、現場要員等303人の増員を措置した。
厚生労働省	i ◎(再掲:第4-4-①-厚-i)麻薬取締官の増員を措置。	
③ 保護司活動の基盤整備	法務省	i ◎平成21年度において、保護司候補者検討協議会の設置経費として、27百万円を措置した(全国450か所)。
		ii ◎平成21年度において、更生保護活動サポートセンターの運営経費として、28百万円を措置した(全国21か所)。
④ 現場執行力の強化に向けた教育の推進	警察庁	i ◎平成21年度において、第一線における執行力強化のため、実戦的な教育訓練の充実に必要な資機材の整備に係る経費(49百万円)を措置した。
		ii ◎平成21年4月、ロールプレイング方式による現場対応措置及び指揮訓練の実施要領等を策定し、全国警察に対して同訓練の推進について指示した。

施策名	省庁名	実施状況
		iii ◎平成21年度予算において、110番通報等に迅速的確に対応するための地域警察デジタル無線システムの整備に係る経費(33,679百万円)を措置した。
	海上保安庁	i ◎研修の充実等により現場執行能力の強化を図っている。
		ii ◎平成21年度予算において、現場執行力の強化に向けた教育のための経費(10百万円)を措置した。
⑤ 関係機関間における人事交流の促進	警察庁	i ◎警察機関と海上保安庁、税関、入管、国税等との間において人事交流を実施している。
	法務省	i ◎法務省内において、組織間人事交流を実施しているほか、公正取引委員会、国税庁、証券取引等監視委員会等、関係府省間における人事交流を実施している。
	財務省	i ◎警察及び海上保安庁等との連携の維持、強化を図るため、人事交流を引き続き実施した。
	厚生労働省	i ◎平成21年度において、警察庁及び税関等との人事交流を実施している。
	海上保安庁	i ◎平成20年度において、犯罪取締り及び犯罪調査等に係る専門家の育成等治安関係職員の質的向上を図るため、関係機関との人事交流を実施した。平成21年度においても、関係機関との人事交流を実施している。
⑥ 留置施設の整備と留置業務の効率化の推進	警察庁	i ◎留置施設の整備に関しては、警察署の新築・増改築時に十分な規模の留置施設の整備を推進しており、平成21年度において、新たに12施設約200人分の収容力の増強に要する経費を措置した。
		ii ◎留置保護室の整備に関しては、新築・増改築する警察署については、留置施設に留置保護室を整備するよう指示しており、平成21年度において、新たに12施設16室の留置保護室の設置に要する経費を措置したほか、9都府県で単独事業として10施設10室の留置保護室の設置に要する経費が措置されている。
		iii ◎集中護送制度に関しては、平成20年10月1日現在、36都道府県が実施していたところ、平成21年4月1日現在、39都道府県で導入されている。なお、平成21年度予算で、集中護送に必要な護送車両の増強に要する経費(77百万円)を措置した。
	法務省	i ◎平成21年度において、都道府県警察から拡充要請のあった地方検察庁の同行室整備のため、34百万円を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
⑦ 治安関係施設等の整備	警察庁	i ◎適正な取調べを担保するため、取調べ室の透視鏡の設置及び机の床面固定等を推進している。
		ii ◎平成21年度予算において、警察署等警察施設の整備のための経費(22,574百万円)を措置した。
	法務省	i ◎平成20年度補正予算(第1号)において、刑務所等の矯正施設の耐震化・防災対策等のため、8,360百万円を措置した。
		ii ◎平成20年度補正予算(第2号)において、刑務所等の矯正施設の耐震化対策のため、3,456百万円を措置した。
		iii ◎平成21年度予算において、刑務所を始めとした矯正施設・宿舍の整備のため、102,586百万円を措置した。
		iv ◎平成21年度において、検察庁庁舎等の整備を図るため、9,326百万円を措置した。
		v ◎平成21年度において、老朽化等により機能が低下した更生保護施設の改善を期すため、更生保護事業費(施設整備事業)補助金(226百万円)を措置した。
vi ◎平成21年度において、更生保護施設における一層の受入促進を図るための経費として4,187百万円(うち、868百万円を再掲:第2-2-③-法-i-iii)を措置した。		
vii ◎社会福祉法人1法人が認可を受け、平成21年度から更生保護施設の経営を開始した。		
⑧ 現場執行力の強化に向けた装備資機材等の整備	警察庁	i ◎平成21年度予算において、街頭犯罪捜査体制強化に伴う資機材の整備に要する費用(155百万円)を措置した。
		ii ◎平成21年度予算において、小型警ら車の増強整備及び無線警ら車等の資機材の整備に要する費用(377百万円)を措置した。
		iii ◎平成21年度において、銃器を使用した立てこもり事件等に的確に対処するため、銃器使用立てこもり対策用の資機材等に係る経費(3,432百万円)を措置した。
		iv ◎平成21年度において、第一線警察の執行力強化に資するため、現場映像等所要の情報を伝送するための機動警察通信隊の装備資機材拡充に係る経費(1,026百万円)を措置した。
	海上保安庁	i ◎ (再掲:第6-5-③-海-i) 平成21年度予算において、巡視船艇34隻(うち継続17隻)、航空機11機(うち継続5機)等を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
⑨ 警察の現場執行力の強化に向けた技術の活用	警察庁	i ◎緊急車両が現場に到着するまでの時間の短縮と緊急走行に伴う事故防止を図るため、緊急車両の優先信号制御を行う現場急行支援システム(FAST)を整備し、平成21年3月末現在、13都道府県で運用中である。
		ii ◎警察庁から示した指針(「初動警察刷新強化に向けた精強な第一線警察構築の更なる推進について」(平成20年12月24日付け通達))に基づき、都道府県警察において緊急配備システム、地図情報システム等の整備の促進による通信システムを高度化するための施策を推進している。
		iii ◎平成21年度予算において、通信指令施設更新整備及び携帯電話発信地表示システムの導入に係る経費(4,013百万円)を措置した。
		iv ◎平成21年度予算において、「地域警察デジタル無線システムの整備」に係る経費(33,679百万円)を措置した。
⑩ 警察の情報基盤の強化	警察庁	i ○警察庁情報管理システムに係る業務継続計画を策定中であり、平成21年度中に策定が完了する見込みである。
⑪ 治安関係機関の通信システムの高度化	警察庁	i ◎平成21年度において、警察基幹通信網の再編に要する経費(24,570百万円)を措置した。
		ii ◎平成21年4月、高度化した警察基幹通信網の整備及び維持管理に必要とする知識及び技能を修得させるため、警察情報通信学校において「情報通信技術専科(IP)」を実施した。
		iii ◎平成21年2月、「公共ブロードバンドシステムに関する関係省庁連絡会議」に参画し、公共ブロードバンド移動通信システムの円滑な導入に向けて関係省庁と検討を行った。平成21年度においても、同会議を通じて検討を行う。また、平成21年度において、公共ブロードバンドシステムの早期導入のための実証実験に要する経費(8百万円)を措置した。
	総務省	i ◎公共ブロードバンド移動通信システムの技術的条件について、情報通信審議会に諮問し(平成21年4月)、検討を進めている。
⑫ 各種調査研究等の実施	内閣府	i ◎平成17年度より、学識経験者及び関係省庁等の職員で構成する「少年非行事例等に関する調査研究」企画分析会議を開催し、少年による非行事案の再発予防・少年非行の防止に資する継続的な調査研究を行っている。平成21年度予算(7百万円)を措置した。
	警察庁	i ◎平成21年度において、来日外国人少年非行防止対策研究会の開催に係る経費(4百万円)を措置した。
		ii ◎平成21年度において、青少年問題研究会の開催に係る経費(6百万円)を措置した。
		iii ◎平成21年度に、最近の少年非行の実態把握と効果的な非行防止に関する研究として、3百万円を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
	総務省	○今後、検討する予定である。
	法務省	○過去の事件から、無差別殺傷事件を取り上げて無差別殺傷事犯が起こる社会的背景や犯行の心理的要因を幅広く調査研究するため、現在、調査対象事件の選定をしているところである。今後、選定した調査対象事件記録を精査するなどして調査研究を実施する予定である。
	厚生労働省	◎関係省庁等(内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省・最高裁判所)において、「少年非行事例等調査研究」企画分析会議を実施している。
	文部科学省	i
ii		◎平成19年度より、テロ対策等の重要研究開発課題の研究開発を行う「安全・安心科学技術プロジェクト」(21年度予算額538百万円)を実施した。平成21年度は液体爆発物・危険物検知技術の開発を新たに開始(審査中)している。
iii		◎平成17年度より、(独)科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業において、戦略目標「安全・安心な社会を実現するための先進的統合センシング技術の創出」の下、CREST「先進的統合センシング技術」で研究開発を実施している。
2 犯罪の追跡可能性の確保、証拠収集方法の拡充		
① 犯罪の追跡の確実な記録と迅速かつ的確な犯罪捜査への協力確保	警察庁	◎ATMのほか、携帯電話、IP電話等が犯罪に利用された場合に捜査への的確な協力を得られるよう、関係事業者に対し犯罪捜査への協力確保について継続的な働きかけを行っている。
	法務省	◎検察当局において、捜査に不可欠な情報をより迅速かつ的確に収集することができるよう、具体的な事件捜査を通じて、電気通信事業者、金融機関等の事業者にも更なる理解を求め、捜査関係事項照会等への迅速かつ的確な対応を促している。
	海上保安庁	◎捜査に必要不可欠な情報をより迅速・的確に収集するために関係機関・事業者に対し、捜査関係事項照会への迅速・的確な対応を促し、携帯電話やIP電話が犯罪に使用されたときに捜査への的確な協力が得られるよう、関係事業者に対し必要な働き掛けを行うなど関係機関との連携を強化している。
② 国民からの情報提供の促進	警察庁	◎平成21年度において、広く国民から重要凶悪犯罪の被疑者検挙に資する情報の提供を受けるため、捜査特別報奨金制度(公的懸賞金制度)に係る経費(12百万円)を措置した。
③ 自動車ナンバー自動読取システムの一層の整備活用	警察庁	◎平成21年度において、盗難自動車の発見や自動車を利用した重要犯罪の捜査に活用するため、自動車ナンバー自動読取システムの整備に係る経費(22,324百万円)を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
	国土交通省	i ◎平成16年4月から、ナンバープレートが盗難、紛失している場合には、同一の登録番号による再交付は行わず、番号変更に対応することを運輸支局等に徹底している。
④ 客観的な証拠の収集方法の整備強化	警察庁	i ◎急増するDNA型鑑定需要に対処するため、平成21年度において、DNA型鑑定機材の更新及び警察庁における被疑者DNA型の大量鑑定に係る経費(6,421百万円)を措置するなど、体制の強化を図っている。 ii ◎科学警察研究所に置かれた法科学研修所において、各都道府県警察の鑑定技術職員を対象として、より高度なDNA型鑑定知識・技能の修得を目的とした研修を実施している。 iii ◎平成21年度において、通信傍受を一層的確かつ効果的に実施するため、通信傍受法用記録等装置の減耗更新と高度化に要する経費(47百万円)を措置した。 iv ◎各都道府県警察の警察官を対象に、通信傍受法を適正かつ効果的に運用するために必要な法的知識、装置の運用方法等を修得させることを目的とした教養を実施している。 v ◎有効な捜査手法等の導入・活用については、我が国の刑事司法制度全体の在り方とも深くかわるものであり、また、諸外国で活用されている多様な捜査手法等や刑事司法制度を十分に検討する必要があることから、諸外国における刑事司法制度及び各種捜査手法の運用状況等の調査を継続している。 vi ◎交通事故事件捜査体制を強化するため、衝突実験に基づく事故解析等を内容とする交通事故鑑識官養成専科を実施するなど、専従職員の捜査能力の一層の向上に努めている。また、すべての都道府県警察本部に交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官を設置した。
⑤ 犯罪捜査活動の密行性の強化	警察庁	i ◎(再掲:第4-4-①-警-ii)平成21年度において、薬物捜査用車両の整備に係る経費
	国土交通省	i ○今後、情勢に応じて、必要な検討を行う予定である。
⑥ 死因究明体制の強化	警察庁	i ◎平成21年度において、適正な検視業務を推進するため、検視における画像検査等に係る経費(131百万円)を措置した。 ii ◎適正な検視業務を推進するため、教養の充実、大学法医学講座等との連携促進等検視体制の強化を図っている。
	内閣官房 警察庁 法務省 厚生労働省 文部科学省 海上保安庁	i ◎内閣官房主催の「死因究明に関する検討会」において、関係省庁間で監察医制度の更なる活用等死因究明体制を強化するための方策について検討を進めている。

施策名	省庁名	実施状況
	厚生労働省	○死亡時画像診断(Ai)について研究を推進するとともに、平成20年度においては、医師の死体検案に対する意識・能力を向上させるため死体検案研修を実施している。
	文部科学省	○国公立大学医学部長会議(平成21年2月)等において、各国公立大学に対し、法医学を担う人材の養成、確保等に向けた取組の充実を要請している。
	海上保安庁	○より高度で専門的な法医学知識を職員に習得させるための法医学研修に係る予算を平成20年度から引き続き措置するとともに、的確な検視の実施に資する人員の増強、施設・資機材の整備等の推進について検討している。
		◎平成21年度予算において、法医学研修のための経費(1百万円)を措置した。
⑦ 科学捜査力の充実・強化	警察庁	<p>i ◎平成21年度において、第一線警察における科学捜査力の強化のため、鑑識・鑑定資機材等に係る経費(4,420百万円)を措置した。</p> <p>ii ◎〔再掲：第7-2-④-警-i〕DNA型鑑定機材の更新及び警察庁における被疑者DNA型の大量鑑定に係る経費(6,421百万円)を措置。</p> <p>iii ○画像の高度解析技術等先進的な科学技術の犯罪捜査への一層の活用を図るため、被疑者三次元顔画像データベースの整備について検討することとしている。</p> <p>iv ◎国内捜査関係機関が参加するデジタルフォレンジック連絡会の開催やデジタルフォレンジックの世界的権威であるNFIへの職員の派遣等を通じて情報共有を図るなど、関係機関等との連携の強化に努めている。</p> <p>v ◎平成21年度予算において、高度化、複雑化する犯罪に適切に対処するため、デジタルフォレンジック用資機材の増強に係る経費(436百万円)を措置した。</p> <p>vi ◎平成21年度において、デジタルフォレンジックに関する国際標準化等について議論するため、IOCE年次会合の開催に係る経費(8百万円)を措置した。</p> <p>vii ◎〔再掲：第5-3-①-警-iv〕G8ローマ/リヨン・グループに置かれたハイテク犯罪サブグループに参加するなど、国際連携・協力の強化に努めた。</p> <p>viii ◎〔再掲：第5-3-①-警-viii〕平成21年度予算において、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議に係る経費を措置した。</p> <p>ix ◎〔再掲：第5-3-①-警-ix〕平成21年度予算において、部外での教育訓練に係る経費を措置した。</p> <p>x ◎新たな通信手段の通信方式等の技術的事項について調査を実施し、通信傍受に関する技術的課題について研究を行っている。</p>

施策名	省庁名	実施状況
		x i ○平成21年度において、携帯電話等の電子機器解析能力の強化、解析に関する高度な技術を身につけた第一線職員育成のため、警察情報通信学校において「情報通信技術専科(電子機器解析)」を実施する。
		x ii ◎平成21年度において、科学捜査力の充実・強化を図るための研究・実験及びこれらを応用する鑑定・検査により、先進的な捜査技術、犯罪及び少年の非行防止手法を確立するための経費(1,469百万円)を措置した。
	海上保安庁	i ◎平成21年度予算において科学捜査力の充実・強化のための経費(24百万)を措置した。
⑧ 社会・経済情勢の変化に応じた有効な捜査手法等の導入・活用の検討	警察庁	i ◎(再掲:第7-2-④-警-v)諸外国における刑事司法制度及び各種捜査手法の運用状況等の調査の継続。
	法務省	i ○諸外国において活用されている司法取引、刑事免責、おとり捜査・潜入捜査、通信傍受等の捜査手法について調査を進めており、我が国の刑事訴訟手続に及ぼす影響などを踏まえつつ、これらの捜査手法の導入ないし積極的活用について引き続き検討している。
⑨ 犯罪の発生原因等の総合的分析の推進	警察庁	i ◎平成21年1月から、犯罪統計、犯罪手口等の情報を地図上に表示し、他の様々な情報と組み合わせるなどして、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を分析し、よう撃捜査等を支援する情報分析支援システム(CIS-CATS)の運用を開始した。
		ii ◎平成21年度において、情報分析支援システム(CIS-CATS)の導入整備に係る経費(2,135百万円)を措置した。
		iii ◎平成21年に、連続事件の事件リンク分析と犯人像推定の高度化に関する研究として7百万円を措置した。
		iv ◎平成21年に、生活安全警察の効率化に関する研究として2百万円を措置した。
		v ◎平成21年に、犯罪捜査の支援に関する行動科学的研究として3百万円を措置した。
3 裁判への的確な対応		
① 裁判員裁判への的確な対応	警察庁	i ◎各業指(押)印制度の導入、実況見分調書、検証調書、供述調書等の簡潔明瞭化等、裁判員の的確な心証形成のための工夫を講じている。
		ii ◎裁判員制度の下での証人出廷の機会の増加等に適切に対処していくため、証言要領等を含めた証人出廷に関する知識・技能の修得を図ることを目的として、証人として召喚される可能性のある警察官に対する教養を実施している。

施策名	省庁名	実施状況
		iii ◎平成20年9月から警視庁を始めとする5都府県警察において取調べの録音・録画の試行を開始し、21年2月末までの半年間で、66件実施した。同年4月以降は、全都道府県警察において試行を積み重ねている。今後、公判において取調べ状況を記録したDVDが利用された事例等の集積を図ることにより、裁判員裁判において自白の任意性の効果的・効率的な立証に資するにはいかなる方策が有効であるかをより多角的に検討していくこととしている。
	法務省	i ◎検察当局においては、平成20年4月から、原則として、裁判員裁判対象事件のうち自白調書を証拠調べ請求することが見込まれる事件の全件について検察官の判断と責任において、取調べの機能を損なわない範囲内で相当と認められる部分の録音・録画を試行してきたところ、本年2月、最高検察庁において、取調べの録音・録画の試行の検証結果を公表し、平成21年4月1日から録音録画を本格実施している。
		ii ◎検察当局においては、平成21年2月18日、「裁判員裁判における検察の基本方針」を取りまとめたところ、同基本方針では、刑事裁判になじみの薄い一般国民が裁判員として参加されることを踏まえ、簡にして要を得た供述調書を作成することなど、分かりやすく迅速で、かつ的確な立証を行うこととしている。
② 迅速で充実した公判審理の実現	法務省	i ◎検察当局においては、裁判所、弁護士会など関係諸機関の理解と協力の下に、模擬裁判等の多岐にわたる試行を積み重ねてきたところ、このような準備の成果を踏まえて、裁判員裁判の下における捜査・公判活動や態勢整備の在り方全般について検察としての基本的な考え方を、「裁判員裁判における検察の基本方針」として取りまとめ、平成21年2月18日、各地方検察庁に送付するとともに、公表した。